

近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-08-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 暁, 剛 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/17493 |

明治大学大学院農学研究科
2014 年度
博士学位請求論文

近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換

Transformation of land use in eastern Inner Mongolia in the
modern era

学位請求者 農業経済学専攻
国際開発経済論研究室
暁 剛 (シャオガン)

—目 次—

| | |
|--|-----------|
| 第 1 章 課題と方法 | 3 |
| 第 1 節 背景と課題 | 3 |
| 第 2 節 構成と方法 | 7 |
| 第 3 節 フィールド調査地の選定 | 8 |
| | |
| 第 2 章 内モンゴル自治区の農業概況 | 12 |
| 第 1 節 内モンゴル自治区の農業概況 | 12 |
| 第 2 節 東部内モンゴルの農業概況 | 24 |
| 第 3 節 通遼市およびホルチン左翼後旗の概況 | 26 |
| 3.1 通遼市概況 | 26 |
| 3.2 ホルチン左翼後旗の概況 | 27 |
| | |
| 第 3 章 漢族移民と開墾による土地利用方式の転換 | 34 |
| 第 1 節 ホルチン左翼後旗の誕生 | 34 |
| 第 2 節 漢族移民による人口増加 | 37 |
| 第 3 節 漢族移民と開墾による土地利用方式の転換 | 40 |
| 第 4 節 モンゴル族の定住化の時期 | 43 |
| | |
| 第 4 章 「半農半牧畜業」の形成 | 46 |
| 第 1 節 遊牧から定住放牧への転換 | 46 |
| 第 2 節 「半農半牧畜業」の形成 | 47 |
| 2.1 「モンゴル式農耕」から「満州式農耕」への転換 | 47 |
| 2.2 「満州式農耕」から「満州式+漢式農耕」への転換 | 48 |
| | |
| 第 5 章 土地改革と農業集団化 | 53 |
| 第 1 節 土地改革前の土地所有 | 53 |
| 第 2 節 土地改革と農業集団化 | 54 |
| 第 3 節 「各戸請負制」導入による土地所有の変化 | 56 |
| 第 4 節 草原に関する法律 | 58 |
| 第 5 節 「移民政策」による土地利用方式の転換 | 61 |

| | |
|---------------------------------|------------|
| 第 6 章 「半農半牧畜業」の転換 | 65 |
| 第 1 節 「各戸請負制」導入前の農業概況 | 65 |
| 1.1 「各戸請負制」に関する政策 | 65 |
| 1.2 「包産到組・連産計酬」の段階 | 69 |
| 第 2 節 「各戸請負制」の導入 | 73 |
| 2.1 耕地や草地の請負, 家畜の買い取り | 73 |
| 2.2 林地の請負 | 78 |
| 第 3 節 独立した農家経営の始まり | 80 |
| 3.1 農業生産における計画 | 80 |
| 3.2 化学肥料の導入 | 88 |
| 第 4 節 農民負担問題 | 89 |
| 4.1 各種賦課金 | 89 |
| 4.2 ガチャー財政における 1991 年の事例 | 94 |
| 4.3 両田分離実施方案 | 96 |
| | |
| 第 7 章 「改革・開放」後の土地利用方式の転換 | 99 |
| 第 1 節 ガチャーを事例としての土地利用方式の転換 | 99 |
| 1.1 調査ガチャーの概況 | 99 |
| 1.2 草地から耕地への転換 | 101 |
| 1.3 草地から林地への転換 | 102 |
| 第 2 節 「半農半牧畜業」の転換 | 104 |
| 2.1 雑穀生産からトウモロコシ単作への転換 | 104 |
| 2.2 家畜の飼育方式の変化 | 106 |
| 第 3 節 農家経営構造と規模 | 107 |
| | |
| 第 8 章 結論と今後の展望 | 112 |
| 第 1 節 結論 | 112 |
| 第 2 節 今後の展望 | 114 |
| | |
| あとながき | 115 |
| | |
| 参考・引用文献および資料 | 116 |

第1章

課題と方法

第1節 背景と課題

東部内モンゴルのモンゴル族は、伝統的に遊牧（定住地を持たない移動型の放牧）を中心とする牧畜業を行っていたが、現在では定住放牧による牧畜業と耕種農業を両立させた「半農半牧畜業」を営んでいる。

では、元々遊牧による牧畜業を行っていた東部内モンゴルのモンゴル族は、いかにして「半農半牧畜業」に転換したのだろうか。この質問の答えを簡単にまとめると、清朝期以降じわじわと進む、漢族の東部内モンゴルへの移民、開墾とこれにともなう草原面積の縮小により、遊牧を行うことが難しくなった東部内モンゴルのモンゴル族が清末期までに定住化し、定住放牧による牧畜業を行うようになった。その後、遊牧を前提とする粗放な「モンゴル式農耕」から、定住を前提とする「漢式農耕」への転換が進み、現在の「半農半牧畜業」の原型が形成された、ということになる。

この過程を、土地利用方式の転換という視点から一言で整理すると、草地が耕地に転換したということになる。しかしながら、実際の土地利用方式の転換には、長い年月を要しているうえに、多くの社会経済的要因が関係しており、単に草地が耕地に転換したというにはあまりに複雑である。なお、現在の「半農半牧畜業」の原型が形成された時期は、ほぼ満州国期（1932～1945年）であると考えられる。

その後、短い東モンゴル自治政府（1945～1947年）と内モンゴル自治政府（1947～1949年）の時代（表1-1参照）を経て、中華人民共和国が成立する（1949年）。中華人民共和国期は、大きく「改革・開放」前（～1978年）と「改革・開放」後（1978年～）に分けられる。

「改革・開放」前は、中華人民共和国政府が1955年に食糧増産のために「移民政策」を実施し、漢族の集団入植および草地開墾を行い、国営農牧場を建設した。また、1958年に集団農業システムとしての人民公社化を実現させた。「移民政策」や人民公社化は、「漢式農耕」の普及を促進することが期待されたが、大きな成果を上げられなかった。この過程を、同様に土地利用方式の転換という視点から整理すると、草地が耕地に転換したことに成功したものの、満州国期に形成された「半農半牧畜業」には大きな変化がみられなかった、ということになる。

「改革・開放」後は、1980年代初頭に「各戸請負制」（「農家を単位とする生産責任制」）が導入され、「漢式農耕」がさらに進み、食糧増産に成功し、「改革・開放」前の慢

性的な食糧不足問題を解決したが、1994年に「分税制」導入という中央政府の財税制改革と、「両田制」導入という地方政府の耕地の使い分け（「口糧田」と「承包田」）が実施され、農民負担問題が生じた。他方、2004年以降、トウモロコシの市場価格が高騰し、2005年に農業税が廃止（牧畜業税を含む）された。

「改革・開放」後の調査ガチャーにおいて、「各戸請負制」導入にともなう草地開墾（一回目の開墾、1980年代後半）、中央政府の「分税制」と地方政府の「両田制」実施にともなう草地開墾（二回目の開墾、1990年代後半）、トウモロコシの市場価格高騰にともなう草地開墾（三回目の開墾、2004年以降）、が行われた。最近では草地のみならず、荒地や劣等地まで開墾が進んでいる。

これらの政策転換やトウモロコシ市場価格高騰を経て、「半農半牧畜業」は大きな転換を迎えることになる。土地利用方式の転換や「漢式農耕」の普及にともない、草地や放牧地が減少し、放牧および天然牧草に頼る家畜の飼育方式、すなわち定住放牧が危機的状況に陥っていた。それが、近年では、トウモロコシ増産（トウモロコシの茎稈が飼料として使える。また、一部の農家はサイレージ用の青刈りトウモロコシを栽培している）にともない、舎飼いによる畜産業へと発展しつつある。

そのため、本研究における近代とは主に清朝成立（1636年）から中華人民共和国成立までの時期を対象としており、現代とは中華人民共和国成立から現在に至るまでの期間を指す。この時期区分は、土地利用方式の転換を分析するうえで、便宜を図るために区切ったものであるが、とくに草地の開墾主体においては、ねじれるところがある。すなわち、清朝期以降から「改革・開放」前までの草地の開墾主体は、主に漢族移民によるものである。「改革・開放」後の草地の開墾主体は、漢族移民によるものがほとんどなく、主にモンゴル族自身によるものである。

なお、内モンゴル自治区の歴史に関する研究は、大変盛んであるが、東部内モンゴルの農業を対象にした研究はそれほど多くない。そのなかで、ボルジギン（2003）は、東部内モンゴルに関する文献史料とフィールド調査を結合させることによって、蒙地開墾の歴史を解明したうえで、同地域における「農耕モンゴル人村落社会」の形成過程を描きだした。そして、「農耕モンゴル人村落社会」は、漢人社会と遊牧モンゴル人社会との間の衝突の産物であり、妥協の産物でもあるとしている。農耕モンゴル人村落形成の要因は、モンゴル社会内部の発展によって自発的におきたものではなく、漢人の入植、開墾という外部要因によってもたらされたものであるとしている。同氏の研究は、東部内モンゴルのモンゴル族社会に関する、歴史学的研究と社会学的研究を結合させた先駆として位置づけるべきであり、その功績は大きい。ただし、ボルジギン氏の関心は主にモンゴル族の定住化と村落形成にあり、定住化にともない形成された「半農半牧畜業」については、ほとんど触れられていない。

また、東部内モンゴルの農業に関して、吉田（2007a）は、近現代において、漢人移住者の進出によって、東部内モンゴルの経済は変容し、遊牧は大部分が「定着牧畜」と化

し、さらに「定着牧畜」が押しつけられる形で、半農半牧経済と農耕経済の地域が広く形成されたとしている。同氏の研究は、近現代内モンゴル東部の地域文化を理解するにあたって優れた研究であるといえる。しかし、「半農半牧」という概念を導入したものの、「半農半牧」の農法的ないし、農業経営的特徴について、具体的に言及されていないところが惜しまれる。

さらに、近年では東部内モンゴルにおける農牧業に関する研究は、過放牧や砂漠化、「退耕還林」など、生態環境の問題を取り上げたものが主であり、「改革・開放」後の「半農半牧畜業」の転換や農村経済に関する研究は皆無に近い。そのなかで、澤田(2004)は、本研究の調査旗に隣接するクルン(庫倫)旗におけるフィールドワークに基づき、地理学の立場から、「各戸請負制」導入後の土地利用方式や家畜飼育方式の変化について論じている。ただし、澤田(2004)においては、本研究が重視している中央政府の「分税制」や地方政府の「両田制」が土地利用方式の転換に与えた影響については、全く取り上げられていない。本研究では、現代における東部内モンゴルの土地利用方式の転換に、中央・地方の多くの政策が直接・間接に関わっていると考えている。

以上のような背景から、本研究では次の2つを課題とした。第1は、近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換をもたらした要因の解明である。第2は、近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換がもたらした影響の考察である。

まず、大きな1つ目の課題に関連して、2つの点を指摘できる。第一に、漢族移民による草地開墾である。すなわち、清朝における「借地養民」政策や「移民実辺」政策による草地開墾、中華民国期における軍閥による「私墾」、満州国期における「招民開墾」による草地開墾、中華人民共和国における「移民政策」による土地開墾である。なお、清朝と中華民国期における草地開墾にはモンゴル王公(貴族)の「私墾」も含まれる。

第二に、モンゴル族自身による草地開墾である。すなわち、「改革・開放」後の「各戸請負制」導入にともない食糧不足問題を解決するために1980年代後半に行った草地開墾、1994年の中央政府の「分税制」と地方政府の「両田制」実施にともなう草地開墾、2004年以降のトウモロコシ市場価格高騰にともなう草地開墾である。

次に、大きな2つ目の課題に関連して、2つの点を指摘できる。第一に、「半農半牧畜業」の形成である。第二に、「半農半牧畜業」の転換である。

東部内モンゴルの農業(「広義」)における牧畜業と耕種農業は、時代により異なる意味を持つ。清朝における農業は、遊牧による牧畜業を中心とし、「モンゴル式農耕」を補助的に行っていた。中華民国期における農業は、定住放牧を中心とし、耕種農業は「モンゴル式農耕」から「漢式農耕」に転換する前段であった。満州国期における農業は、定住放牧と「満州式農耕」の結合であり、すなわち、満州国期に「半農半牧畜業」の原型が形成された。

表1-1 東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換

| 政権 | 清朝 | | | 中華民国 | 満州国 | 東モンゴル自治政府 | 内モンゴル自治政府 | 中華人民共和国 | | |
|-------------|-------------|--------------|-----------|------------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------------------------|-----|
| | 1636～1801 | 1802～1899 | 1900～1911 | 1912～1931 | 1932～1945 | 1945～1947 | 1947～1949 | 1949～1978 | 1982～ | |
| 時期(年) | | | | | | | | 改革・開放前 | 改革・開放後 | |
| 統治権力 | 理藩院, モンゴル王公 | | | 軍閥, モンゴル王公 | 興安省 | 内モンゴル人民革命党 | 中国共産党 | | | |
| 土地利用方式転換の要因 | 封禁政策 | 移民実辺 借地養民 | | 私墾 | 招民開墾 | — | 土地改革 | 人民公社, 移民政策 | 各戸請負制, 分税制と両田制, トウモロコシ 価格高騰 | |
| 土地利用方式の転換 | 放牧地 | | 放牧地, 耕地 | 放牧地, 採草地, 耕地, 林地 | | | | | | |
| 土地利用方式転換の影響 | 牧畜業 | 遊牧 | 半遊牧半定住 | 定住放牧 | | | | | | 舎飼い |
| | 耕種農業 | モンゴル式農耕 | | | 満州式農耕 | | 満州式+漢式農耕 | | | |

出所:筆者作成。

「改革・開放」前における農業は、定住放牧と「満州式+漢式農耕」の結合であるが、満州国期の農業と大きく変わりはない。「改革・開放」後における農業は、定住放牧（舎飼いがかなり進んでいることから畜産業に近い）と「満州式+漢式農耕」（堆肥や化学肥料の増投が特徴）を両立させている。

近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換および「半農半牧畜業」の形成過程と、その後の転換を明らかにすることは、現在の内モンゴル自治区の土地利用状況および農業状況を理解するうえできわめて重要な意義を持つのみならず、内モンゴル自治区におけるモンゴル族の生活スタイルの変化を知るうえでも不可欠な作業であるといえよう。

最後に、行論の便のために、あらかじめ東部内モンゴルの土地利用方式の転換に関連する諸要素およびその影響が、次期ごとにどのように変化するかを整理しておくこと、表1-1のようになる。

第2節 構成と方法

本研究では、以上のような研究背景と課題を持って、研究を進める。研究方法は、歴史事例分析とフィールド調査を結合させた。

以下、第2章では、土地利用方式の転換に関する具体的な分析を行う前提として、内モンゴル自治区の農業概況と食糧生産動向、東部内モンゴルの農業概況、通遼市およびホルチン左翼後旗の概況について整理する。第2章は、主に中華人民共和国の統計資料に基づく実証分析を行った。

第3章では、清朝、中華民国期、満州国期における漢族移民と草地開墾による土地利用方式の転換を取り上げ、そうした草地開墾が行われた要因、草地開墾の状況、および草地開墾がもたらした影響、すなわち東部内モンゴルにおける人口増加、モンゴル族の定住化などについて分析を行う。第3章は、とくにホルチン左翼後旗の地方誌を用いた歴史事例分析を行った。

第4章では、モンゴル族の定住化が進んだ後、遊牧による牧畜業が定住放牧に転換する過程、ならびに遊牧と定住放牧の違いについて分析を行う。また、耕種農業における農耕方式の転換、すなわち「モンゴル式農耕」から「満州式農耕」への転換、「満州式農耕」から「満州式+漢式農耕」への転換過程を整理し、「半農半牧畜業」の形成について分析を行う。さらに、「半農半牧畜業」が形成された後の「移民政策」による土地利用方式の転換について触れる。第4章は、主にホルチン左翼後旗の地方誌およびホルチン左翼後旗档案局の公文書（档案資料）を用いた歴史事例分析を行ったが、部分的に先行研究に頼った。

第5章では、土地利用方式の転換の補足として、土地所有の転換について、土地改革前、すなわち清末期、中華民国期、満州国期における土地所有の状況、ならびに土地改革、農業集団化、「各戸請負制」導入にともなう土地所有権の変化について分析を行う。東部内モンゴルの土地所有と土地利用の特徴は、耕地のみならず、草地や放牧地も絡んでくる点にある。第5章は、中華人民共和国の政策文書や政府報告書を用いた歴史事例分析およびフィールド調査を結合させた。

第6章では、「改革・開放」後の「半農半牧畜業」の転換について、とくに、「各戸請負制」導入前の農業状況、「各戸請負制」導入後の独立した農家経営の始まり、農民負担問題に着目して分析した。「各戸請負制」導入にともない農家が耕地や草地、林地の請負経営権と家畜を手に入れた。

第7章では、「改革・開放」後のモンゴル族自身による草地開墾について、ガチャーを事例として分析した。また、農家の経営規模や農家経営における耕種農業と牧畜業の収支分析も試みた。

第6章と第7章は、「改革・開放」後の「半農半牧畜業」の転換および農家経営の展開について、ホルチン左翼後旗の1つのガチャーにおけるフィールド調査およびガチャ

一委員会資料の一次資料に基づく実証分析を行った。

第8章では、本研究の全体のまとめとして、あらためて東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換の変容を整理するとともに、土地利用方式の今後の展望にも言及する。

以下、フィールド調査の選定理由について述べる。

第3節 フィールド調査地の選定

内モンゴル自治区は東西に長く、自然条件は地域により大きく異なり、土地資源は砂漠、草原（放牧地と採草地を含む。後述）、耕地、林地、山地が混在している。主な草原地域は中部の錫林郭勒（シリントグ）盟と、東部の呼倫貝爾（フロンボイル）市の一部（大興安嶺山脈の西側に広がる高原地帯）に限定される。とくに錫林郭勒は、天然牧草に頼る牧畜業が中心で、耕種農業の割合が低い盟である。一方、耕種農業は西部の黄河流域を除けば、東部の大興安嶺山脈の東側に広がる平原地帯と西遼河両岸に限定される。

図1-1と表1-2には、内モンゴル自治区の行政区画を示した。東部内モンゴルには、行政区画としては呼倫貝爾市、興安（ヘンガン）盟、通遼（トンリョウ）市、赤峰（シーフォン）市が含まれる。なお、「盟」は市と同格であり、嘎査（ガチャー）委員会は、蘇木の下に置かれた農民の自治組織であり、漢族地域の村民委員会に相当する。

内モンゴル自治区全体の食糧作物作付面積の約7割が、食糧作物生産量の約8割が東部内モンゴルに集中している（表2-9参照）。東部内モンゴルでは耕種農業が盛んであるが、牧畜業を放棄したわけではない。すなわち、東部内モンゴルの農業は、耕種農業と牧畜業を両立させた「半農半牧畜業」を営んでいる、ということである。

2010年の内モンゴル自治区総人口2,471万人のうち、モンゴル族人口は423万人（17.1%）であるが、そのうち317万人（74.9%）は東部内モンゴルの通遼市、赤峰市、興安盟、呼倫貝爾市に居住している。東部内モンゴルのモンゴル族人口は、同年のモンゴル国の総人口である271万人をも上回っており、モンゴル族が世界で最も集中している地域といえる。東部内モンゴルのなかで、モンゴル族人口が最も多いのは通遼市の144万人であり、同市の総人口に占める割合も45.9%に達する。なかでも、本研究の主要な分析対象地であるホルチン左翼後旗および隣接するホルチン左翼中旗にはモンゴル族が集住しており、それぞれ「旗」の総人口の72.7%と73.6%を占める（内モンゴル自治区第六次全国人口普查領導小組弁公室・内モンゴル自治区統計局編、2012、pp.85-90）。

すなわち、東部内モンゴルは、農業の主な担い手がモンゴル族であるという特徴を持っている。東部内モンゴルを含む内モンゴル自治区全体の第1次産業就業者数の穏やかな増加は、中華人民共和国のそれと対照的であり、特殊でもある。

図 1-1 内モンゴル自治区行政区画



出所：通遼市 - Wikipedia - より作成。

表1-2 内モンゴル自治区行政区画

| 内モンゴル自治区 | モンゴル族集住地域 | 盟・(市) | 旗 | 蘇木 | ガチャー (ガチャー委員会) |
|----------|-----------|-------|---|----|----------------|
| | 漢族集住地域 | 市 | 県 | 郷 | 村 (村民委員会) |

注：商業と工業が集中している地域は「鎮」であり、「鎮」・「蘇木(ソム)」・「郷」は同格である。

出所：筆者作成。

以上、3つの理由から東部内モンゴルを研究対象地域として選んだ。東部内モンゴルのなかでも、漢族移民および土地開墾が顕著であるうえに、現在でも広くモンゴル族による「半農半牧畜業」が営まれている、旧哲里木盟（現在の通遼市、遼寧省康平県、昌図県など、図 1-2 参照）なかでも現在の通遼市に属するホルチン左翼後旗の動向を中心に論じる。

なお、清朝は 1636 年に、東部内モンゴルのうち、現在の通遼市、赤峰市、興安盟のあたりに 3つの盟（図 1-2 参照）を設けた。このうち、通遼市と興安盟の前身に当たるのは哲里木（ジリム）盟であるが、清朝時代の哲里木盟の版図の東半は現在、黒龍江省、吉林省、遼寧省に分属する。周清澎主編（1993, p.159）によれば、1636 年の哲里木盟は、東経 120～126 度、北緯 42 度 30 分～47 度に位置し、現在の興安盟、通遼市、黒龍江省の大慶市、チチハル市、綏化市、吉林省の白城市、松原市、長春市、四平市、遼寧省の瀋陽市、鉄嶺市、阜新市の全部あるいは一部を含んでいた。哲里木盟地名委員会編（1990, p.1）によれば、現在の通遼市は、東経 119 度 15 分～123 度 43 分、北緯 42 度 15 分～45 度 41 分位置しており、面積が約半減している。

哲里木盟に属する「旗」の 1つであったホルチン左翼後旗も、設立当初と現在の版図を比較すると、面積が半減しており、ホルチン左翼後旗の管轄から外された地域は、現在遼寧省および一部吉林省に属する。このように、本研究が分析の対象とする東部内モンゴルでは、清朝期以降、モンゴル族の統治する範囲が徐々に狭まるといふ現象が進行している。

以下、第 2 章では、内モンゴル自治区の農業概況と食糧生産動向および東部内モンゴルの農業概況、通遼市およびホルチン左翼後旗の概況を整理することで、第 3 章以降における土地利用方式の転換に関する分析の助けとしたい。

図 1-2 東部内モンゴルの3つの盟（清朝期）



出所：鈴木仁麗，2012，p.73 に加筆。

第2章

内モンゴル自治区の農業概況

第1節 内モンゴル自治区の農業概況

内モンゴル自治政府は1947年5月に中国共産党により成立した。1949年10月に中華人民共和国が成立したことにより、内モンゴル自治政府は、内モンゴル自治区政府と改称され、内モンゴル自治区（以下、内モンゴル）として中華人民共和国の版図の一部となった。

内モンゴルは、中華人民共和国の北部辺境に位置する。北はモンゴル国およびロシアと隣接し、西、南、東は、甘肅省、寧夏回族自治区、陝西省、山西省、河北省、遼寧省、吉林省、黒龍江省にそれぞれ隣接する。総面積は118万3,000平方キロメートルであり、中華人民共和国全体の12.3%（表2-5参照）を占める。

表2-1には、1953年から2013年までの10年ごとの内モンゴル全体のGDPおよびそれに占める第1次産業、第2次産業、第3次産業の割合を示した。

内モンゴルの第1次産業がGDPに占める割合は、1953年に67.1%であったが、順次低下していき、2013年には9.5%まで縮小した。2013年の中華人民共和国全体のGDPは56兆8,845億元であり、そのうち第1次産業のGDPは5兆6,957億元であり、GDPに占める第1次産業の割合は10.0%である（中国統計年鑑2014, p.50）。同年の内モンゴルのGDPに占める第1次産業の割合は、全国平均をやや下回っている。また、第1次産業のGDPに占める割合は低下しているが、第1次産業GDPは増加している。

他方、第2次産業のGDPに占める割合は、1953年に14.5%であったが、2013年には54.0%を占めるようになり、同年の全国のその割合の43.9%を上回った。同様に第3次産業のGDPに占める割合は、1953年に18.4%であったが、それが2013年には36.5%を占めるようになり、同年の全国のその割合の44.1%を下回った（中国統計年鑑2014, p.51）。なお、1953年を除けば、2003年のみ第2次産業のGDPに占める割合が第3次産業のそれを下回っている。

内モンゴルのこのような第1次産業の縮小および第2次産業と第3次産業の拡大は、中華人民共和国全体の動きと同様であるのみならず、ペティ=クラークの法則と一致しているといえよう。

図2-1には、総就業者数と第1次産業就業者数およびその割合を示した。

表2-1 内モンゴルのGDPと就業者数

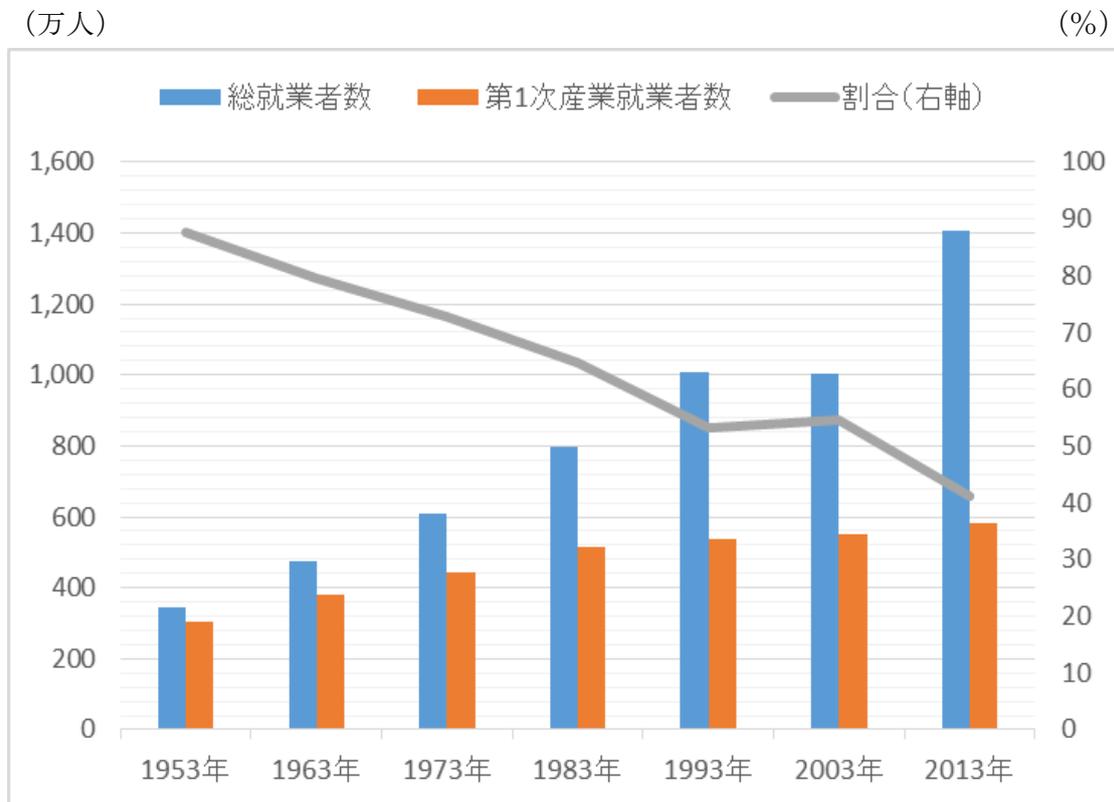
| 年 | GDP (億元) | 人口1人当 GDP (元) | 第1次産業 GDP (億元) | GDPに占める割合(%) | | | 就業者数 (万人) | | 割合 (%) |
|------|-------------|---------------------|----------------------|--------------|-------|-------|--------------|-------|-----------|
| | | | | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 | 総数 | 第1次産業 | |
| | 1953 | 15.6 | 211 | 10.4 | 67.1 | 14.5 | 18.4 | 345.3 | 302.6 |
| 1963 | 29.0 | 243 | 12.7 | 43.8 | 34.1 | 22.1 | 476.8 | 379.7 | 79.6 |
| 1973 | 44.1 | 269 | 16.2 | 36.8 | 41.2 | 22.0 | 607.5 | 441.6 | 72.7 |
| 1983 | 105.9 | 535 | 35.9 | 33.9 | 39.6 | 26.5 | 798.8 | 515.8 | 64.6 |
| 1993 | 537.8 | 2,423 | 150.0 | 27.9 | 37.8 | 34.3 | 1,008.2 | 535.4 | 53.1 |
| 2003 | 2,388.4 | 10,015 | 420.1 | 17.6 | 40.5 | 41.9 | 1,005.2 | 548.7 | 54.6 |
| 2013 | 16,832.4 | 67,498 | 1,599.4 | 9.5 | 54.0 | 36.5 | 1,408.2 | 580.9 | 41.3 |

注1: 就業者数は、1953年、1963年、1973年の統計が取れないため、それぞれ1952年、1965年と1975年の数字で代替した。

注2: 割合は、第1次産業就業者/総就業者である。

出所: 『内モンゴル統計年鑑2014』, pp.77-111。

図 2-1 総就業者数と第1次産業就業者数およびその割合



出所: 『内モンゴル統計年鑑 2014』, pp.77-111。

図 2-1 によれば、内モンゴルの総就業者数および第 1 次産業就業者数をみると両方も増加している。総就業者数の増加と比べると、第 1 次産業就業者数の増加は 1983 年以降、勢いが穏やかなし鈍化しているが、減少するには至っていない。このように総就業者数の増加および第 1 次産業就業者数の穏やかな増加ないし鈍化、減少していない動きは、中華人民共和国全体のそれと比較すると対照的である。すなわち、中華人民共和国全体の第 1 次産業就業者数は、2003 年の 3 億 6,204 万人が 2013 年には 2 億 4,171 万人と 1 億 2,033 万人（33.2%）も減少している。2013 年の全国の就業者総数に占める第 1 次産業就業者の割合は 31.4%（中国統計年鑑 2014, p.91）で、内モンゴルの 41.3% より 10 ポイント以上低い。

内モンゴルの第 1 次産業就業者数の穏やかな増加の理由として、モンゴル族が第 1 次産業に就業することが関係している。モンゴル族は、一部の大学や高校に進学した若者を除けば、基本的に出稼ぎには行かない。モンゴル族は日常的にモンゴル語を使って生活しており、中国語を解さないモンゴル族農民が数多くいて、出稼ぎに出たところで職はみつからないため、地元で第 1 次産業に従事するしかない。このような背景により、内モンゴルの第 1 次産業の就業者数は減少に至っていないと思われる。

内モンゴルの 1953 年の 1 人当たり GDP は 211 元であったが、それが 1983 年になると 535 元、1993 年には 2,423 元、2003 年には 1 万 15 元、2013 年には 6 万 7,498 元まで増大した。1983 年の全国の 1 人当たり GDP は 583 元、1993 年には 2,998 元、2003 年には 1 万 542 元であり、内モンゴルの 1 人当たり GDP は全国平均より高い水準であった。2013 年の全国の 1 人当たり GDP は 4 万 1,908 元（中国統計年鑑 2014, p.51）であり、内モンゴルのそれが 6 万 7,498 元となり、初めて全国平均を上回った。

表 2-2 には、内モンゴルの 1990～2012 年における耕種農業、林業、牧畜業、漁業の生産額の割合を示した。耕種農業の生産額は 1990 年に 65.7% を占めていたが、2012 年には 47.8% まで低下している。それと対照的であるのは牧畜業の生産額であり 1990 年に 29.6% を占めていたが、2012 年には 45.7% まで上昇している。

林業と漁業の生産額は、とくに大きな変化はなく、平均でそれぞれ 4.0% と 0.9% を維持している。内モンゴルの林業は、生産額というよりも砂漠化防止などの環境保護における役割が大きい。それに 2002 年から「退耕還林」政策が実施されていることから、土地利用方式の転換（この場合、耕地の林地への転換を指す）において重要な意味を持つ。漁業の生産額については、内モンゴルが内陸、なおかつ高原地帯が多いことから、今後も大きな変化はみられないと考えられるが、水産物（表 2-3 参照）の生産量は増大している。このように内モンゴルの農業状況および農家所得を考える場合、林業と漁業は大した役割を果たしていない。

表 2-3 には、内モンゴルの「改革・開放」以降の主な農畜産物の生産状況および造林面積を示した。耕種農業における食糧生産動向に関しては次節で述べる。食用植物油の生産量は、1978 年に 12 万 5,000 トンであったが、それが 1995 年に 70 万 2,000 トン

ンとなり、その後も増加し、2012年には145万1,000トンとなった。てんさいの生産量は、1978年に43万1,000トンであったが、1995年には263万5,000トンまで急激に増加した。その後減少に転じるが、それでも2005年には138万3,000トンであった。その後再び増加し、2012年には167万9,000トンとなった。

造林面積は1978年に29万8,000ヘクタールであり、その後2005年の38万4,000ヘクタールを除けば、順次増大している。2012年の造林面積は78万2,000ヘクタールである。

表2-4は、2012年の内モンゴルの主な農畜産物の生産量を東北三省と比較したものである。

表2-2 農, 林, 牧, 漁業の生産額割合

| 年 | 耕種農業 | 林業 | 牧畜業 | 漁業 | サービス業 (%) | |
|------|------|-----|------|-----|-----------|------|
| | | | | | | |
| 1990 | 65.7 | 4.0 | 29.6 | 0.7 | 0.0 | 0.0 |
| 1995 | 62.0 | 3.2 | 34.0 | 0.8 | 0.0 | 0.0 |
| 2000 | 56.8 | 4.3 | 37.8 | 1.1 | 0.0 | 0.0 |
| 2005 | 48.3 | 4.1 | 45.4 | 0.7 | 1.50 | 1.50 |
| 2010 | 48.8 | 4.2 | 44.6 | 0.9 | 1.50 | 1.50 |
| 2012 | 47.8 | 4.0 | 45.7 | 1.1 | 1.40 | 1.40 |

注: サービス業は、農, 林, 牧, 漁業に関するサービス業である。

出所: 『内蒙古経済社会調査年鑑2013』, p.22。

表2-3 内モンゴルの改革開放以降の主な農畜産物生産状況

| 項目 | 食糧 | 食用植物油 | てんさい | 水産物 | 肉類 | 牛乳 | 羊毛 | カシミヤ | 六月末飼育頭数 | | | 造林面積 |
|-------|---------|-------|-------|------|-------|-------|------|---------|----------|---------|---------|-------|
| | | | | | | | | | 家畜総数 | 大家畜 | 豚 | |
| 単位 | (万トン) | | | | | | | (トン) | (万頭) | | | (万ha) |
| 1978年 | 499.0 | 12.5 | 43.1 | 1.5 | | | | | 4,162.3 | 697.5 | 604.3 | 29.8 |
| 1995年 | 1,055.4 | 70.2 | 263.5 | 4.8 | 81.9 | 48.6 | 6.0 | 3,144.0 | 6,065.7 | 783.8 | 979.4 | 40.3 |
| 2000年 | 1,241.9 | 116.4 | 141.3 | 7.2 | 143.4 | 79.8 | 6.9 | 3,815.0 | 7,300.5 | 803.3 | 1,090.9 | 58.9 |
| 2005年 | 1,662.2 | 122.2 | 138.3 | 8.3 | 229.9 | 691.1 | 10.5 | 6,646.0 | 10,615.3 | 934.2 | 968.1 | 38.4 |
| 2010年 | 2,185.2 | 128.1 | 161.0 | 11.4 | 238.7 | 905.2 | 12.0 | 8,104.0 | 10,798.5 | 1,140.1 | 1,250.5 | 65.5 |
| 2012年 | 2,528.2 | 145.1 | 167.9 | 13.2 | 245.8 | 910.2 | 11.7 | 7,642.0 | 11,263.0 | 1,238.7 | 1,418.9 | 78.2 |

注1: 羊毛は羊と山羊の合計である。カシミヤの生産量は羊毛に含まれない。

注2: 大家畜は主に牛である。

出所: 『内蒙古経済社会調査年鑑2013』, p.16。

表2-4 内モンゴルおよび東北三省の比較(2012年)

| 項目 | 単位 | 内モンゴル | 遼寧省 | 吉林省 | 黒龍江省 |
|----------|----------------------|---------|---------|---------|---------|
| 総面積 | (万平方キ _ロ) | 118.3 | 14.8 | 18.7 | 45.3 |
| 年末人口 | (万人) | 2,489.9 | 4,244.8 | 2,750.4 | 3,834.0 |
| 食糧生産量 | (万トン) | 2,528.5 | 2,070.5 | 3,343.0 | 5,761.3 |
| 食用植物油生産量 | | 145.1 | 120.9 | 80.7 | 22.5 |
| てんさい生産量 | | 167.9 | 5.4 | 20.9 | 273.1 |
| 牛乳生産量 | | 930.7 | 130.2 | 49.8 | 565.0 |
| 肉類生産量 | | 245.8 | 418.7 | 260.0 | 216.2 |
| 豚肉 | | 73.9 | 230.2 | 132.7 | 128.4 |
| 牛肉 | | 51.2 | 43.2 | 45.0 | 39.7 |
| 羊肉 | 88.7 | 7.9 | 4.1 | 12.1 | |

出所:『内蒙古経済社会調査年鑑2013』, p.38。

表2-5 内モンゴルがが全国に占める割合(2012年)

| 項目 | 単位 | 全国 | 内モンゴル | 割合(%) |
|----------|----------------------|-----------|----------|-------|
| 土地面積 | (万平方キ _ロ) | 960.0 | 118.3 | 12.3 |
| 耕地面積 | (万ヘクタール) | 12,171.6 | 714.7 | 5.9 |
| 年末人口 | (万人) | 135,404.0 | 2,489.9 | 1.8 |
| GDP | (億元) | 519,470.0 | 15,880.6 | 3.1 |
| 第1次産業GDP | | 52,374.0 | 1,448.6 | 2.8 |
| 耕種農業生産額 | | 46,940.5 | 1,172.0 | 2.5 |
| 林業生産額 | | 3,447.1 | 97.8 | 2.8 |
| 牧畜業生産額 | | 27,189.4 | 1,118.8 | 4.1 |
| 漁業生産額 | | 8,706.0 | 26.1 | 0.3 |
| 食糧生産量 | (万トン) | 58,958.0 | 2,528.5 | 4.3 |
| 食用植物油生産量 | | 3,436.8 | 145.1 | 4.2 |

注1:割合は、内モンゴル/全国である。

注2:耕地面積のデータは、2008年のものである。

出所:『年内蒙古経済社会調査年鑑2013』, p.33。『中国農業年鑑2013』, p.188。

表 2-5 には、2012 年の内モンゴルの農業生産額などが全国に占める割合を示した。2012 年の内モンゴルの GDP は、全国 GDP の 3.1% を占めた。内モンゴルの第 1 次産業の GDP は、全国の第 1 次産業 GDP の 2.8% を占めた。内モンゴルの 2012 年の総人口は 2,487 万 9,000 人であり、全国の 1.8% を占める。そのうち、農業人口（農村戸籍者）は 1,464 万 5,300 人であり、非農業人口（都市戸籍者）は 1,025 万 3,200 人である（『内蒙古統計年鑑 2013』, p.120）。

なお、2008 年の内モンゴルの耕地面積は 714 万 7,300 ヘクタールであり、それが全国耕地面積 1 億 2,172 万ヘクタールの約 5.9% を占めた（『中国農業年鑑 2013』, p.188）。

内モンゴルの耕種農業生産額は 1,172 億元であり、全国のその 2.5% を占める。同

様に林業生産額は97億8,000万元であり、全国のその2.8%を占める。牧畜業の生産額は1,118億8,000万元であり、耕種農業の生産額とほぼ同額であるが、全国のそれに占める割合が4.1%であり、耕種農業の2.5%を上回る。漁業の生産額は26億1,000万元であり、全国のそのわずか0.3%しか占めない。

表2-6には、内モンゴルの農業における1人当たりの平均生産量などを示した。内モンゴルの人口1人当たり平均耕地面積は1990年に0.23ヘクタールであったが、2000年には0.31ヘクタール、2010年には0.30ヘクタール、2012年には0.29ヘクタールとなった。農業就業者1人当たりの耕地面積は、1990年に1.06ヘクタールであったが、2005年には1.65ヘクタール、2010年には1.59ヘクタール、2012年には1.32ヘクタールとなった。

耕地1ヘクタール当たりの生産額をみると、1990年に2,077元であったが、1995年には4,210元まで増加した。2005年には6,443元まで増加し、2010年には1万2,595元、2012年には1万6,398元となった。耕地1ヘクタール当たりの化学肥料使用量は、1990年に70キログラムであったが、それが1995年には98キログラム、2000年には102キログラム、2005年には159キログラム、2010年には248キログラム、2012年には264キログラムまで増加している。

農業就業者1人当たり食糧生産量は、1990年に2,070キログラムであり、2000年代初頭まで大きな変化がみられなかった。それが2005年には3,719キログラムまで増加し、2010年には4,813キログラム、2012年には5,541キログラムまで増加している。

食用植物油の農業就業者1人当たり平均生産量も1990年から2012年まで順次増加をみせている。てんさいの農業就業者1人当たり平均生産量は1990年に503キログラムであったが、1995年に525キログラムまで増大し、2000年には269キログラムまで減少し、その後は増加傾向をみせており、2012年には368キログラムとなった。肉類の農業就業者1人当たり平均生産量は、1990年から2012年まで順次増加しており、2012年には539キログラムとなった。

表2-6 農業における1人当たりの平均生産量

| 項目 | 単位 | 1990年 | 1995年 | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 2012年 |
|-------------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1人当たり耕地面積 | (ha) | 0.23 | 0.24 | 0.31 | 0.31 | 0.30 | 0.29 |
| 農業就業者1人当たり耕地面積 | | 1.06 | 1.10 | 1.39 | 1.65 | 1.59 | 1.32 |
| 人口 | (万人) | 2,145.7 | 2,284.4 | 2,375.5 | 2,403.1 | 2,470.6 | 2,472.2 |
| 耕地1ha当たり生産額 | (元) | 2,077 | 4,210 | 4,214 | 6,443 | 12,595 | 16,398 |
| 耕地1ha当たり化学肥料使用量 | | 70 | 98 | 102 | 159 | 248 | 264 |
| 農業就業者 1人当たり生産量 | 食糧 | 2,070 | 2,105 | 2,366 | 3,719 | 4,813 | 5,541 |
| | 食用植物油 | 148 | 140 | 222 | 273 | 286 | 318 |
| | てんさい | 503 | 525 | 269 | 309 | 359 | 368 |
| | 肉類 | 114 | 163 | 273 | 514 | 532 | 539 |

出所:『内蒙古経済社会調査年鑑2012』, pp.13-16。『内蒙古経済社会調査年鑑2013』, pp.25-71。
『内蒙古統計年鑑2013』, p.99。

表2-7(1) 内モンゴルの総作付面積および食糧作付面積(単位:万ヘクタール)

| 年 | 総 耕地 面積 | 総 作付 面積 | 食糧 | 穀物 | | | | | | 薯類 | 豆類 | |
|------|---------------|---------------|-------|-------|--------|------|------|------|------|------|-------|------|
| | | | | 小麦 | トウモロコシ | 稲 | アワ | ソバ | キビ | | 大豆 | 大豆 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 1947 | 396.7 | 347.9 | 318.9 | 22.6 | 19.1 | 0.8 | 61.0 | 32.0 | 42.0 | 15.1 | n.a. | 14.7 |
| 1948 | 417.0 | 372.7 | 337.2 | 25.0 | 20.1 | 0.9 | 63.8 | 33.1 | 46.0 | 16.2 | n.a. | 14.9 |
| 1949 | 433.1 | 389.6 | 352.8 | 26.7 | 22.4 | 1.4 | 65.7 | 35.3 | 46.7 | 16.6 | n.a. | 16.5 |
| 1950 | 472.6 | 423.8 | 388.8 | 29.6 | 24.7 | 2.0 | 73.3 | 40.3 | 49.3 | 17.1 | n.a. | 11.7 |
| 1951 | 506.3 | 469.7 | 416.0 | 33.9 | 19.1 | 1.6 | 73.5 | 52.7 | 56.5 | 21.8 | n.a. | 11.1 |
| 1952 | 517.4 | 494.9 | 436.0 | 43.9 | 22.9 | 1.5 | 79.8 | 60.8 | 71.5 | 22.1 | n.a. | 15.8 |
| 1953 | 531.9 | 477.6 | 428.7 | 47.6 | 24.4 | 0.8 | 77.0 | 62.0 | 69.1 | 21.1 | n.a. | 21.7 |
| 1954 | 531.6 | 484.9 | 437.8 | 58.0 | 26.4 | 1.0 | 73.3 | 60.4 | 70.4 | 20.6 | n.a. | 22.7 |
| 1955 | 542.3 | 488.6 | 435.8 | 60.2 | 31.9 | 1.4 | 71.9 | 64.7 | 68.8 | 19.8 | n.a. | 26.9 |
| 1956 | 569.9 | 531.0 | 472.9 | 60.1 | 50.6 | 2.9 | 88.7 | 59.6 | 71.9 | 21.9 | n.a. | 24.2 |
| 1957 | 571.5 | 527.9 | 463.2 | 64.0 | 36.2 | 4.0 | 84.7 | 84.2 | 68.1 | 22.4 | n.a. | 26.8 |
| 1958 | 555.3 | 505.5 | 445.2 | 57.9 | 57.6 | 8.9 | 81.8 | 55.5 | 48.1 | 39.4 | n.a. | 21.2 |
| 1959 | 539.3 | 487.0 | 414.2 | 59.7 | 35.1 | 8.9 | 68.2 | 61.4 | 53.6 | 27.1 | n.a. | 20.5 |
| 1960 | 602.0 | 575.0 | 486.2 | 73.7 | 52.2 | 8.9 | 79.1 | 63.2 | 66.6 | 29.6 | n.a. | 23.0 |
| 1961 | 609.7 | 580.0 | 503.1 | 80.8 | 48.7 | 6.3 | 73.0 | 67.8 | 73.2 | 31.2 | n.a. | 23.1 |
| 1962 | 586.7 | 544.6 | 484.7 | 67.1 | 50.1 | 3.9 | 79.7 | 69.7 | 68.8 | 26.7 | n.a. | 23.5 |
| 1963 | 554.2 | 526.1 | 471.6 | 67.1 | 45.0 | 3.5 | 76.8 | 70.7 | 66.0 | 27.1 | n.a. | n.a. |
| 1964 | 561.4 | 534.2 | 478.4 | 71.4 | 47.7 | 3.4 | 83.1 | 71.3 | 63.4 | 26.0 | n.a. | 26.6 |
| 1965 | 561.5 | 528.1 | 470.9 | 72.5 | 50.1 | 1.8 | 85.3 | 66.3 | 63.9 | 24.2 | n.a. | 24.4 |
| 1966 | 548.0 | 510.1 | 449.4 | 71.4 | 66.4 | 1.6 | 80.3 | 62.2 | 55.9 | 32.2 | n.a. | 21.7 |
| 1967 | 540.3 | 510.2 | 448.5 | 74.1 | 62.3 | n.a. | 82.2 | 63.3 | 52.4 | 24.4 | n.a. | n.a. |
| 1968 | 531.2 | 497.1 | 443.4 | 72.3 | 56.2 | n.a. | 78.1 | 61.7 | 55.1 | 23.7 | n.a. | n.a. |
| 1969 | 534.3 | 499.3 | 445.7 | 78.3 | 53.3 | n.a. | 81.1 | 64.2 | 45.7 | 22.5 | n.a. | n.a. |
| 1970 | 545.0 | 508.4 | 453.5 | 84.8 | 52.4 | n.a. | 82.1 | 65.2 | 53.7 | 21.8 | n.a. | n.a. |
| 1971 | 544.1 | 503.5 | 451.0 | 85.7 | 63.5 | n.a. | 79.7 | 58.7 | 50.3 | 22.9 | n.a. | n.a. |
| 1972 | 542.7 | 499.8 | 444.1 | 83.8 | 61.6 | n.a. | 72.3 | 54.8 | 53.1 | 23.6 | n.a. | n.a. |
| 1973 | 541.2 | 498.9 | 444.0 | 86.9 | 59.7 | n.a. | 78.0 | 50.5 | 51.1 | 25.6 | n.a. | n.a. |
| 1974 | 537.7 | 496.3 | 436.1 | 87.0 | 66.5 | n.a. | 74.7 | 48.6 | 45.0 | 25.6 | n.a. | n.a. |
| 1975 | 534.1 | 490.9 | 429.0 | 92.1 | 70.9 | n.a. | 68.5 | 47.3 | 40.3 | 26.9 | n.a. | n.a. |
| 1976 | 526.7 | 480.7 | 410.1 | 105.5 | 70.7 | n.a. | 57.2 | 39.1 | 34.7 | 25.3 | n.a. | n.a. |
| 1977 | 525.1 | 478.1 | 406.5 | 108.4 | 65.2 | n.a. | 55.9 | 40.4 | 31.2 | 26.6 | n.a. | n.a. |
| 1978 | 532.6 | 482.4 | 409.4 | 108.6 | 66.8 | n.a. | 56.7 | 38.6 | 29.6 | 29.2 | n.a. | n.a. |
| 1979 | 534.7 | 488.1 | 404.2 | 95.2 | 67.0 | 1.6 | 56.4 | 45.4 | 37.6 | 27.7 | n.a. | 18.3 |
| 1980 | 525.2 | 479.7 | 388.2 | 95.7 | 65.3 | 1.5 | 50.2 | 47.4 | 36.0 | 25.2 | n.a. | 17.1 |
| 1981 | 518.6 | 466.2 | 385.4 | 90.3 | 59.2 | 1.6 | 53.4 | 43.8 | 41.5 | 23.2 | n.a. | 19.4 |
| 1982 | 510.9 | 464.1 | 384.3 | 87.8 | 50.5 | 1.6 | 57.0 | 44.4 | 39.7 | 24.3 | n.a. | 23.9 |
| 1983 | 506.5 | 463.1 | 383.7 | 91.1 | 49.4 | 1.7 | 55.9 | 45.0 | 38.2 | 25.4 | n.a. | 21.9 |
| 1984 | 500.6 | 463.1 | 376.2 | 93.2 | 46.4 | 1.8 | 51.9 | 41.4 | 40.9 | 24.6 | n.a. | 19.3 |
| 1985 | 493.0 | 454.9 | 342.2 | 92.7 | 43.4 | 2.4 | 46.3 | 36.5 | 31.1 | 22.7 | n.a. | 21.9 |
| 1986 | 489.5 | 455.6 | 358.1 | 93.7 | 54.8 | 2.7 | 41.4 | 34.0 | 32.4 | 22.5 | n.a. | 26.4 |
| 1987 | 485.1 | 447.4 | 355.7 | 92.1 | 66.0 | 2.8 | 38.7 | 33.8 | 26.8 | 22.9 | n.a. | 27.5 |
| 1988 | 487.1 | 455.9 | 363.6 | 97.4 | 66.9 | 3.5 | 38.5 | 28.9 | 26.8 | 25.3 | n.a. | 31.1 |
| 1989 | 491.2 | 457.6 | 372.1 | 100.8 | 69.6 | 5.3 | 37.4 | 26.8 | 13.0 | 24.7 | n.a. | 31.8 |
| 1990 | 496.6 | 472.2 | 387.5 | 115.4 | 77.4 | 7.9 | 35.7 | 26.5 | 11.7 | 24.6 | n.a. | 30.1 |
| 1991 | 500.5 | 476.8 | 387.9 | 119.2 | 81.2 | 8.8 | 33.4 | 25.2 | 11.0 | 23.9 | n.a. | 30.1 |
| 1992 | 508.1 | 485.4 | 392.5 | 133.4 | 77.5 | 9.4 | 28.5 | 18.7 | 9.8 | 25.0 | 48.7 | 35.6 |
| 1993 | 517.1 | 486.8 | 398.7 | 118.9 | 76.2 | 7.3 | 25.8 | 17.2 | 7.9 | 26.3 | 78.7 | 57.1 |
| 1994 | 531.0 | 492.5 | 402.7 | 103.4 | 83.7 | 6.8 | 23.3 | 16.9 | 8.5 | 25.3 | 85.3 | 60.4 |
| 1995 | 549.1 | 507.9 | 414.3 | 101.7 | 99.2 | 7.9 | 23.7 | 13.7 | 8.2 | 35.5 | 77.9 | 55.7 |
| 1996 | 592.4 | 529.1 | 442.4 | 109.4 | 111.6 | 9.0 | 25.2 | 13.0 | 17.1 | 41.6 | 77.6 | 55.5 |
| 1997 | 746.3 | 583.8 | 490.6 | 116.5 | 127.9 | 12.2 | 25.7 | 11.3 | 20.7 | 46.4 | 105.2 | 75.8 |
| 1998 | 722.4 | 602.7 | 503.1 | 109.3 | 147.1 | 11.8 | 22.4 | 10.2 | 14.9 | 50.1 | 112.5 | 77.1 |
| 1999 | 752.4 | 607.7 | 495.1 | 93.8 | 157.2 | 11.7 | 20.7 | 9.3 | 12.4 | 58.2 | 106.0 | 73.7 |
| 2000 | 731.7 | 591.4 | 443.6 | 61.7 | 129.8 | 11.8 | 16.4 | 6.2 | 12.8 | 65.0 | 113.7 | 79.4 |
| 2001 | 709.1 | 570.7 | 438.3 | 51.6 | 151.9 | 8.6 | 17.6 | 3.3 | 11.5 | 56.7 | 117.9 | 75.5 |
| 2002 | 709.1 | 588.7 | 434.3 | 46.5 | 156.2 | 9.0 | 17.7 | 4.5 | 10.0 | 58.0 | 104.6 | 59.6 |
| 2003 | 686.3 | 574.9 | 405.1 | 31.8 | 159.1 | 6.7 | 14.2 | 4.4 | 8.1 | 53.6 | 108.2 | 69.7 |
| 2004 | 711.5 | 592.4 | 418.1 | 41.9 | 167.6 | 8.1 | 12.6 | 3.8 | 7.4 | 52.8 | 107.0 | 75.3 |
| 2005 | 735.5 | 621.6 | 437.4 | 46.1 | 180.6 | 8.4 | 12.5 | 3.9 | 6.1 | 56.2 | 107.7 | 79.7 |
| 2006 | 713.3 | 659.0 | 493.7 | 48.4 | 191.6 | 9.1 | 14.3 | 5.0 | 6.9 | 59.5 | 131.8 | 79.3 |
| 2007 | 714.8 | 676.2 | 510.2 | 56.8 | 201.2 | 10.8 | 13.7 | 6.4 | 6.8 | 62.2 | 117.6 | 74.7 |
| 2008 | 714.9 | 686.1 | 525.4 | 45.2 | 234.0 | 9.8 | 14.4 | 5.8 | 5.5 | 69.9 | 103.7 | 66.8 |
| 2009 | 714.9 | 692.8 | 542.4 | 52.8 | 245.1 | 10.2 | 15.0 | 5.0 | 4.8 | 66.7 | 112.5 | 84.0 |
| 2010 | 714.9 | 700.3 | 549.9 | 56.6 | 248.6 | 9.2 | 17.4 | 4.2 | 4.3 | 69.1 | 110.0 | 81.2 |
| 2011 | 714.9 | 711.0 | 556.2 | 56.8 | 267.0 | 9.0 | 13.7 | 4.0 | 4.0 | 72.0 | 102.3 | 68.8 |
| 2012 | n.a. | 715.4 | 558.9 | 61.0 | 283.4 | 8.9 | 14.2 | 6.2 | 3.1 | 68.1 | 84.0 | 61.7 |
| 2013 | 912.2 | 721.1 | 561.7 | 57.1 | 317.1 | 7.6 | 12.6 | 3.6 | 3.0 | 61.2 | 75.5 | 56.4 |

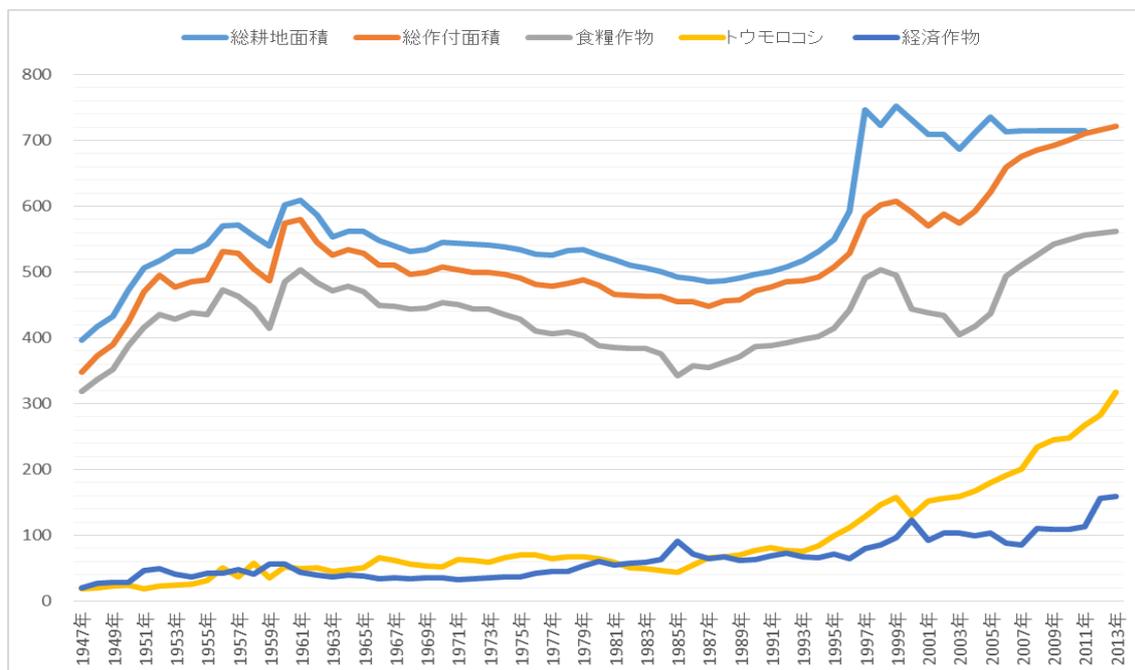
出所:『内モンゴル統計年鑑2014』, pp.283-285。□

表2-7(2) 内モンゴルの経済作物とその他作物の作付面積推移(単位:万ヘクタール)

| 年 | 経済作物 | 油糧 | | | てんさい | 煙草 | トウゴマ | 野菜類 | 瓜類 | その他作物 | | 造林面積 | |
|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|
| | | ヒマワリ | ゴマ | ナタネ | | | | | | サイレー | ジ | | |
| 1947 | 20.4 | 18.7 | n.a. | 7.8 | 2.3 | n.a. | 0.2 | 0.8 | 2.3 | n.a. | 38.6 | n.a. | n.a. |
| 1948 | 27.1 | 25.0 | n.a. | 8.5 | 2.4 | n.a. | 0.2 | 1.0 | 4.7 | n.a. | 8.4 | n.a. | n.a. |
| 1949 | 28.0 | 25.8 | n.a. | 9.2 | 1.9 | n.a. | 0.2 | 1.0 | 5.0 | n.a. | 8.8 | n.a. | n.a. |
| 1950 | 28.3 | 25.0 | n.a. | 9.4 | 3.4 | n.a. | 0.1 | 0.8 | 3.7 | n.a. | 6.6 | n.a. | 0.5 |
| 1951 | 46.2 | 36.4 | n.a. | 14.3 | 5.0 | n.a. | 0.2 | 0.9 | 4.2 | n.a. | 7.5 | n.a. | 1.7 |
| 1952 | 49.7 | 46.6 | n.a. | 17.7 | 6.9 | n.a. | 0.2 | 1.5 | 5.1 | n.a. | 9.3 | n.a. | 4.4 |
| 1953 | 40.5 | 38.4 | n.a. | 17.2 | 6.0 | n.a. | 0.2 | 1.2 | 4.7 | n.a. | 8.3 | n.a. | 3.7 |
| 1954 | 36.7 | 34.9 | n.a. | 17.3 | 4.8 | n.a. | 0.2 | 0.9 | 5.6 | n.a. | 10.4 | n.a. | 3.9 |
| 1955 | 41.9 | 39.6 | n.a. | 21.5 | 4.8 | 0.8 | 0.3 | 0.9 | 6.0 | n.a. | 11.0 | n.a. | 3.7 |
| 1956 | 42.8 | 39.8 | n.a. | 21.6 | 5.6 | 1.0 | 0.3 | 0.9 | 6.3 | n.a. | 15.3 | n.a. | 13.0 |
| 1957 | 48.6 | 43.1 | n.a. | 22.7 | 5.4 | 1.4 | 0.3 | 1.7 | 6.6 | n.a. | 16.1 | n.a. | 8.3 |
| 1958 | 40.9 | 35.9 | n.a. | 18.9 | 4.6 | 1.6 | 0.3 | 1.6 | 7.4 | n.a. | 19.4 | n.a. | 37.1 |
| 1959 | 56.6 | 48.6 | n.a. | 23.8 | 5.8 | 2.4 | 0.4 | 2.1 | 8.8 | n.a. | 16.1 | n.a. | 31.9 |
| 1960 | 56.1 | 48.1 | n.a. | 21.8 | 8.1 | 3.7 | 0.3 | 2.0 | 15.2 | n.a. | 32.7 | n.a. | 39.1 |
| 1961 | 43.8 | 38.3 | n.a. | 16.6 | 7.3 | 1.9 | 0.5 | 1.9 | 19.1 | n.a. | 33.1 | n.a. | 7.4 |
| 1962 | 39.0 | 34.4 | n.a. | 14.3 | 6.3 | 0.7 | 0.5 | 2.1 | 12.2 | n.a. | 20.8 | n.a. | 4.7 |
| 1963 | 36.4 | 31.8 | n.a. | 14.9 | 4.5 | 0.8 | 0.4 | 2.1 | 9.5 | n.a. | 18.1 | n.a. | 5.2 |
| 1964 | 39.5 | 33.5 | n.a. | 14.8 | 5.1 | 1.5 | 0.4 | 1.9 | 8.1 | n.a. | 16.3 | n.a. | 15.9 |
| 1965 | 37.9 | 31.4 | n.a. | 14.7 | 4.7 | 1.9 | 0.3 | 1.8 | 7.9 | n.a. | 19.3 | n.a. | 20.0 |
| 1966 | 33.7 | 27.8 | n.a. | 13.1 | 4.1 | 2.2 | 0.3 | 1.6 | 8.2 | n.a. | 26.9 | n.a. | 16.3 |
| 1967 | 35.9 | 28.9 | n.a. | n.a. | n.a. | 2.8 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 25.8 | n.a. | 15.6 |
| 1968 | 34.0 | 27.4 | n.a. | n.a. | n.a. | 2.8 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 19.7 | n.a. | 11.1 |
| 1969 | 35.7 | 38.3 | n.a. | n.a. | n.a. | 3.1 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 17.9 | n.a. | 9.6 |
| 1970 | 35.3 | 28.9 | n.a. | n.a. | n.a. | 2.9 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 19.6 | n.a. | 11.7 |
| 1971 | 32.2 | 26.7 | n.a. | n.a. | n.a. | 2.4 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 20.3 | n.a. | 16.3 |
| 1972 | 33.9 | 27.2 | n.a. | n.a. | n.a. | 3.6 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 21.8 | n.a. | 16.2 |
| 1973 | 35.5 | 27.2 | n.a. | n.a. | n.a. | 4.6 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 22.4 | n.a. | 18.8 |
| 1974 | 36.4 | 28.4 | n.a. | n.a. | n.a. | 4.1 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 23.8 | n.a. | 20.6 |
| 1975 | 37.3 | 28.8 | n.a. | n.a. | n.a. | 4.7 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 24.2 | n.a. | 23.7 |
| 1976 | 42.9 | 32.4 | n.a. | n.a. | n.a. | 5.7 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 27.7 | n.a. | 26.2 |
| 1977 | 44.7 | 34.2 | n.a. | n.a. | n.a. | 5.3 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 26.9 | n.a. | 34.5 |
| 1978 | 44.9 | 34.8 | n.a. | n.a. | n.a. | 4.8 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | 28.1 | n.a. | 29.8 |
| 1979 | 52.8 | 41.9 | 5.7 | 19.1 | 7.1 | 4.5 | 0.4 | 1.6 | 8.9 | 2.0 | 31.1 | 15.3 | 30.5 |
| 1980 | 61.1 | 52.0 | 16.3 | 18.9 | 7.9 | 5.6 | 0.3 | 1.2 | 8.5 | 1.4 | 30.4 | 14.0 | 29.8 |
| 1981 | 55.6 | 46.9 | 14.3 | 14.6 | 8.1 | 5.7 | 0.4 | 0.9 | 7.3 | 1.6 | 25.2 | 10.4 | 38.1 |
| 1982 | 58.2 | 49.3 | 15.0 | 16.4 | 7.8 | 6.1 | 0.5 | 0.4 | 6.8 | 1.5 | 21.6 | 9.7 | 51.7 |
| 1983 | 58.5 | 49.0 | 15.4 | 16.3 | 6.8 | 6.1 | 0.2 | 0.3 | 6.7 | 1.3 | 20.9 | 9.6 | 60.9 |
| 1984 | 63.9 | 54.3 | 21.5 | 15.4 | 6.9 | 6.1 | 0.2 | 0.2 | 6.1 | 1.7 | 23.0 | 11.8 | 69.9 |
| 1985 | 91.4 | 76.6 | 30.1 | 18.3 | 8.8 | 10.0 | 0.4 | 0.3 | 5.8 | 2.0 | 21.4 | 11.4 | 70.4 |
| 1986 | 71.6 | 60.4 | 25.8 | 15.6 | 6.7 | 7.5 | 0.4 | 0.3 | 5.7 | 2.0 | 26.0 | 14.4 | 22.6 |
| 1987 | 64.3 | 54.6 | 22.3 | 16.6 | 6.6 | 7.5 | 0.3 | 0.1 | 6.4 | 1.6 | 27.4 | 16.7 | 24.8 |
| 1988 | 66.8 | 53.7 | 19.0 | 17.4 | 7.3 | 10.3 | 0.5 | 0.1 | 6.1 | 1.7 | 25.6 | 14.6 | 26.6 |
| 1989 | 61.9 | 51.1 | 17.7 | 16.4 | 4.9 | 8.2 | 0.7 | 0.1 | 6.3 | 1.2 | 23.6 | 13.0 | 23.7 |
| 1990 | 62.6 | 51.8 | 17.2 | 16.8 | 6.0 | 9.5 | 0.5 | 0.3 | 6.4 | 0.9 | 22.2 | 12.4 | 29.8 |
| 1991 | 68.9 | 55.1 | 19.7 | 17.2 | 7.5 | 11.9 | 0.7 | 0.4 | 5.9 | 0.9 | 20.1 | 11.2 | 41.1 |
| 1992 | 72.4 | 58.2 | 22.6 | 16.9 | 9.1 | 10.8 | 0.4 | 0.5 | 7.8 | 1.5 | 20.5 | 9.8 | 51.8 |
| 1993 | 67.3 | 50.3 | 18.3 | 15.2 | 7.9 | 10.9 | 0.4 | 0.1 | 8.2 | 1.5 | 20.9 | 9.5 | 39.7 |
| 1994 | 66.3 | 53.1 | 20.7 | 15.2 | 10.8 | 11.8 | 0.2 | 0.4 | 7.1 | 1.3 | 23.5 | 10.6 | 37.2 |
| 1995 | 71.3 | 55.7 | 20.7 | 15.1 | 13.5 | 14.0 | 3.0 | 0.8 | 1.3 | 1.3 | 9.9 | n.a. | 40.3 |
| 1996 | 64.9 | 50.6 | 18.9 | 14.6 | 11.8 | 12.7 | 0.8 | 0.4 | 8.8 | 1.5 | 21.8 | 8.4 | 43.6 |
| 1997 | 78.8 | 49.9 | 21.6 | 13.5 | 11.7 | 12.6 | 1.6 | 0.4 | 11.8 | 1.8 | 14.4 | 9.8 | 46.4 |
| 1998 | 84.3 | 56.7 | 27.1 | 11.5 | 15.6 | 11.7 | 0.6 | 0.3 | 11.5 | 2.6 | 15.3 | 9.3 | 47.8 |
| 1999 | 97.2 | 68.0 | 35.1 | 10.5 | 17.5 | 6.6 | 0.7 | 0.6 | 16.4 | 4.1 | 15.4 | 9.0 | 53.4 |
| 2000 | 122.9 | 87.9 | 36.3 | 10.1 | 29.5 | 5.9 | 0.8 | 0.1 | 20.9 | 4.8 | 25.0 | 13.1 | 59.0 |
| 2001 | 92.4 | 60.8 | 32.0 | 3.8 | 19.9 | 5.8 | 0.6 | 0.3 | 18.2 | 3.5 | 40.0 | 33.3 | 73.2 |
| 2002 | 104.0 | 68.9 | 34.5 | 7.6 | 22.5 | 7.1 | 0.5 | 0.4 | 20.8 | 3.6 | 50.4 | 43.8 | 90.7 |
| 2003 | 103.6 | 72.3 | 32.8 | 6.8 | 28.0 | 3.7 | 0.7 | 0.5 | 19.2 | 3.8 | 66.2 | 56.5 | 83.6 |
| 2004 | 100.0 | 67.1 | 29.5 | 5.9 | 27.8 | 3.6 | 0.6 | 0.8 | 20.4 | 3.5 | 74.3 | 65.5 | 63.1 |
| 2005 | 104.0 | 69.5 | 35.6 | 5.6 | 25.6 | 3.8 | 0.8 | 1.0 | 22.1 | 3.9 | 80.2 | 72.2 | 38.4 |
| 2006 | 87.8 | 59.2 | 25.7 | 4.9 | 23.0 | 3.0 | 0.4 | 0.7 | 17.2 | 5.3 | 77.5 | 62.4 | 48.0 |
| 2007 | 85.7 | 53.3 | 26.3 | 3.8 | 15.2 | 3.0 | 0.3 | 0.4 | 21.8 | 4.7 | 80.3 | 60.1 | 59.0 |
| 2008 | 110.6 | 70.5 | 40.8 | 4.8 | 22.1 | 4.9 | 0.5 | 0.3 | 26.0 | 5.3 | 50.1 | 39.0 | 71.9 |
| 2009 | 109.0 | 70.2 | 40.2 | 4.9 | 21.9 | 3.3 | 0.4 | 0.1 | 26.9 | 5.3 | 41.4 | 31.9 | 86.2 |
| 2010 | 108.8 | 69.4 | 39.5 | 4.8 | 22.3 | 3.7 | 0.4 | n.a. | 26.4 | 6.3 | 41.6 | 31.0 | 62.5 |
| 2011 | 112.8 | 71.7 | 41.2 | 5.6 | 21.9 | 3.9 | 0.4 | n.a. | 27.1 | 6.6 | 42.0 | 22.5 | 73.2 |
| 2012 | 156.5 | 76.5 | 39.9 | 5.9 | 27.1 | 4.4 | 0.4 | n.a. | 28.8 | 6.3 | 37.2 | 23.1 | 78.2 |
| 2013 | 159.4 | 81.2 | 42.9 | 6.1 | 29.0 | 4.6 | 0.3 | n.a. | 26.6 | 6.3 | 37.4 | 25.7 | 80.5 |

出所:『内モンゴ統計年鑑2014』, pp.286-287。

図 2-2 内モンゴルの総作付面積およびその総作付面積（単位：万ヘクタール）



出所：表 2-7 (1)，表 2-7 (2) と同じ。

表 2-7 (1) には、内モンゴルの総耕地面積，総作付面積，食糧作付面積の推移を，表 2-7 (2) には、内モンゴルの食糧作物以外の経済作物，その他作物の作付面積の推移を，それぞれ示した。図 2-2 には、内モンゴルの総耕地面積，総作付面積，食糧作物のなかで作付面積が一番多いトウモロコシの作付面積，経済作物の作付面積の推移を示した。表 2-7 (1) と図 2-2 に示したように、内モンゴルが中華人民共和国の版図に取り込まれた後、総耕地面積は、1947～1957 年，1960～1961 年，1991～1997 年，2013 年という四回の大増加期がある。

第一に、1947 年に 396 万 7,000 ヘクタールであったが、1957 年まで右肩上がりに増加し、1957 年には 571 万 5,000 ヘクタールに達した。その後、減少に転じ、1959 年には 539 万 3,000 ヘクタールとなった。増加の要因は、1955 年に実施された「移民政策」の影響が大きいと考えられる。

第二に、1960～1961 年にかけて再び増加し、1961 年には 609 万 1,000 ヘクタールとなった。その後、1990 年までに右肩下がりに減少が続き、1984～1990 年までの間は、500 万ヘクタールを下回った。その後の減少の要因は、人民公社化という集団農業システムの影響が大きいと考えられる。

第三に、1991 年から増加に転じ、とくに 1996～1997 年にかけて急増した。1997 年の総耕地面積は 746 万 3,000 ヘクタールとなった。その後、2003 年の 686 万 3,000 ヘクタールを除けば、2011 年までに 700 万ヘクタールを下回ることはなかった。増加の要因は、トウモロコシの価格高騰（図 2-3 参照）と中央政府の「分税制」と地方政府の「両

田制」が関係していると思われる。

第四に、2012年の総耕地面積は取れないが、2013年の総耕地面積は912万2,000ヘクタールに達した。

総作付面積と食糧作付面積の動向は、総耕地面積の変動と大雑把に平行している。総作付面積は1961年に580万ヘクタールまで増加し、その後右肩下がりに減少した。1980年代以降、再び増加傾向に転じ、1999年には607万7,000ヘクタールとなった。その後、2000年代初頭まで増減を繰り返し、2000年代初頭以降、急激に増大し、2013年には721万1,000ヘクタールとなった。

トウモロコシの作付面積と経済作物の作付面積は、2000年代初頭まで、トウモロコシの作付面積が減少すると、経済作物の作付面積は増加し、経済作物の作付面積が減少すると、トウモロコシの作付面積は増加している。しかし、2000年代初頭以降、トウモロコシの作付面積が経済作物の作付面積を大きく上回りながら急速に増加している。

表2-8(1)には、内モンゴルの主要食糧作物の生産量動向を、表2-8(2)には、経済作物の生産量動向を、それぞれ示した。

内モンゴルの食糧生産量は、1949年に212万5,000トンであった。1952年に348万5,000トンまで増加した。1957年には302万5,000トンまで減少するものの、その後、1980年を除けば、1998年まで右肩上がりに増加しており、1992年には初めて、1000万トンと超える生産量となり、その年の生産量は1,046万8,000トンとなった。1999～2003年まで、大雑把に言えば1,200～1,600万トンの間に増減を繰り返している。その後、2009年を除けば、右肩上がりに増加しており、2008年には2,131万3,000トン、2013年には2,773万トンまで増加した。

食糧生産量に占める食糧作物の割合の変動が大きいのは、作付面積と同様にトウモロコシと雑穀（アワ、ソバ、キビを含む）である。トウモロコシ生産量が食糧生産量に占める割合は、1949年に11.3%であったが、2013年に74.6%まで激増した。それと対照的であるのは、雑穀であり、雑穀のその割合は、1949年に38.3%であったが、2013年には1.3%まで激減している。

油糧（食糧植物油）の生産量は、1949～1998年まで100万トンを上回ることがなく、1999年に100万9,000トンとなり、2001年と2007年を除けば、2013年まで100万を下回ることがなかった。2013年の生産量は158万1,000トンに達した。てんさいの生産量の変動は大きく、1996年にピークの320万7,000トンに達した。2013年の生産量は181万4,000トンである。野菜類の生産量は、「改革・開放」後、とくに2000年代初頭以降、急激に増加しており、2013年には1,421万1,000トンに達した。瓜類の生産量は、1949～1998年（1994年を除く）まで、100万トンに上回ることがなく、1999～2009（2008年を除く）年まで、100万トンを上回り、2013年には231万3,000トンとなる。煙草とトウゴマの生産量の変動は大きいですが、ほかの経済作物と比べて、無視できるほどの数字である。

表2-8(1) 内モンゴルの食糧生産量の推移(単位:万トン)

| 年 | 食糧 | 穀物 | | | | | | 薯類 | 豆類 | 大豆 |
|------|---------|-------|---------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| | | 小麦 | トウモロコシ | 稲 | アワ | ソバ | キビ | | | |
| 1949 | 212.5 | 13.0 | 24.0 | 2.0 | 43.5 | 18.6 | 19.2 | 18.1 | n.a. | 8.0 |
| 1952 | 348.5 | 25.5 | 28.5 | 2.5 | 72.0 | 33.0 | 42.7 | 42.9 | n.a. | 12.2 |
| 1957 | 302.5 | 52.5 | 34.5 | 4.2 | 51.0 | 32.7 | 33.8 | 29.2 | n.a. | 14.6 |
| 1965 | 382.0 | 59.5 | 81.0 | 2.8 | 64.0 | 35.9 | 34.6 | 22.2 | n.a. | 16.0 |
| 1970 | 469.5 | 66.0 | 101.0 | n.a. | 95.0 | 46.5 | 42.0 | 25.0 | n.a. | n.a. |
| 1975 | 519.5 | 93.5 | 157.0 | n.a. | 71.5 | 34.0 | 36.0 | 37.5 | n.a. | n.a. |
| 1978 | 499.0 | 88.0 | 173.5 | 3.6 | 60.0 | 25.0 | 26.5 | 42.0 | n.a. | n.a. |
| 1980 | 396.5 | 82.7 | 139.2 | 4.1 | 39.7 | 21.3 | 19.0 | 30.0 | n.a. | 12.4 |
| 1981 | 510.0 | 99.8 | 142.6 | 4.0 | 59.9 | 37.8 | 36.3 | 37.6 | n.a. | 19.3 |
| 1982 | 530.0 | 126.7 | 105.9 | 4.7 | 71.2 | 37.2 | 23.3 | 41.6 | n.a. | 24.3 |
| 1983 | 560.2 | 120.9 | 142.9 | 4.2 | 79.2 | 20.9 | 26.4 | 41.9 | n.a. | 24.3 |
| 1984 | 594.4 | 144.2 | 148.3 | 6.0 | 73.6 | 32.5 | 26.4 | 49.9 | n.a. | 24.3 |
| 1985 | 604.1 | 148.5 | 159.8 | 7.8 | 78.6 | 28.6 | 18.1 | 48.2 | n.a. | 28.8 |
| 1986 | 528.5 | 130.8 | 192.7 | 8.3 | 38.3 | 15.9 | 12.3 | 36.4 | n.a. | 41.0 |
| 1987 | 607.0 | 125.7 | 273.3 | 7.7 | 52.1 | 7.3 | 10.1 | 33.7 | n.a. | 36.7 |
| 1988 | 738.3 | 163.4 | 305.5 | 12.0 | 46.4 | 20.9 | 15.5 | 61.2 | n.a. | 47.5 |
| 1989 | 677.9 | 187.5 | 285.1 | 19.2 | 31.3 | 9.0 | 10.0 | 42.5 | n.a. | 36.9 |
| 1990 | 973.0 | 261.7 | 393.1 | 31.1 | 59.4 | 25.3 | 13.6 | 61.3 | n.a. | 47.7 |
| 1991 | 958.5 | 280.2 | 413.7 | 35.2 | 45.1 | 17.0 | 9.3 | 46.5 | n.a. | 45.1 |
| 1992 | 1,046.8 | 330.3 | 435.4 | 41.4 | 44.3 | 13.3 | 12.4 | 58.7 | 50.7 | 40.0 |
| 1993 | 1,108.3 | 298.5 | 453.9 | 33.0 | 48.4 | 12.1 | 9.2 | 63.8 | 113.6 | 90.1 |
| 1994 | 1,083.5 | 234.8 | 482.3 | 30.5 | 41.4 | 10.0 | 10.7 | 55.3 | 117.8 | 94.0 |
| 1995 | 1,055.4 | 262.2 | 518.4 | 39.6 | 23.9 | 8.8 | 7.3 | 74.3 | 67.0 | 52.5 |
| 1996 | 1,535.3 | 318.9 | 751.5 | 51.0 | 49.3 | 13.4 | 11.4 | 124.0 | 109.6 | 83.4 |
| 1997 | 1,421.0 | 307.9 | 677.9 | 70.6 | 41.1 | 7.6 | 11.0 | 114.4 | 118.7 | 97.4 |
| 1998 | 1,575.4 | 282.7 | 839.8 | 60.3 | 44.3 | 10.0 | 10.8 | 127.0 | 128.5 | 93.8 |
| 1999 | 1,428.5 | 273.1 | 771.4 | 68.8 | 29.2 | 6.4 | 5.5 | 110.7 | 107.2 | 82.5 |
| 2000 | 1,241.9 | 181.8 | 629.2 | 72.2 | 15.0 | 2.7 | 5.3 | 184.3 | 109.7 | 85.8 |
| 2001 | 1,239.1 | 127.1 | 757.0 | 56.7 | 25.7 | 1.3 | 5.1 | 108.8 | 113.8 | 83.4 |
| 2002 | 1,406.1 | 121.5 | 821.5 | 56.0 | 30.3 | 3.9 | 5.3 | 168.5 | 139.9 | 96.4 |
| 2003 | 1,360.7 | 79.0 | 888.7 | 45.0 | 21.4 | 5.9 | 5.5 | 174.5 | 93.9 | 53.6 |
| 2004 | 1,505.4 | 110.5 | 948.0 | 54.5 | 19.9 | 5.6 | 5.1 | 189.8 | 135.1 | 103.1 |
| 2005 | 1,662.2 | 143.6 | 1,066.2 | 62.1 | 23.4 | 2.8 | 4.5 | 156.0 | 164.1 | 130.9 |
| 2006 | 1,806.7 | 172.2 | 1,134.6 | 65.3 | 26.6 | 7.0 | 2.9 | 178.6 | 142.1 | 103.7 |
| 2007 | 1,811.1 | 175.9 | 1,161.4 | 81.4 | 23.1 | 2.1 | 5.4 | 153.9 | 129.1 | 85.7 |
| 2008 | 2,131.3 | 154.0 | 1,410.7 | 70.5 | 30.3 | 2.6 | 3.9 | 195.7 | 155.7 | 106.1 |
| 2009 | 1,981.7 | 171.2 | 1,341.3 | 64.8 | 14.4 | 1.7 | 2.5 | 161.3 | 143.2 | 114.4 |
| 2010 | 2,158.2 | 165.2 | 1,465.7 | 74.8 | 25.9 | 1.7 | 2.4 | 171.0 | 166.0 | 133.4 |
| 2011 | 2,387.5 | 170.9 | 1,632.1 | 77.9 | 27.8 | 2.1 | 2.4 | 204.0 | 171.3 | 137.2 |
| 2012 | 2,528.5 | 188.4 | 1,784.4 | 73.3 | 40.8 | 11.1 | 2.6 | 184.7 | 162.9 | 12.0 |
| 2013 | 2,773.0 | 180.4 | 2,069.7 | 56.0 | 28.9 | 4.5 | 2.0 | 201.1 | 138.3 | 119.7 |

出所:『内モン古統計年鑑2013』, pp.291。『内モン古統計年鑑2014』, pp.288。

表2-8(2) 内モンゴルの経済作物生産量の推移(単位:万トン)

| 年 | 油糧 | | | てんさい | 煙草 | トウゴマ | 野菜類 | 瓜類 | |
|------|-------|---------|------|------|-------|------|------|---------|-------|
| | ヒマワリ | ゴマ | ナタネ | | | | | | |
| 1949 | 9.0 | n.a. | 2.5 | 0.7 | n.a. | 0.1 | 0.4 | 44.9 | n.a. |
| 1952 | 17.5 | n.a. | 5.2 | 2.1 | 0.1 | 0.1 | 0.8 | 46.4 | n.a. |
| 1957 | 13.0 | n.a. | 7.5 | 1.5 | 22.1 | 0.2 | 0.6 | 66.4 | n.a. |
| 1965 | 9.0 | n.a. | 4.7 | 0.9 | 20.9 | 0.2 | 0.5 | 110.7 | n.a. |
| 1970 | 10.5 | n.a. | n.a. | n.a. | 34.0 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. |
| 1975 | 10.5 | n.a. | n.a. | n.a. | 37.1 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. |
| 1978 | 12.5 | n.a. | n.a. | n.a. | 43.1 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. |
| 1980 | 25.0 | 16.5 | 4.6 | 1.8 | 81.2 | 0.2 | 0.4 | 157.6 | 9.7 |
| 1981 | 36.5 | 23.7 | 4.7 | 2.2 | 82.3 | 0.6 | 0.4 | 147.1 | 17.5 |
| 1982 | 49.0 | 32.0 | 8.2 | 3.0 | 115.2 | 0.9 | 0.2 | 156.8 | 16.3 |
| 1983 | 54.0 | 38.7 | 5.7 | 1.5 | 135.1 | 0.3 | 0.1 | 199.0 | 19.4 |
| 1984 | 60.0 | 42.1 | 8.4 | 3.0 | 141.0 | 0.3 | 0.1 | 158.5 | 23.3 |
| 1985 | 79.5 | 49.5 | 10.8 | 4.6 | 254.2 | 0.6 | 0.3 | 182.7 | 33.4 |
| 1986 | 66.0 | 48.4 | 7.6 | 2.2 | 159.0 | 0.6 | 0.2 | 220.9 | 36.9 |
| 1987 | 54.0 | 38.6 | 6.4 | 2.2 | 167.8 | 0.4 | 0.1 | 195.4 | 34.1 |
| 1988 | 56.5 | 35.0 | 10.3 | 3.2 | 219.0 | 0.8 | 0.1 | 203.0 | 36.3 |
| 1989 | 48.6 | 33.8 | 6.0 | 1.7 | 177.6 | 0.9 | 0.1 | 226.8 | 30.0 |
| 1990 | 69.4 | 41.7 | 11.5 | 4.4 | 236.4 | 0.8 | 0.7 | 243.3 | 22.8 |
| 1991 | 71.8 | 50.1 | 10.8 | 3.3 | 302.8 | 1.2 | 0.8 | 220.5 | 27.9 |
| 1992 | 81.4 | 56.8 | 11.1 | 5.5 | 260.1 | 0.8 | 1.4 | 271.2 | 50.9 |
| 1993 | 72.6 | 49.8 | 9.6 | 5.7 | 278.6 | 1.3 | 0.2 | 327.6 | 44.5 |
| 1994 | 65.0 | 44.5 | 8.7 | 8.3 | 233.6 | 0.9 | 0.9 | 267.9 | 121.8 |
| 1995 | 70.2 | 47.2 | 8.0 | 9.5 | 263.5 | 0.5 | 1.5 | 308.3 | 40.5 |
| 1996 | 81.4 | 53.9 | 11.2 | 10.5 | 320.7 | 1.8 | 1.0 | 365.4 | 49.6 |
| 1997 | 73.1 | 53.5 | 8.5 | 8.9 | 306.4 | 4.1 | 0.6 | 420.4 | 61.9 |
| 1998 | 90.3 | 59.4 | 10.6 | 14.1 | 259.2 | 1.3 | 0.3 | 433.4 | 84.4 |
| 1999 | 100.9 | 71.6 | 7.2 | 18.5 | 136.8 | 1.6 | n.a. | 594.5 | 121.8 |
| 2000 | 116.4 | 69.1 | 6.5 | 30.5 | 141.3 | 1.4 | 0.1 | 759.9 | 161.7 |
| 2001 | 80.6 | 61.0 | 1.9 | 13.0 | 133.1 | 1.0 | 0.4 | 768.7 | 106.9 |
| 2002 | 108.9 | 70.4 | 6.5 | 28.2 | 195.0 | 1.0 | 1.0 | 755.3 | 120.8 |
| 2003 | 102.3 | 62.6 | 6.9 | 25.3 | 99.4 | 1.6 | 1.2 | 846.8 | 103.2 |
| 2004 | 103.7 | 58.9 | 7.3 | 31.3 | 96.3 | 1.3 | 1.9 | 872.8 | 109.6 |
| 2005 | 122.2 | 85.3 | 4.6 | 28.3 | 138.3 | 2.0 | 2.5 | 1,009.1 | 156.8 |
| 2006 | 101.1 | 56.7 | 5.6 | 23.5 | 105.5 | 2.6 | 1.7 | 1,171.4 | 190.8 |
| 2007 | 79.4 | 48.7 | 2.5 | 12.8 | 118.5 | 1.6 | 1.4 | 1,277.5 | 181.1 |
| 2008 | 117.5 | 75.6 | 3.4 | 20.2 | 170.0 | 1.4 | 2.1 | 1,360.8 | 210.6 |
| 2009 | 119.6 | 90.0 | 2.9 | 22.4 | 109.6 | 1.2 | 1.0 | 1,380.6 | 179.2 |
| 2010 | 128.1 | 99.2 | 2.9 | 22.4 | 161.0 | 1.5 | 0.1 | 1,350.9 | 240.9 |
| 2011 | 133.9 | 1,030.0 | 3.2 | 24.0 | 157.7 | 1.5 | n.a. | 1,440.2 | 254.6 |
| 2012 | 145.1 | 107.1 | 3.7 | 30.7 | 167.9 | 1.4 | n.a. | 1,476.3 | 228.1 |
| 2013 | 158.1 | 116.1 | 4.2 | 33.7 | 181.4 | 1.3 | n.a. | 1,421.1 | 231.3 |

出所:『内蒙古統計年鑑2013』, p.292。『内蒙古統計年鑑2014』, p.289。

第2節 東部内モンゴルの農業概況

第1節では、内モンゴルの農業概況および食糧生産動向と経済作物生産動向について論じてきた。それでは、これらの食糧作付面積は内モンゴルではどのように分布しているのだろうか。本節は、この質問を含む東部内モンゴルの歴史および農業概況について分析を行う。

表2-9には、2012年の内モンゴルと東部内モンゴルの、食糧生産状況および家畜飼育状況を比較した。表2-9から、東部内モンゴルの農業は、耕種農業と牧畜業を両立させた「半農半牧畜業」を営んでいることを裏付けられる。

2012年には、内モンゴルの総作付面積の64.2%を東部内モンゴルが占めている。同様に食糧作付面積の69.4%を東部内モンゴルが占めている。東部内モンゴルの食糧生産量の割合は、さらに高く79.7%を占めている。家畜飼育頭数は、東部内モンゴルが46.0%を占める。

表2-9 内モンゴルと東部内モンゴル(2012年)

単位:万ヘクタール, 万トン, 万頭, (%)

| 内モンゴル | | | | 東部内モンゴル | | | |
|-----------------------|--------|-------|----------|---------|--------|-------|----------|
| 総作付面積 | 食糧作付面積 | 食糧生産量 | 年中家畜飼育頭数 | 総作付面積 | 食糧作付面積 | 食糧生産量 | 年中家畜飼育頭数 |
| | | | | | | | |
| 東部内モンゴルが内モンゴル全体に占める割合 | | | | 64.2 | 69.4 | 79.7 | 46.0 |

出所:『内蒙古経済社会調査年鑑2013』, pp.73-259。

表2-10 内モンゴルと東内モンゴルの農村概況(2013年)

| 項目 | 郷・鎮・蘇木 | 村民・ガチャー委員会 | 農村世帯数 | 農村人口 | 農村就業者数 |
|---------------|--------|------------|--------|----------|--------|
| 単位 | (個) | | (万戸) | (万人) | |
| 内モンゴル全体 | 699 | 11,245 | 404.43 | 1,349.95 | 743.09 |
| 東部内モンゴル | 352 | 5,825 | 242.95 | 828.04 | 436.30 |
| 呼倫貝爾市 | 93 | 782 | 34.36 | 113.19 | 59.05 |
| 興安盟 | 52 | 872 | 32.67 | 114.93 | 61.12 |
| 通遼市 | 84 | 2,114 | 66.05 | 239.45 | 121.81 |
| 赤峰市 | 123 | 2,057 | 109.87 | 360.47 | 194.32 |
| 東部内モンゴルの割合(%) | 50.4 | 51.8 | 60.1 | 61.3 | 58.7 |

出所:『内蒙古統計年鑑2014』, p.515。

表 2-10 には、2013 年の内モンゴルおよび東部内モンゴルの農村概況を示した。

2013 年の内モンゴルの郷・鎮・蘇木は 699 個であり、東部内モンゴルのそれが 352 個であり、内モンゴル全体の 50.4% 占める。村民・ガチャー委員会は 1 万 1,245 個であり、東部内モンゴルのそれが 5,825 個であり、内モンゴル全体の 51.8% を占める。郷・鎮・蘇木と村民・ガチャー委員会の数において、西部内モンゴルと東部内モンゴルは、半分以上を占めているといえる。

他方、農村世帯数、農村人口、農村就業者数においては、東部内モンゴルのそれが内モンゴル全体に占める割合が高くなる。まず、農村世帯数においては、内モンゴル全体で 404 万 4,300 戸であり、東部内モンゴルのそれが 242 万 9,500 戸であり、内モンゴル全体の 60.1% に達する。次に、農村人口においては、内モンゴル全体で 1,349 万 9,500 人であり、東部内モンゴルのそれが 828 万 400 人であり、内モンゴル全体の 61.3% に達する。同様に、農村就業者数においては、内モンゴル全体で 743 万 900 人であり、東部内モンゴルのそれが 436 万 3,000 人であり、内モンゴル全体の 58.7% に達する。

表 2-11 には、内モンゴルの総人口および漢族とモンゴル族の割合を示した。1953～2013 年まで、内モンゴル総人口および漢族とモンゴル族人口は、すべて増加している。1953～1973 年の間は、モンゴル族人口が増加しているにもかかわらず、内モンゴル総人口に占める割合が減少している。1953 年に 13.0% であったが、1963 年には 11.1%、1973 年には 10.8% まで減少した。他方、1983～2013 年の間は、その割合が上昇しており、1983 年には 13.2%、1993 年には 15.6%、2003 年には 16.9% を占めるようになった。

2013 年の内モンゴル総人口に占めるモンゴル族の割合は、18.5% を占めるのみであるが、これらのモンゴル族は東部内モンゴルの呼倫貝爾市、興安盟、通遼市、赤峰市に集住している。上述したように、モンゴル族のほとんどは、中国語を解さないため、出稼ぎに出たところで職がみつからずに、地元で農業に従事することが多い。従って、東部内モンゴルの農村就業者の大部分は、モンゴル族であると考えられることが注目に値する。

表 2-11 内モンゴル人口およびモンゴル族の割合

単位: 万人, %

| 年 | 1953 | 1963 | 1973 | 1983 | 1993 | 2003 | 2013 |
|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総人口 | 758.4 | 1,215.2 | 1,651.1 | 1,969.5 | 2,196.9 | 2,385.8 | 2,463.7 |
| 漢族 (割合) | 649.3 85.6 | 1,061.1 87.3 | 1,444.5 87.5 | 1,657.5 84.2 | 1,779.4 81.0 | 1,860.6 78.0 | 1,918.4 77.9 |
| モンゴル族 (割合) | 98.5 13.0 | 134.6 11.1 | 178.5 10.8 | 260.3 13.2 | 343.4 15.6 | 404.0 16.9 | 454.9 18.5 |

注1: 人口数は、年末数である。

注2: (割合) は、民族人口/総人口である。

出所: 『内蒙古統計年鑑2014年』, p.106より作成。

第3節 通遼市およびホルチン左翼後旗の概況

3.1 通遼市の概況

通遼市は耕種農業と牧畜業を両立させた地方都市である。通遼市は内モンゴルの東部に位置し、東部は吉林省、南部は遼寧省、西部は赤峰市、北部は興安盟と錫林郭勒盟と、それぞれ隣接しており、総土地面積は5万9,535平方^{キロ}メートルである。2012年の第1次産業GDPは、232.78億元であり、同年の総耕地面積は134万7,900ヘクタールである（内モンゴル自治区地方誌編集委員会辦公室編、2013、p.606）。

2012年の農作物の総作付面積は111万9,955ヘクタールであり、2011年の総作付面積112万7,520ヘクタールと比べると、7,565ヘクタール減少した。このうち2012年の食糧作付面積は92万5,515ヘクタールであり、2011年の食糧作付面積92万910ヘクタールと比べると、4,605ヘクタール増大した。また、2012年の食糧作付面積は、作付面積全体の82.6%（2011年は81.7%である）を占めている。

主な農作物はトウモロコシ、高粱、稲、アワ、蕎麦、豆類、イモ類、ヒマワリ、てんさいなどである。牧畜業も盛んであり、2012年末¹の家畜飼育頭数は1,090万3,300頭に達する。そのうち牛と羊（綿羊と山羊を含む）が774万5,000頭で、豚が265万2,200頭である。1年間の肉の総生産量は51万7,124トンで、そのうち牛肉が10万846トン、羊肉が6万6,262トンで、豚肉が最も多く26万4,763トンである（国家統計局内モンゴル調査総隊編、2013、pp.81-113）。

2012年の通遼市の総人口は313万2,500人で、農村人口は238万2,300人である。総就業者数は191万1,100人で、そのうち第1次産業就業者数は99万4,700人である。郷・鎮・蘇木は71個あり、村民・ガチャー委員会は2,085個あり、農村世帯数は63万7,600戸である（内モンゴル自治区統計局編、2013、pp.493-515）。なお、通遼市境内に9カ所の国営農場、8カ所の国営牧場がある（哲里木盟農牧場管理局主編、1998、p.62）。

通遼市は強い大陸性気候に属し、四季がはっきりしており、冬季が長く、夏季は短い。平均気温は低く、乾燥し雨が少ないうえ、風が強い。土地資源としては平原、沙地、山地が混在する地域であり、このような乾燥した自然条件と土地資源は雑穀や豆類、トウモロコシを含む食糧作物生産に適している。

通遼市では古くから雑穀や豆類が生産されてきた。とくに1980年代の「各戸請負制」の導入にともない、農家は現金収入の確保と自給用に、雑穀や豆類を多く生産した。このような豆類を含めた雑穀生産は、2004年にトウモロコシ価格が高騰するまで、主流であった。2004年以降、トウモロコシ生産が主流となった。

¹ 年末飼育頭数以外に、年中飼育頭数の統計もある。例えば、2012年中飼育頭数は、2011年6月末から2012年6月末の飼育頭数を指す。なお、2012年末飼育頭数は、12月末の数である。

3.2 ホルチン左翼後旗の概況

ホルチン左翼後旗は通遼市東南部に位置し、ホルチン沙漠地帯の東南部にあたり、吉林省の松遼平原と隣接している。境内の最高海拔は308.4メートルで、最低は88.5メートルである。東経121度30分から123度43分、北緯42度40分から43度42分の間位置し、東部は吉林省、南部は遼寧省と隣接している。旗の総面積は1万1,476平方キロメートルで、2012年の食糧作物作付面積は18万7,000ヘクタール、主にトウモロコシ、稲、緑豆、小豆などが生産されており、食糧生産量は91万トンである。

「国家級食糧生産先進県」であるとともに、「全国緑色無公害果菜生産モデル県」でもある。2012年のホルチン左翼後旗の総人口は40万4,000人であり、農村就業者数は13万9,171人である。

表2-12には、ホルチン左翼後旗の農村人口と耕地面積を示した。表2-12によれば、2011年のホルチン左翼後旗における牧畜業就業者数は1万5,792人であったが、2012年には1万2,160人となり、3,632人減少している。同様に農業就業者数は2011年には10万1,377人であったが、2012年には9万8,957人となり、2,420人減少している。これと対照的であるのは、農業・牧畜業就業者1人当たり耕地面積は、2011年の1.60ヘクタールより、2012年には1.69ヘクタールまで増加した。

科爾沁左翼後旗誌編集委員会主編（1993, p.213）によれば、ホルチン左翼後旗は「農業」（この場合の農業は耕種農業を指す）、「半農半牧畜業」、「牧畜業」が共存する「旗」であるとされ、農家経営は大きく、農業区、「半農半牧畜業」区、牧畜業区と類型されている。なお、ここでの「区」は行政的な意味を持たない。この3つの類型を自然状況、農業状況、民族分布と関連づけて整理すれば以下の通りである。

表2-12 ホルチン左翼後旗の農村人口と耕地面積(2011年と2012年)

単位:個, 戸, 人, ヘクタール, ヘクタール/人

| | 村民・ ガチャー 委員会 | 農家戸数 | 農村人口 | 農業就業者 | 牧畜業 就業者 | 耕地面積 | 農村人口 一人当 耕地面積 | 農業・牧畜業 就業者一人当 耕地面積 |
|-------|--------------------|--------|---------|---------|------------|---------|---------------------|--------------------------|
| 2011年 | 262 | 93,137 | 349,710 | 101,377 | 15,792 | 187,559 | 0.54 | 1.60 |
| 2012年 | 262 | 93,300 | 350,409 | 98,957 | 12,160 | 187,559 | 0.54 | 1.69 |

注:統計上は、農業就業者と牧畜業就業者は別になっているが、両方に就業している者が多い。基本的に牧畜業就業者も耕地の使用権があり、農作物生産に関わっている。

出所:『内モンゴ爾经济社会調査年鑑2012』, pp.605-639。『内モンゴ爾经济社会調査年鑑2013』, pp.601-607。

- ①農業区：東部遼河平原地域が当てはまる。西遼河沿いで、肥沃にして気候温和、日照に恵まれるなど、良好な農業条件がそろい、域内6つの郷・鎮・蘇木（蘇木・郷・鎮の区別について、表6-1参照）において、主としてトウモロコシと稲が栽培されている。農業区には、漢族が集住しており、漢族が多数の「屯＝ムラ」（後述）に少数のモンゴル族が住んでいる。
- ②半農半牧畜業区：南部坨甸地域²が当てはまる。「坨子地」に雑穀が栽培され、「甸子地」には稲、トウモロコシのほか、キビ、アワ、蕎麦などの雑穀および豆類が栽培されている。生産量は不安定で、域内に6つの郷・鎮・蘇木がある。半農半牧畜業区には、モンゴル族と漢族が混住している。
- ③牧畜業区：中部北部沙漠地域が当てはまる。半乾燥気候で雨量が少なく、砂嵐の被害が多いところである。域内の26の蘇木において、「坨子地」が多く存在し、アルカリ地も少なくない。この地域の農業においては放牧業と雑穀生産で生計を立てることが基本である。牧畜業区には、モンゴル族が集住しており、モンゴル族が多数の「屯＝ムラ」に少数の漢族が住んでいる。

なお、モンゴル族が多数の「屯＝ムラ」に少数の漢族が住んでいる民族分布は、すなわち牧畜業区は、ホルチン左翼後旗の大部分を占める。また、民族分布に関して、モンゴル族と漢族の混住および集住があるといえる。さらに集住には、漢族集住とモンゴル族集住という2つのパターンがある。

表2-13にはホルチン左翼後旗の「改革・開放」以降（1989～2007年）の食糧生産動向を、表2-14には同じ時期の食糧作物以外の経済作物生産動向を示した。経済作物とは、農家が現金収入のために生産する食糧作物以外の農作物のことである。

表2-13によれば、総耕地面積と食糧作物付面積は大きく増大するのは、やはり2004年以降のことである。とくに、トウモロコシの作付面積が増大しており、このような動きは、内モンゴル全体および東部内モンゴルの食糧生産動向と一致している。

表2-14によれば、「各戸請負制」導入から2004年まで、農家は自給用に雑穀や豆類を多く生産すると同時に、現金収入の確保のために経済作物としてトウゴマ、ヒマワリ、ラッカセイなどを生産していた。2004年以降は、ラッカセイを除く経済作物の作付面積も減少傾向に転じており、といっても2007年のラッカセイ作付面積は7,110ヘクタールに過ぎない。2007年のヒマワリの作付面積はわずか4ヘクタールであり、同年にトウゴマの生産がストップしている。これらの経済作物の作付面積もいうまでもなく、トウモロコシ生産へと転換している。

² 中国語の方言である。「坨子地」は海拔が高く、土壌の水分も少ない。主に雑穀生産に向いている。第7章に出てくる「二等地」あるいは「三等地」に相当する。「甸子地」はもともと草地であって、それが開墾されて耕地になった。「一等地」に相当する。南部坨甸地域は「坨子地」と「甸子地」が混在する。

表2-13 「改革・開放」以降(1989~2007年)のホルチン左翼後旗の食糧生産動向

単位:1,000ヘクタール,キ/ヘクタール,トン

| 年 | 総 作付 面積 | 食糧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---------------|----------|-------|---------|----------|-------|---------|----------|-------|--------|----------|-------|---------|----------|-------|--------|----------|-------|-------|----------|-------|--------|------|-------|--------|
| | | 稲 | | | 小麦 | | | トウモロコシ | | | コウリヤン | | | キジ | | | ソバ | | | 大豆 | | | | | |
| | | 作付 面積 | 単収 | 生産量 | 作付 面積 | 単収 | 生産量 | 作付 面積 | 単収 | 生産量 | 作付 面積 | 単収 | 生産量 | 作付 面積 | 単収 | 生産量 | 作付 面積 | 単収 | 生産量 | 作付 面積 | 単収 | 生産量 | | | |
| 1989 | 112.2 | 87.1 | 2,670 | 231,990 | 5.3 | 4,125 | 21,670 | 0.5 | 2,850 | 3,164 | 51.0 | 3,495 | 177,891 | 7.0 | 2,235 | 15,613 | 5.7 | 930 | 2,650 | 4.3 | 345 | 1,503 | 6.9 | 6,950 | |
| 1990 | 115.2 | 92.6 | 3,570 | 331,148 | 12.1 | 4,245 | 50,534 | 1.6 | 2,280 | 3,663 | 52.0 | 4,545 | 236,158 | 6.2 | 2,775 | 17,094 | 5.1 | 1,050 | 5,306 | 4.2 | 900 | 3,810 | 6.6 | 1,200 | 7,920 |
| 1991 | 114.6 | 93.7 | 3,225 | 302,000 | 13.3 | 4,905 | 56,500 | 4.4 | 1,725 | 7,702 | 52.2 | 3,765 | 196,809 | 5.1 | 2,775 | 14,121 | 4.7 | 600 | 2,790 | 4.1 | 720 | 2,321 | 6.6 | 1,365 | 8,964 |
| 1992 | 113.6 | 101.3 | 3,540 | 358,000 | 16.0 | 4,650 | 74,500 | 7.0 | 2,010 | 13,965 | 51.5 | 4,388 | 225,869 | 4.7 | 3,090 | 14,427 | 3.6 | 990 | 3,539 | 3.7 | 885 | 3,303 | 10.7 | 1,560 | 16,677 |
| 1993 | 116.1 | 103.7 | 3,630 | 37,664 | 12.1 | 3,795 | 42,811 | 9.9 | 2,850 | 28,403 | 49.5 | 5,130 | 254,276 | 4.4 | 3,015 | 13,214 | 4.4 | 960 | 4,234 | 3.4 | 570 | 1,957 | 15.4 | 1,665 | 25,686 |
| 1994 | 116.8 | 104.0 | 2,625 | 275,844 | 10.2 | 2,835 | 29,015 | 8.9 | 1,125 | 10,009 | 53.1 | 3,810 | 202,501 | 3.7 | 2,295 | 8,564 | 4.5 | 450 | 1,988 | 3.7 | 390 | 1,434 | 15.1 | 1,155 | 17,427 |
| 1995 | 118.8 | 108.7 | 3,945 | 429,444 | 11.2 | 5,910 | 66,303 | 9.4 | 1,725 | 21,150 | 59.5 | 4,785 | 284,765 | 4.0 | 3,450 | 13,904 | 5.0 | 1,005 | 4,975 | 4.2 | 975 | 4,075 | 11.0 | 2,430 | 26,653 |
| 1996 | 119.4 | 113.2 | 4,260 | 483,009 | 12.9 | 5,055 | 64,957 | 7.8 | 3,000 | 21,600 | 65.1 | 5,370 | 349,641 | 3.9 | 3,585 | 13,802 | 5.1 | 1,050 | 5,387 | 4.5 | 975 | 4,407 | 10.4 | 1,485 | 15,399 |
| 1997 | 123.9 | 118.1 | 3,390 | 400,005 | 18.2 | 5,280 | 96,128 | 7.4 | 900 | 6,639 | 68.3 | 3,945 | 269,302 | 3.9 | 1,770 | 6,918 | 2.2 | 750 | 1,650 | 2.0 | 285 | 543 | 11.7 | 1,410 | 16,520 |
| 1998 | 126.3 | 119.7 | 4,635 | 555,147 | 20.0 | 5,235 | 99,475 | 6.8 | 2,880 | 19,506 | 69.3 | 5,670 | 392,815 | 2.3 | 3,600 | 8,185 | 2.6 | 1,605 | 4,148 | 1.7 | 1,140 | 1,945 | 12.8 | 1,635 | 21,063 |
| 1999 | 133.7 | 113.3 | 5,040 | 570,848 | 20.2 | 6,510 | 131,717 | 9.1 | 3,915 | 35,666 | 58.6 | 5,985 | 351,310 | 1.1 | 4,200 | 4,553 | 1.1 | 2,400 | 2,740 | 0.1 | 1,505 | 426 | 17.5 | 1,890 | 33,145 |
| 2000 | 140.4 | 120.5 | 2,755 | 313,901 | 23.0 | 5,688 | 131,010 | 4.0 | 2,281 | 9,071 | 61.3 | 2,561 | 156,899 | 2.5 | 3,750 | 9,304 | 2.6 | 749 | 1,950 | 1.2 | 813 | 1,009 | 19.1 | 866 | 16,562 |
| 2001 | 138.2 | 121.9 | 3,545 | 423,089 | 15.5 | 6,225 | 96,469 | 5.1 | 1,213 | 6,202 | 65.4 | 4,076 | 266,416 | 2.1 | 2,611 | 5,397 | 4.2 | 1,875 | 7,818 | 2.9 | 716 | 2,093 | 13.2 | 1,749 | 23,011 |
| 2002 | 136.7 | 122.7 | 3,173 | 357,500 | 15.5 | 5,406 | 83,866 | 3.6 | 1,350 | 4,875 | 63.6 | 3,386 | 215,363 | 1.7 | 3,000 | 5,007 | 3.1 | 2,250 | 6,948 | 1.3 | 1,505 | 1,887 | 9.5 | 1,361 | 12,952 |
| 2003 | 134.9 | 115.5 | 3,866 | 446,233 | 9.5 | 7,664 | 72,854 | 0.3 | 4,583 | 1,288 | 73.5 | 4,401 | 323,535 | 1.6 | 2,019 | 3,149 | 3.1 | 1,325 | 4,035 | 1.4 | 1,017 | 1,477 | 9.9 | 1,703 | 16,780 |
| 2004 | 176.6 | 154.2 | 3,926 | 605,592 | 11.9 | 6,446 | 76,917 | 0.4 | 2,294 | 796 | 105.8 | 4,565 | 482,671 | 1.4 | 2,417 | 3,304 | 3.2 | 1,158 | 3,728 | 1.1 | 924 | 993 | 12.2 | 1,259 | 15,373 |
| 2005 | 183.5 | 195.4 | 4,626 | 737,500 | 11.9 | 7,402 | 88,159 | 2.1 | 4,485 | 628 | 102.9 | 5,250 | 540,013 | 4.0 | 4,520 | 18,128 | 4.0 | 997 | 9,891 | 9.3 | 425 | 1,971 | 20.1 | 2,297 | 46,243 |
| 2006 | 190.7 | 171.5 | 3,855 | 738,500 | 14.5 | 6,750 | 98,050 | 0.1 | 5,732 | 363 | 117.8 | 4,725 | 556,861 | 1.9 | 3,750 | 4,168 | 1.3 | 1,500 | 1,978 | 0.8 | 904 | 714 | 34.1 | 2,250 | 51,167 |
| 2007 | 197.5 | 172.6 | 4,358 | 750,822 | 17.2 | 7,209 | 123,882 | 0.2 | 2,799 | 417 | 124.3 | 4,631 | 575,417 | 1.0 | 3,360 | 3,350 | 1.8 | 1,500 | 2,687 | 7.9 | 1,305 | 10,326 | 7.6 | 2,100 | 15,886 |

注:2005年の食糧作物作付面積は、総作付面積を上回っている。乾燥、冷涼なホルチン左翼後旗において、食糧作物作付面積が、総作付面積を上回るとは考えにくい。総作付面積は、実際には、本表が示す公式統計数字より大きいと推測される。

出所:『科尔沁左翼後旗誌(1989~2007年)』, p.191。

表2-14 改革開放以降(1989～2007年)のホルチン左翼後旗の経済作物生産動向

単位:ヘクタール,キロ/ヘクタール,トン

| 年 | ラッカセイ | | | ヒマワリ | | | トウゴマ | | |
|------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|
| | 作付面積 | 単収 | 生産量 | 作付面積 | 単収 | 生産量 | 作付面積 | 単収 | 生産量 |
| 1989 | 70 | 600 | 44 | 130 | 840 | 112 | 18,080 | 495 | 8,827 |
| 1990 | 20 | 1,845 | 37 | 80 | 5,235 | 419 | 16,620 | 795 | 13,245 |
| 1991 | 40 | 1,125 | 45 | 160 | 495 | 78 | 15,340 | 420 | 6,510 |
| 1992 | 90 | 3,225 | 280 | 320 | 495 | 159 | 6,980 | 465 | 3,288 |
| 1993 | 60 | 3,615 | 217 | 200 | 1,890 | 377 | 7,660 | 525 | 3,971 |
| 1994 | 40 | 1,470 | 59 | 70 | 90 | 6 | 7,410 | 180 | 1,285 |
| 1995 | 60 | 420 | 25 | 60 | 1,080 | 65 | 4,700 | 615 | 2,874 |
| 1996 | 90 | 1,350 | 121 | 90 | 1,050 | 95 | 3,350 | 615 | 2,060 |
| 1997 | 110 | 1,860 | 205 | 240 | 390 | 93 | 3,550 | 345 | 1,239 |
| 1998 | 160 | 1,185 | 190 | 70 | 1,155 | 78 | 1,880 | 555 | 1,048 |
| 1999 | 3,170 | 1,200 | 3,806 | 1,520 | 1,200 | 1,827 | 7,368 | 570 | 4,200 |
| 2000 | 2,050 | 2,649 | 5,417 | 1,330 | 1,185 | 430 | 11,930 | 879 | 10,488 |
| 2001 | 5,470 | 746 | 4,081 | 230 | 1,179 | 276 | 3,260 | 782 | 2,547 |
| 2002 | 7,300 | 1,354 | 9,886 | 310 | 1,511 | 477 | 880 | 350 | 309 |
| 2003 | 7,220 | 2,386 | 17,225 | 290 | 1,512 | 446 | 550 | 884 | 490 |
| 2004 | 6,720 | 2,354 | 15,818 | 210 | 1,476 | 310 | 200 | 2,250 | 446 |
| 2005 | 6,160 | 1,571 | 9,611 | 380 | 2,292 | 880 | 440 | 769 | 336 |
| 2006 | 7,950 | 1,500 | 11,930 | 186 | 2,198 | 416 | 260 | 720 | 188 |
| 2007 | 7,110 | 1,950 | 13,865 | 4 | 2,199 | 77 | — | — | — |

注1:経済作物とは、食糧作物以外の農作物を指す。

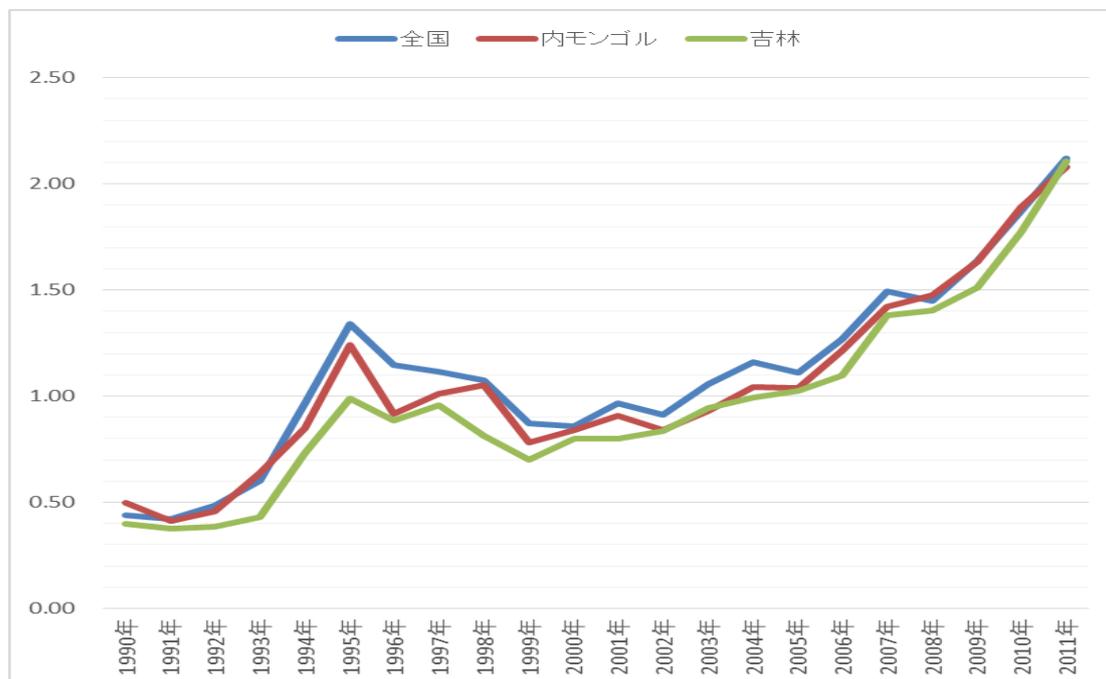
注2:トウゴマの学名は[Ricinus communis]である。トウゴマの種子から取られるひまし油は、工業用に広く使われる。

出所:『科尔沁左翼後旗誌(1989～2007年)』, p.193。

図 2-3 に、1990～2011 年までのトウモロコシの販売価格の推移を示した。2004 年以降のトウモロコシ作付面積増大の要素として最も重要なのはトウモロコシ価格の急激な上昇である。このようなトウモロコシ価格高騰は、東部内モンゴルでは雑穀生産をトウモロコシ生産に転換させたのみならず、経済作物生産をトウモロコシ生産へと転換させ、トウモロコシの作付面積は増大している。農家の立場からみれば、高く売れる農作物を生産するのは当たり前のことである。

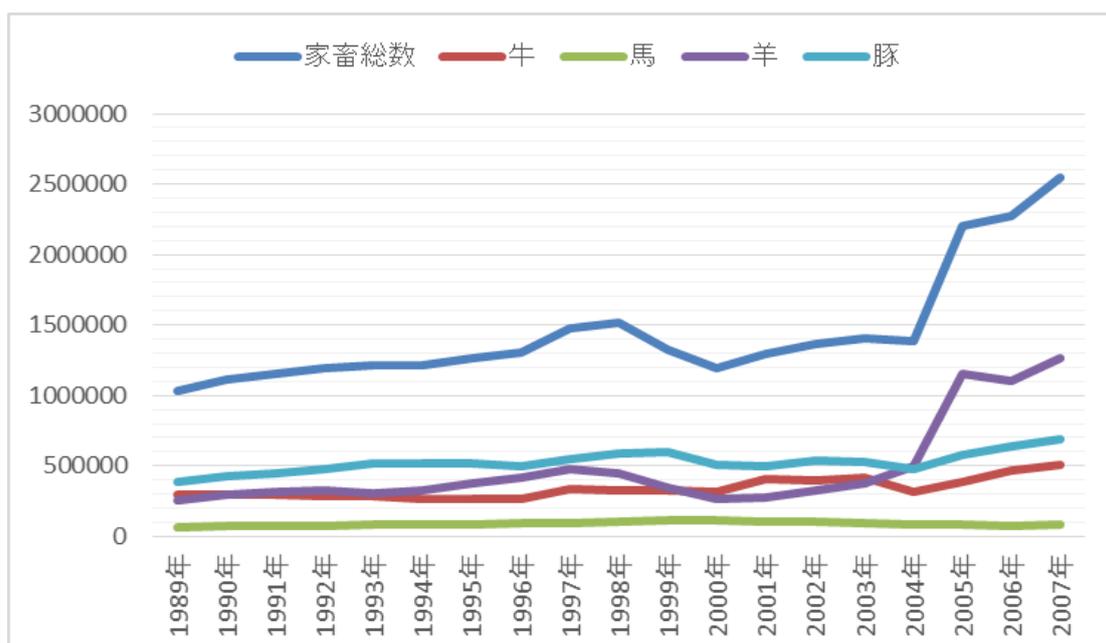
最も注目しているのは、トウモロコシの価格高騰が、本研究の課題である土地利用方式の転換に大きな影響をもたらしたことである。トウモロコシの作付面積の増大には、上述したような雑穀や経済作物からの転作以外に、とくに 2004 年以降、草地や荒地が開墾され、耕地化していることが関係している。トウモロコシの価格高騰により、草地や荒地でもトウモロコシの栽培が行われるようになったのである。

図 2-3 トウモロコシ販売価格推移 (単位：元/㌦)



出所：『建国以来全国主要農産品成本収益資料彙編』1953～1997年版，『全国農産品成本収益資料彙編』1999～2001年版，『全国農産品成本収益資料彙編2002～2014』2002～2014年版。

図 2-4 ホルチン左翼後旗の家畜飼育頭数推移 (1989～2007年，単位：頭)



出所：『科尔沁左翼後旗誌 (1989～2007年)』, p.217。

表2-15 ホルチン左翼後旗の家畜飼育頭数推移(1989～2007年)

単位:頭

| 年 | 家畜総数 | 牛 | 馬 | 羊 | 豚 |
|------|-----------|---------|---------|-----------|---------|
| 1989 | 1,030,691 | 293,436 | 64,131 | 253,454 | 390,455 |
| 1990 | 1,108,618 | 296,539 | 69,565 | 293,219 | 423,818 |
| 1991 | 1,155,691 | 294,968 | 72,979 | 319,687 | 443,420 |
| 1992 | 1,193,612 | 289,202 | 76,274 | 323,482 | 480,247 |
| 1993 | 1,209,705 | 286,204 | 80,498 | 306,125 | 515,539 |
| 1994 | 1,216,141 | 266,812 | 83,633 | 329,042 | 515,269 |
| 1995 | 1,266,406 | 260,575 | 88,294 | 380,637 | 515,622 |
| 1996 | 1,301,227 | 269,039 | 93,695 | 417,784 | 500,301 |
| 1997 | 1,479,207 | 333,694 | 98,279 | 474,236 | 549,961 |
| 1998 | 1,521,713 | 323,232 | 104,849 | 452,184 | 591,166 |
| 1999 | 1,325,053 | 329,944 | 114,963 | 347,132 | 599,139 |
| 2000 | 1,197,032 | 313,528 | 113,245 | 268,370 | 506,843 |
| 2001 | 1,294,974 | 404,300 | 99,672 | 276,424 | 501,963 |
| 2002 | 1,370,145 | 400,787 | 103,914 | 323,499 | 541,763 |
| 2003 | 1,409,785 | 416,626 | 95,947 | 376,953 | 524,584 |
| 2004 | 1,387,518 | 315,610 | 84,217 | 502,158 | 481,831 |
| 2005 | 2,206,737 | 387,953 | 80,652 | 1,157,379 | 576,492 |
| 2006 | 2,271,522 | 462,335 | 78,308 | 1,102,236 | 640,585 |
| 2007 | 2,542,311 | 505,450 | 80,133 | 1,263,443 | 686,706 |

出所:『科尔沁左翼後旗誌(1989～2007年)』, p.217。

図 2-4 および表 2-15 には、ホルチン左翼後旗の家畜飼育頭数推移を示した。図 2-4 および表 2-15 によれば、1989～2004 年まで、大雑把にみて、家畜飼育頭数には大きな変動はみられなかった。2004 年以降、馬（機械化やオートバイの普及にともない、移動手段や役畜であった馬が衰退している）を除く家畜の飼育頭数は増加している。2004 年以降の家畜飼育頭数の増大の要因は、トウモロコシ増産と深く関係している。草地や放牧地が耕地化するとともに、天然の牧草や栽培する牧草が不足するなど、家畜飼育は危機的状況にあった。

しかしながら、トウモロコシの生産増加にともない、トウモロコシの茎稈などが飼料として使えることから、家畜の飼育頭数を増やすことが可能になったのである。近年では、トウモロコシ栽培に不適な荒地や劣等地にまで青刈り用のトウモロコシを栽培するケースもみられる。

「改革・開放」以降のホルチン左翼後旗の農業概況をまとめると、ホルチン左翼後旗

の農業経営は、耕種農業と牧畜業から成り立っており、典型的なモンゴル族による「半農半牧畜業」である。このような農業経営は、土地利用方式の転換と深く関係している。大雑把に言えば、草地が耕地化されたからこそ、牧畜業および耕種農業に転換がみられた。とくに 2004 年以降のトウモロコシ栽培増大により、牧畜業は舍飼いへ転換しつつある。

しかしながら、土地利用方式の転換において、単に草地が耕地へと転換したというのにあまり複雑である。草地の耕地への転換には多くの社会経済的な要因が関係している。しかも、その転換過程は長い期間を要しており、清朝、中華民国、満州国などを経て、中華人民共和国の一部になった後も、草地が耕地化している。

以下、第 3 章では、「改革・開放」前、すなわち近代東部内モンゴルにおいて、土地利用方式の転換をもたらした要因を解明し、土地利用方式転換が当該地域の農業経営にどのような影響をもたらし、当該地域のモンゴル族の生活にどのような影響をもたらしたかについて、ホルチン左翼後旗の事例から分析を試みる。

第3章

漢族移民と開墾による土地利用方式の転換

第1節 ホルチン左翼後旗の誕生

内モンゴルの16の「アイマグ」³の49人の首領は、1636年までに清に降伏した⁴。清太宗は1636年、服属した内モンゴルに49の「旗」を定め、49人のモンゴル族首領達を49の「旗」の旗王に冊封した（現在の呼倫貝爾市および阿拉善盟あたりのモンゴル族の首領は、この時点ではまだ清に服属していない）。この結果、「旗札薩克」（旗王の下の行政機関）が誕生した。

従来の16の「アイマグ」は6まで縮小され、「旗」の上に「盟」（「アイマグ」を中国語で「盟」という）として置かれた。そのため、内モンゴルは「6盟49旗」と呼ばれ、その内訳としては、東部地域に卓索図盟（ジョソト盟、5旗、現在の遼寧省西部および赤峰市の一部）、哲里木盟（ジリム盟、10旗、現在の通遼市、興安盟など）、昭烏達盟（ジョーオダ盟、11旗、現在の赤峰市とほぼ同じ範囲）、中部地域に錫林郭勒盟（シリントール盟、10旗）、烏蘭察布盟（ウランチャブ盟、6旗、現在の烏蘭察布市）、西部地域に伊克昭盟（イクジョー盟、7旗、現在の鄂爾多斯市）が含まれた。

本研究の主要な分析対象地であるホルチン左翼後旗は、「ホルチンアイマグ」⁵が1650年に清によって、左翼と右翼に分けられ、さらに左翼と右翼それぞれが中、前、後という合計6つの「旗」に分けられて誕生した「旗」である（図1-2参照）。ホルチン左翼後旗の、当時の総面積は3万5,100平方^{キョ}であった（科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編1993, p.3）。

清はホルチン左翼後旗の従来の「努図克」⁶を土台に、人口数に応じて、蘇木を3つ設立し、蘇木の官吏を「佐領」といい、「佐領」は「旗札薩克」を補佐し土地と旗民を管理していた。光緒年間（1875～1908年）に人口増加などにもない「蘇木」が増えた。これを受け、「閑散王公」（旗王以外の貴族）のなかから「参領」を選出し、1つの「努

3 モンゴル帝国崩壊後、中央集権がなくなり、分権になる。その分権を形成したのが、「アイマグ」（氏族）である。

4 内モンゴルの諸王公は清に服属した後、清の明および外モンゴルへの軍事活動に積極的に参加したとされる。

5 16世紀、チンギス・ハーンの弟であるハブト・ハサルハサルの第17代の末裔は、額爾古納河、海拉尔河と呼倫湖の遊牧地域（現在の呼倫貝爾市とロシアとの国境地帯）から今日のホルチン左翼後旗の土地に移ってきたとされる。彼らは、いわゆる「ホルチンアイマグ」である。

6 「努図克」は本来、故郷を意味し、今日の「蘇木」に相当する。

図克」を管理させた。その時期から各「参領」の下4人の「佐領」が配属され、旗全体で32人の「佐領」が、32の「蘇木」を管理するようになった。このような行政システムが中華民国期にも維持され、1931年まで続いた（科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編1993, p.596）。

現在のホルチン左翼後旗の面積は1万1,476平方^キであるから、管轄範囲が大幅に縮小したことになる。これは、漢族移民の開墾入植の結果、漢族が集住する地域となったホルチン左翼後旗東部（図3-1参照）に、昌図県、康平県、遼源州（現在の双遼市の一部）などの行政区を設置し、これを順次ホルチン左翼後旗から切り離していった結果によるものである。

表3-1には、清におけるモンゴル「旗」の土地所有状況を示した。旗王および「閑散王公」が官地を所有し、旗王はほかに私地を所有することになった。一般モンゴル族には放牧地が与えられ、それ以外の共有の公地は共同利用するとされた。劉金鎖（1985, p.210）によれば、一般モンゴル族は放牧地と共同利用の公地が与えられる代わりに、「旗札薩克」に納税する仕組みであった。

清は、「旗」制度以外に、内モンゴルで「封禁政策」を実施した。「封禁政策」の本来の目的は、漢族の満州地域への移住に対して施行した封禁令である。東北三省（遼寧省、吉林省、黒龍江省）は、満州族の発祥地であるため、漢族の移民および開墾を厳しく制限した。内モンゴルでもこの封禁令が適用され、漢族のモンゴル「旗」への移民および開墾が厳しく制限され、なおかつモンゴル族の「旗」を越えての移動も禁止された。すなわち、モンゴル族には、土地を所有する権利は与えられたが、開墾する権利は与えられなかった。

清が定めた「旗」制度と「封禁政策」により、各旗の境界がはっきりとし、モンゴル族同士の内戦、あるいはモンゴル族と漢族や満州族との衝突がなくなり、モンゴル族の生活は安定した。清は、基本的に遊牧を中心とした牧畜業を奨励していたことから、牧畜業は発展を遂げた。清に従ったモンゴル各旗にある程度税金を軽減する政策を取り、モンゴル王公の重い税金徴収を禁止した（蒙古学百科全書編集委員会, 2009, pp.67-68）。

これらの政策の結果、各旗に所属していた一般のモンゴル族は、それなりの家畜を所有できるようになった。ただし、大量の家畜と土地は、やはり直接モンゴル王公など一部上層階層の手に握られていた。

清における牧畜業は、伝統遊牧（後述）と異なる点もあった。最大の違いは放牧地の縮小である。従来も「アイマグ」を越えての放牧は禁止されていたが、「アイマグ」の面積は清の「旗」よりよほど広がった。しかし、清によって「旗」が定められた後、「旗」を越えての放牧が厳しく制限されたことから、放牧地が狭くなり、旗内、しかも指定された場所（表3-1の旗共有の公地と放牧地）のみで放牧することになった。このような移動可能範囲と放牧地の縮小は、遊牧が定住放牧に転じた要因の1つである。

表3-1 清におけるモンゴル「旗」の土地所有状況

| | | |
|---------|--------|--------------|
| 旗王 | 官地 | 旗札薩克が世襲する |
| | 私地 | 旗王の子供達が世襲する |
| 閑散王公 | 官地 | 冊封された者が私地とする |
| 一般モンゴル族 | 旗共有の公地 | |
| | 放牧地 | |

注: 旗共有の公地を旗王と閑散王公も放牧地として使う。

出所: 鉄山博, 1999, p.127より作成。

「封禁政策」下の東部内モンゴルのモンゴル族は、遊牧による牧畜業を中心に行っていたが、耕種農業をまったく行っていなかったわけではない。伝統的に遊牧の移動の特性に応じて、「モンゴル式農耕」が行われていた。「モンゴル式農耕」とは、モンゴル語の「ナマグタリヤ」のことであり、「ナマグ」は湿り気のある土壌を指し、「タリヤ」は畑を指す。「ナマグタリヤ」は、主に成長期間が短いキビ、蕎麦、アワなどを栽培し、種まき⁷した後、一切手入れをせず、秋になると収穫するのみであった。そのため、単位面積当たりの収量はとても低いとされている。手入れをしない理由は、主な労働時間を遊牧に充てるからである（蒙古学百科全書編集委員会，2009，p.130）。

他方、清初期から、山東省、河北省などの漢族移民が東部内モンゴルの卓索図盟あたりに流入するようになった。「封禁政策」により漢族の移民および開墾は禁止されていたが、清は社会の安定を考慮して、流入した漢族移民を追放しなかった。このような漢族移民の到来が、卓索図盟のモンゴル王公の需要とある程度一致した。モンゴル王公は、彼らに土地を開墾させて、小作料を得ることで、収入を増やした。このような動きは、「封禁政策」の下で行われていたことから、モンゴル王公による「私墾」と呼ばれた。

なお、このようなモンゴル王公による「私墾」は、清の初期頃に卓索図盟に属す「旗」で頻繁に行われていたが、哲里木盟に属す「旗」まで浸透していなかった。というのは、卓索図盟の土地条件は哲里木盟よりも肥沃で、農業条件に恵まれ、地理的にも卓索図盟は哲里木盟の西側に位置し、直隸省（図 1-2 参照、現在の河北省にほぼ該当する）と隣接していて、漢族移民が流入しやすかったからである。

漢族移民の東部内モンゴルへの流入が、「封禁政策」によって厳しく制限されていたにも関わらず、止まらなかったことは、山東省、河北省などの地域の人口圧がよほど大きかったからだと思われる。

それでも、「封禁政策」の下では、土地はあまり開墾されておらず、土地利用は主に放牧地としてであった。「封禁政策」下の東部内モンゴルの農業は、モンゴル族による

⁷ 種まきは、最初から役畜・犁などを使ってうねを作ってまくのではなく、「ナマグ」に適当に種をばらまき、その後、家畜の群れで何回か踏ませれば終わりにする。

遊牧を中心とし、「モンゴル式農耕」を加えたものであった。言い換えれば、「封禁政策」は東部内モンゴルの草地保護に、ある程度効果を上げていた。

以下で、本格化した東部内モンゴルへの漢族移民および土地開墾状況をホルチン左翼後旗の事例から検討する。

第2節 漢族移民による人口増加

1632年のホルチン左翼後旗の人口は、約2万人であった。清代における漢族移民の流入とモンゴル族の人口に関する統計は取れないが、清末期、中華民国期および満州国期の一部の年の統計が取れる。後述するように、漢族移民および土地開墾が激しいホルチン左翼後旗東部（現在の遼寧省昌図県、康平県および吉林省双遼市の一部）と、それと対照的に漢族移民が比較的少ないホルチン左翼後旗西部（現在のホルチン左翼後旗の境内）に分けて（図3-1参照）検討する。

まず、昌図県、康平県、遼源州を含むホルチン左翼後旗東部の人口状況をみる。統計の制約から、ここでは昌図県、康平県のみを取り上げる。

表3-2に1910年の昌図県の人口状況を示した。1910年の昌図県の総人口は40万3,571人に達した。そのうち、漢族人口は36万4,616人であり、全体の90.3%を占める。モンゴル族人口は2万4,559人であり、全体の6.1%を占めるのみである。昌図県の人口増加状況から、清代における漢族流入の勢いの激しさを読み取れる。

表3-3には、1910年の康平県の人口状況を示した。1910年の康平県の総人口は5万4,615人である。そのうち、「県」戸籍人口は5万3,526人で、全体の98.0%を占める。「旗」戸籍人口は1,089人であり、全体の2.0%を占めるにすぎない。県内に「旗」戸籍人口が存在するというのは理解しにくいかもしれないが、康平県はそもそもモンゴル族の居住（放牧）地域であるホルチン左翼後旗の境内に後から設立された県であり、「旗札薩克」の管轄下にある人口が残っていたとしても不思議ではない。いずれにしろ、康平県においても、清代における漢族人口の増加は著しかった。

表3-2 1910年の昌図県の人口状況

単位: 戸, 人, %

| モンゴル族 | | 漢族 | | その他 | | 合計 | |
|-------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|---------|
| 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 |
| 2,999 | 24,559 | 47,369 | 364,616 | 1,683 | 14,396 | 52,051 | 403,571 |
| 5.8 | 6.1 | 91.0 | 90.3 | 3.2 | 3.6 | 100.0 | 100.0 |

出所: 遼寧府県誌編, 1910, p.382より作成。

表3-3 1910年の康平県の人口状況

単位：戸，人%

| 旗戸籍 | | 県戸籍 | | 合計 | |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | 人口 |
| 165 | 1,089 | 21,300 | 53,526 | 21,465 | 54,615 |
| 0.8 | 2.0 | 99.2 | 98.0 | 100.0 | 100.0 |

注1：旗戸籍は，大部分モンゴル族であると思われる。

注2：県戸籍には，漢族，満州族，漢軍，その他民族が含まれるが，漢族が大半を占めるとと思われる。

出所：遼寧府県誌編，1910，p.575より作成。

表3-4 ホルチン左翼後旗の人口増加状況

単位：人，%，戸

| 年 | 総人口 | 増加数 | 年増加率 | 世帯数 | 民族別人口 | | | モンゴル族の割合 |
|------|---------|--------|------|--------|---------|---------|-------|----------|
| | | | | | モンゴル族 | 漢族 | その他 | |
| 1632 | 20,000 | | | 3,000 | | | | |
| 1910 | 35,950 | 15,950 | 0.2 | | | | | |
| 1914 | 37,428 | 1,478 | 1.0 | | | | | |
| 1919 | 40,981 | 3,553 | 1.8 | | | | | |
| 1930 | 43,751 | 2,770 | 0.6 | | | | | |
| 1933 | 51,012 | 7,261 | 5.3 | | 37,000 | 14,012 | | 72.5% |
| 1938 | 58,290 | 7,278 | 2.7 | | | | | |
| 1940 | 111,329 | 53,039 | 38.2 | | 77,207 | 33,899 | 223 | 69.4% |
| 1941 | 112,617 | 1,288 | 1.2 | | | | | |
| 1947 | 117,338 | 4,721 | 0.7 | 19,738 | | | | |
| 1949 | 124,835 | 7,497 | 2.9 | 23,045 | 85,375 | 39,114 | 346 | 68.4% |
| 1953 | 165,046 | 40,211 | 7.3 | 32,032 | | | | |
| 1958 | 190,238 | 25,192 | 2.9 | 38,102 | | | | |
| 1962 | 210,712 | 20,474 | 2.6 | 41,841 | | | | |
| 1965 | 233,726 | 23,014 | 3.5 | 43,645 | | | | |
| 1970 | 275,731 | 42,005 | 3.4 | 47,956 | | | | |
| 1975 | 315,916 | 40,185 | 2.8 | 55,124 | | | | |
| 1980 | 366,426 | 50,510 | 3.0 | 71,106 | | | | |
| 1988 | 367,325 | 899 | 0.0 | 76,597 | 255,261 | 106,659 | 5,405 | 69.5% |

注：民族別人口の統計があるのは，4つの年次のみである。

出所：科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993，pp.161-162より作成。

次に、ホルチン左翼後旗西部、すなわち今日のホルチン左翼後旗の境内における人口増加状況を、表 3-4 に示した。1632 年から 1910 年までに、総人口は 1 万 5,950 人増加したが、年増加率は 0.2% でしかない。すなわち、東部とは対照的に、西部では清代にほとんど人口が増えていない。

満州国が成立した後、関東軍が漢族商人を招き入れたことと、旗外の人を旗内に定住させたことが、満州国期にホルチン左翼後旗の人口が急増した大きな要因である。とくに 1938~1940 年の年増加率は 38.2% にも達した。その後の人口増加は緩やかであったが、中華人民共和国の成立後 1980 年までの人口増加率は年率 3.0% 前後と比較的高く、とくに 1949~1953 年の人口増加率は年率 7.3% に達した。

一方、民族別にみると、清康熙年間（1662~1722 年）以前にはモンゴル族以外の民族はいなかった。その後、雍正（1723~1735 年）の頃、皇帝の娘達がモンゴル王公に嫁入りするのにもない、世話をする使用人の満州族が旗内に定住した。嘉慶（1796~1820 年）、道光（1821~1850 年）の頃になると、漢族も「旗」の東南部に流れ込むようになった（科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993，p.188）。

民族別人口統計が手に入る 4 つの年次について、モンゴル族人口の割合をみると、1933 年においても 72.5% という高い数字を示している。その後 1940 年までに大幅な低下がみられるが、1940 年以降は 1988 年までほとんど変化していない。満州国期の 1933~1940 年にモンゴル族人口の割合が低下したのは、上述した関東軍の政策が関係しているであろう。

いずれにしろ、同じホルチン左翼後旗でありながら、東部の康平県におけるモンゴル族人口の割合が 1910 年にわずか 2.0%、昌図県においても 6.1% でしかなかったのに対して、西部（現在のホルチン左翼後旗）の 1933 年に 72.5% という数字は、あまりにも対照的である。ホルチン左翼後旗東部は、遼河流域で農業条件に恵まれていることもあり、清代に大量の漢族流入と土地開墾が進み、「漢式農耕」⁸ 地域が形成された。

その結果、東部では放牧地が縮小し、その地のモンゴル族は漢族と混住し、漢族の農業生産技術、生活習慣、文化と言葉を身につけるか、もしくは共同利用が可能な放牧地を求めて、ホルチン左翼後旗西部（もしくは他の「旗」）に移動するかの選択を迫られた。実際、図 3-1 によれば、ホルチン左翼後旗の 10 の遊牧「努図克」は、清末までに、すべて西部（現在のホルチン左翼後旗境内）に移動している。

⁸ 吉田（2007b，pp.285-286）によれば、東部内モンゴルにおける「漢式農耕」は、地元のモンゴル族から「シャンタイタリヤ」（畝のある畑）と呼ばれており、役畜・犁を使って、作条、播種、覆土鎮圧し、その後何度か中耕除草し、最後に収穫するというもので、「ナマグタリヤ」に比べて手間がかかる。また、その作物もトウモロコシ、小麦、高粱、アワ、大豆、緑豆、蔬菜など多彩である。

第3節 漢族移民と開墾による土地利用方式の転換

清中期から、「封禁政策」は、あまり効果を上げることができなくなった。その理由は、移民してくる漢族の勢いが激しく、それをモンゴル王公も積極的に受け入れたからである。東部内モンゴルは膨張する漢族移民の受け皿となったのである。漢族移民は、時にはモンゴル王公に小作料を支払わずに無断開墾を行い、この開墾がモンゴル王公に不法開墾として扱われた。

厳密には、清朝が「封禁政策」を実施していたことから、モンゴル王公による「私墾」と漢族移民による無断開墾は、両方とも不法開墾であった。モンゴル王公による「私墾」と漢族移民による無断開墾の違いは、漢族移民がモンゴル王公に小作料を支払うかどうかであった。一般モンゴル族にとっては、両方とも放牧地の縮小をもたらしたことに変わりはない。

清はこのような社会問題に直面し、社会秩序維持のため、1802年に漢族移民の東部内モンゴルへの入植および開墾、それと同時にモンゴル王公が小作料を徴収することを許可した。これを「借地養民」という。モンゴル王公は清朝により土地を強制的に提供させられたが、小作料を得られることから、これを積極的に受け入れた。

清は上述した人口圧などの社会問題以外に、国内外情勢として1840年のアヘン戦争、1850～1864年にかけての太平天国の大規模な反乱、1894～1895年の日清戦争などを経験しており、反乱を起こした農民、戦争などで財産を失った多くの漢族の居住を解決しなければならなくなった。

とくに、1900年に起きた義和団事件の事後処理のために、列強と結んだ「北京議定書」（「辛丑条約」）（1901年）にともない、列強に膨大な賠償金を支払うことになり、財政危機に陥った。このような状況を背景に、清は1901年に「封禁政策」を全面的に改め、積極的に内モンゴルへ漢族を移民させ、土地を開墾させて小作料を徴収するとともに、ロシアの南下に備えて辺境を守ろうとした。この政策を「移民実辺」と呼ぶ。

1911年の「辛亥革命」により、1912年に中華民国が成立した。この時期からモンゴル王公による「私墾」のみならず、軍閥も小作料を目的に「私墾」を行うようになった。1932年に満州国が成立し、満州当局は、漢族農民あるいは商人を招き入れて土地を開墾させた。これを「招民開墾」という。

表3-5および図3-1に、清朝以降における、ホルチン左翼後旗の土地開墾状況を示した。

第一に、清代にホルチン左翼後旗東部の土地は、1791年から1899年まで6回に分けて開墾されており、その面積は50万ヘクタールに達した。開墾された土地のほとんど（図3-1、②③④⑤）が「借地養民」政策によるものであり、一部が漢族移民による無断開墾（図3-1、①）（なお、清朝はモンゴル王公と漢族移民の間に調停に入り、1809年から小作料が徴収された）であり、一部がモンゴル王公による「私墾」（図3-1、⑥）で

あった。

1806年に図3-1、①②③④の土地に昌図県が設立され、「旗札薩克」は小作料を受け取る「地局」を県内に設けた。図3-1、⑤の土地に1880年に康平県が設立され、「旗札薩克」は県内に小作料を受け取る「地局」を設けた。

第二に、中華民国期にホルチン左翼後旗西部（図3-1参照）まで土地開墾が進んだ。モンゴル王公の「私墾」により図3-1、⑩⑪の土地が開墾され、軍閥の「私墾」により図3-1、⑦⑧⑨⑫の土地が開墾された。なお、図3-1、⑦の土地に1902年に遼源州⁹（現在の双遼市）が設立され、「旗札薩克」は小作料を受け取る「地局」を州内に設けた。

表3-5 ホルチン左翼後旗の土地開墾状況

| 開墾年 | 開墾の性格 | 開墾主体 | 図3-1上の位置 | 現在の行政区画 | 開墾された面積(ha) |
|-----------|-------|--------|----------|----------|-------------|
| 1791 | 無断開墾 | 漢族農民 | ① | 遼寧省昌図県 | 50,000 |
| 1806 | 借地養民 | 清朝 | ② | | 112,500 |
| 1812 | | | ③ | | 164,000 |
| 1820 | | | ④ | | 142,340 |
| 1828 | | | ⑤ | | 遼寧省康平県 |
| 1899 | 私墾 | モンゴル王公 | ⑥ | 吉林省双遼市 | 9,943 |
| 1924 | | 軍閥 | ⑦ | | 5,000 |
| | | | ⑧ | 2,000 | |
| | | | ⑨ | 2,300 | |
| | | | ⑩ | 不明 | |
| 1924～1931 | | モンゴル王公 | ⑪ | ホルチン左翼後旗 | 11,600 |
| 1931 | | 軍閥 | ⑨ | | 4,000 |
| | | | ⑫ | | 1,000 |
| 1935～1936 | 招民開墾 | 興安省 | ⑬ | | 不明 |

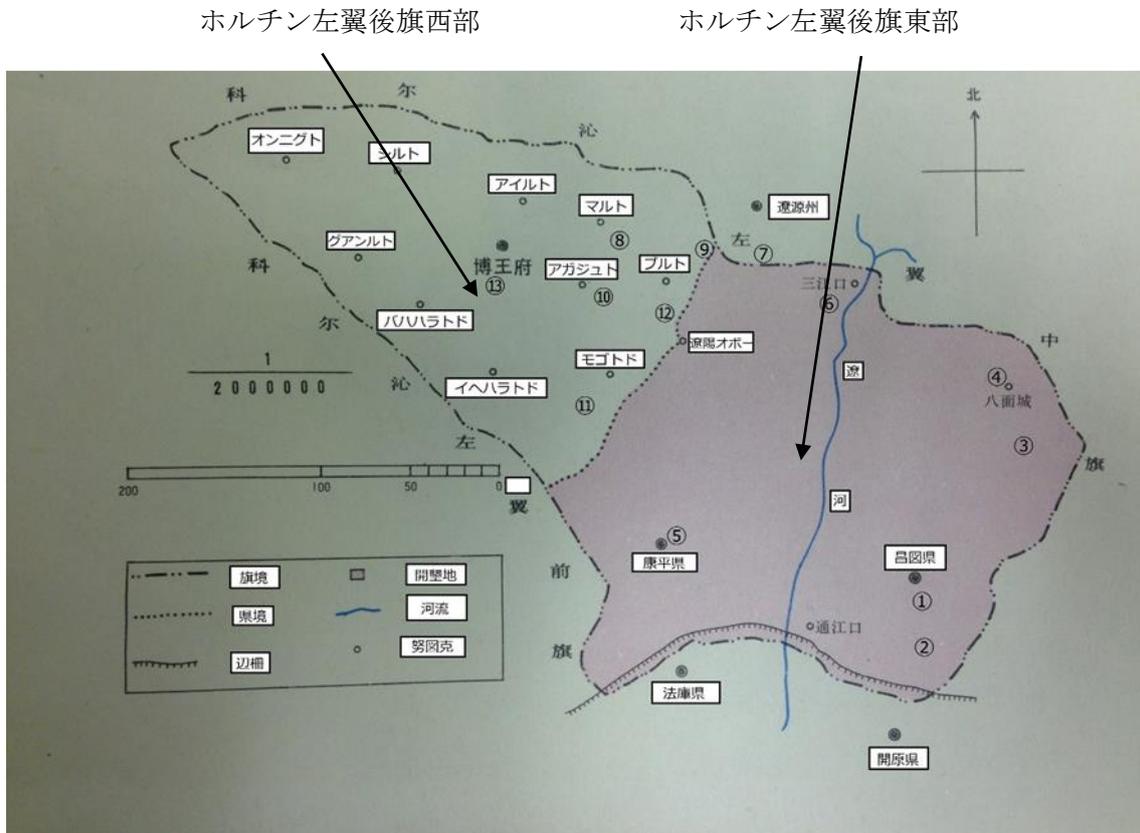
注1: 招民開墾とは、漢族農民あるいは商人を招き入れて開墾させることを指す。

注2: 上記以外にも多くの私墾が行われたと推測される。

出所: 科尔沁左翼後旗志編集委員会主編, 1993, pp.211-212より作成。

⁹ 遼源州に関する動きがみられるのは1781年からである。同年にホルチン左翼後旗境内の法庫門（図3-1の法庫庁あたり）から北の74カ所の「屯＝ムラ」の土地をホルチン左翼中旗に貸した。ただし、これらの土地での放牧、居住、埋葬などが認められたものの、「私墾」あるいは土地の売却を禁止する規則が定められ、もし規則に違反した場合は土地を取り戻すとされた。約100年後の1895年に、ホルチン左翼後旗とホルチン左翼中旗の間でこれらの土地をめぐる紛糾し、盛京將軍曾祺は調停に参加していたが、日清戦争を理由に後回しにされた。1901年に清は鄭家屯に遼源州を設立し、これらの採っていた土地と康平県の一部を遼源州に属すようにした。なお、遼源州は1913年に遼源県に昇格している。

図 3-1 清末期のホルチン左翼後旗



出所：科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993 より作成。

第三に、満州国期にも東科後旗公署¹⁰による「招民開墾」がホルチン左翼後旗西部で行われた。1935～1936年にかけて、東科後旗公署は図3-1、⑬の土地を開墾するとともに、遼源州、康平県などから商人を招き入れ、商店および日用品の工房などを営業させた。

モンゴル王公は、旗内であっても府、庁、州、県などが設けられた地域では、小作料を取る権利は保持したものの、行政的に介入できないことになり、統治権力をなくした（鉄柱・黒龍主編，1999，p.241）。

以上をまとめると、清代の漢族移民の無断開墾とモンゴル王公の「私墾」から始まった土地開墾が、清朝による「借地養民」、「移民実辺」、中華民国期のモンゴル王公および軍閥による「私墾」、満州国期の「招民開墾」などを通じて本格化した。東部内モンゴルへの漢族移民および開墾の要因は、社会経済、政策転換、国内外情勢、モンゴル王

¹⁰ 1932年に満州当局はホルチン左翼後旗を東科後旗（この呼び名は1949年まで使われる）と改称し、後に興安南省に属させ、「旗札薩克」を旗長とした。旧王府を東科後旗公署とし、旧来のモンゴル王公、一般モンゴル族の区別を取り消した。

公と軍閥の利害の4つに整理できる。

第一に、社会経済的要因とは、長城以南の人口圧により貧困化した漢族移民が、東部内モンゴルへ流入するようになり、その勢いが激しかったことである。第二に、政策転換とは、「封禁政策」が「借地養民」政策、さらには「移民実辺」政策に転換したことである。第三に、国内外の情勢として、アヘン戦争、太平天国の反乱、日清戦争、義和団事件などによる混乱を指摘できる。第四に、モンゴル王公および軍閥の利害が関係している。とくに、モンゴル王公は「私墾」を通じて小作料を得られることから、漢族の移民および開墾を積極的に受け入れたのである。

以下では、漢族移民と土地開墾がモンゴル族に与えた影響をみる。

第4節 モンゴル族の定住化の時期

ホルチン左翼後旗西部（現在のホルチン左翼後旗境内）では、清代に旗東部からの放牧地を求めたモンゴル族の流入、および開墾目的での漢族の流入（もちろん東部ほど激しいものではない）が進んだ。その結果、西部でも放牧地の減少が起こり、やがて旗内のモンゴル族の定住化（遊牧から定住放牧への転換）が進んだと考えられる。

表3-5 ホルチン左翼後旗における「屯＝ムラ」成立状況

| | 成立時期 | 力所 | 割合(%) |
|-------------|----------------|-----|-------|
| 明朝 | 1488～1505年 | 1 | 0.1 |
| 清朝 | 初期(1636～1735)年 | 63 | 8.0 |
| | 中期(1736～1850)年 | 260 | 33.2 |
| | 末期(1851～1911)年 | 288 | 36.7 |
| 中華民国 | 1912～1931年 | 72 | 9.2 |
| 満州国 | 1932～1945年 | 13 | 1.7 |
| 土地改革 | 1947～1948年 | 2 | 0.3 |
| 中華人民 共和国 | 1949年 | 12 | 1.5 |
| | 1950年代 | 52 | 6.6 |
| | 1960年代 | 1 | 0.1 |
| | 1970年代 | 13 | 1.7 |
| | 不明 | 7 | 0.9 |
| | 合計 | 784 | 100.0 |

出所：哲里木盟地名委員会，1990，pp.295-382より作成。

そこで、ここでは哲里木盟地名委員会編（1990）に基づき、ホルチン左翼後旗西部における「屯＝ムラ」¹¹の成立時期をみることで、同地域におけるモンゴル族の定住化の時期を推定する。哲里木盟地名委員会編（1990，p.283）によれば、ホルチン左翼後旗の「屯＝ムラ」は1985年に792カ所あった。表3-5には、792カ所の「屯＝ムラ」のうち、『哲里木盟地名誌』から統計の取れる784カ所の「屯＝ムラ」の成立時期を示した。

表3-5において、清朝の初期，中期，末期は便宜的に区切っただけであり，時代区分に意味があるわけではない。

表3-5によれば，ホルチン左翼後旗の「屯＝ムラ」の成立時期，すなわち旗民が定住化した時期は，ほとんど清朝中期と末期に集中している。清末までに形成された「屯＝ムラ」が全体の78.1%，これに中華民国期を加えると全体の87.2%になる。後は，中華人民共和国建国後の1950年代に若干の山があるだけである。ホルチン左翼後旗西部におけるモンゴル族の定住化（遊牧から定住放牧への転換）は，清末までに完了していたと判断してよい。

清の支配が300年近くも続いたため，「屯＝ムラ」成立時期を，元号ごとに細かく整理すると表3-6のようになる。各元号の期間が大きく異なるので，年平均の「屯＝ムラ」成立数をみることで，「屯＝ムラ」の成立が集中する時期を特定できる。それによれば，「屯＝ムラ」の成立頻度が高いのは，清末期とくに光緒年間以降であることが分かる。1901年に「移民実辺」が開始されていることから，この政策が与えた影響が大きかったであろうことが，推測される。

表3-6 清代におけるホルチン左翼後旗の「屯＝ムラ」成立状況

単位：カ所

| 時期 | 初期 | | | | 中期 | | | 末期 | | | | 合計 |
|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----|
| | 1636～ 1643 | 1644～ 1661 | 1662～ 1722 | 1723～ 1735 | 1736～ 1795 | 1796～ 1820 | 1821～ 1850 | 1851～ 1861 | 1862～ 1874 | 1875～ 1908 | 1909～ 1911 | |
| | 崇徳 | 順治 | 康熙 | 雍正 | 乾隆 | 嘉慶 | 道光 | 咸富 | 同治 | 光緒 | 宣統 | |
| 「屯＝ムラ」 | 5 | 26 | 24 | 8 | 174 | 15 | 71 | 8 | 41 | 188 | 51 | 611 |
| 年平均 | 0.6 | 1.4 | 0.4 | 0.6 | 2.9 | 0.6 | 2.4 | 0.7 | 3.2 | 5.5 | 17.0 | 2.2 |

注：年平均は，各時期における年平均の「屯＝ムラ」成立数。

出所：哲里木盟地名委員会，1990，pp.295-382より作成。

¹¹ 本研究の「屯」は「自然屯」すなわち「自然村」のことである（「屯」は中国東北方言で「村」のこと）。中国の「自然村」は，日本の「集落」あるいは「ムラ」に近い。そのため，本研究では，「屯＝ムラ」として用いる。

まとめると、漢族移民と土地開墾はホルチン左翼後旗において、モンゴル族の定住化を進め、土地利用方式において草地を耕地に転換させた。また、ホルチン左翼後旗東部に漢族が集住するようになり、ホルチン左翼後旗の管轄範囲から切り離された。

以下、第4章では、定住化にともない、ホルチン左翼後旗の農業経営がどのように変化していくかについて分析する。

第4章

「半農半牧畜業」の形成

第1節 遊牧から定住放牧への転換

清末期から中華民国期にかけての、モンゴル族の定住化にともない、遊牧による牧畜業は定住放牧に転換した。厳密には、遊牧と定住放牧の間に半遊牧半定住放牧段階が存在するが、本研究では詳しく論じない。

遊牧による牧畜業とは、移動しながら放牧し、放牧しながら移動することを基本とし、モンゴル族の自然災害から逃れる唯一の方法でもあった。移動時期は、天然牧草の春に緑色になり、夏に成長し、秋に実り、冬に黄色くなるという自然の法則に従い、水を求めながら1年に4回、すなわち四季ごとに移動する。土地そのものを放牧地として使い、牧草は収穫しなかった。

定住放牧とは、定住を前提に行われる家畜飼育方式を指し、基本的に毎日家畜を放牧地に放牧し、夜は畜舎に戻し牧草を食べさせる。定住放牧の特徴は、草原を採草地（草の質がいい）と放牧地に分けることである。採草地では放牧を行わず牧草を取り、放牧地のみ放牧をする。

定住放牧という飼育方式は、遊牧ほど放牧地を必要としない（そもそも放牧地不足により遊牧が不可能になったことが前提である）が、牧草を刈るための労働力が必要とされる。このような、遊牧による牧畜業の定住放牧への転換は、粗放的牧畜業から労働集約的（畜産業ほどではないが）牧畜業に転換したともいえよう。

放牧地の縮小にともない、冬における家畜の飼育は危機的状況に陥った。東部内モンゴルの気候条件から、冬は寒く雪が降った場合、雪は翌年の3月にならないと融けないため、放牧地が雪に埋もれて、家畜の放牧が不可能となり、家畜が冬を乗り越えるのが困難となった。そのため、採草地で牧草を収穫し乾燥させて、家畜に食べさせた。遊牧の場合、遠くまで移動することによって、辛うじてこのような自然災害から逃れていた。

モンゴル族の定住化にともない、このような草原の使い分けが生じ、1990年代初頭まで継続された。採草地と放牧地の使い分けは、後述する「満州式農耕」の普及、中華人民共和国期の「移民政策」（1955年）による開墾、1994年以降の中央政府の「分税制」実施にともなう開墾などを経ても大きな変化はみられなかった。ただし、2004年以降は、トウモロコシの市場価格高騰にともない、採草地と放牧地がさらに耕地化され、採草地が存在しなくなり、採草地から取れる牧草がトウモロコシの茎稈（サイレージ）などに代替されたことで、定住放牧は放牧を行わない畜産業へと転換しつつある。

第2節 農耕方式における転換

2.1 「モンゴル式農耕」から「満州式農耕」への転換

前述のように牧畜業においては、遊牧から定住放牧への転換がみられた。他方、耕種農業の農耕方式においても、「モンゴル式農耕」から「満州式農耕」への転換がみられた。

清末までにホルチン左翼後旗西部においてもモンゴル族の定住化が進んでいたことから、「漢式農耕」が定着する条件は整っていた。しかし、中華民国期には政府の指導がなかったことや、ホルチン左翼後旗西部ではモンゴル族と漢族との接点が少なかったことから、「漢式農耕」は、旗東南に存在するものの、旗全体に普及しないまま満州国期を迎えた。

「東部内モンゴルは、二〇世紀初頭までに遊牧が定住的牧畜に移行していた。この状態は一九二〇年頃まではほぼ同じままであったようである。だが定着的牧畜はその後も広がり、そのことは「シャンタイタリヤ」農耕を受容しやすい状態が広がっていたことを意味した。なぜなら遊牧より定着的牧畜の方が、牧民にとって農耕に関わりやすいからである。一九三〇年代に入ると、満州国時代となり、内モンゴルの牧地の保全が重視されたから、漢人の流入が引き続き絶えなかったとはいえ、「シャンタイタリヤ」農耕の普及は抑制されたとみられる。これらのことから分かるのは、東部内モンゴルの開墾された土地や漢人が特に多く住んでいた土地以外の場所では、モンゴル人はなお「ナマグタリヤ」農耕をよく行っていたということである」（吉田，2007b，pp.287-288）。

内モンゴルの牧畜業に関する政策提言として、菊竹稻蔵は関東軍に、モンゴル人に牧畜業を維持させること、モンゴル人の土地を放牧地として残すこと、を求めている。菊竹はモンゴル人が農業に従事することに否定的であり、土地（県治地域外）を守り、農耕地の拡大を禁じ、旗内のその他の民族も牧畜業に還元すべきであると提言している（鈴木，2012，pp.155-156）。

以上の2つの先行研究から、満州国初期には、牧畜業が優先されていたことがわかる。しかし、満州当局の権力が東部内モンゴルで強まっていくことと、とくに関東軍の中国内陸部への軍事活動にともない、牧畜業のみならず、耕種農業すなわち「満州式農耕」にも力を入れていった。「満州式農耕」とは、モンゴル族が、「漢式農耕」を土台に日本人の技術指導の下で行った農耕方式を指す。高粱を大宗とし、それ以外にトウモロコシ、大豆、アワ、キビ、蕎麦、緑豆が栽培された。「漢式農耕」を土台にしているということは、役畜・犁を使って、畝を作る農耕方式が行われるようになったことを意味するにほかならない。

「東部蒙古地方の土壌が窒素分に稍乏しいのは缺點である。経営方法はその規模比較的大きく日本に於ける鋤は全く犁がこれに代わり萬能の農具となって居る。同時に畜力

の使用が多い。施肥は厩肥に肥土を混じた土糞のみで殆ど他を施用しない」（渡邊得司郎，発行年不詳，pp.2-3）。

科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編（1993，pp.215-235）によれば，1936年の食糧作付面積は約7万5,333ヘクタール，食糧総生産量は6万4,000トンであり，1ヘクタール当たりの収量は0.85トンであった。中華人民共和国の一部になった後の単位面積当たりの収量は，1949～1960年まで1ヘクタール当たり平均で0.5トン前後（表4-1参照）であった。このような数字から満州国期の「満州式農耕」は，耕種農業において，それなりの成果を上げていたといえよう。

ホルチン左翼後旗において，東科後旗公署は1938年5月に吉日嘎郎（図3-1の博王府あたり）に「配種点」を設立し，日本から牡馬を連れてきて，内モンゴル在来の牡馬と交配して，品種改良を行った。8月から羊の「配種点」を11カ所設立し，同じように品種改良を行った。1932～1947年までホルチン左翼後旗の家畜の飼育頭数は，6万3,000頭から9万8,000頭まで増加し，年平均増加率は3.0%であった。

また，1938年から「食糧出荷」（出荷糧）制を実施し，個人や商店¹²における食糧流通を取り締まった。1939～1940年に満州国当局は，「米穀管理法」，「米穀管理制度要綱」，「主要農産物販売法」などを公布し，食糧流通が「興農合作社」に掌握された。家畜においても同じように「出荷」制が実施された。

1940年に，吉尔嘎郎に「興農合作社」（農業合作社と金融合作社を前身とする）を設立し，総務，事業，金融，交易，市場などの専門機関を設け，合作社の社長を旗長が兼任し，理事長を日本人参事官が担任した。1943年に同じく吉尔嘎郎で「農業試験場」を建設し，日本人が技術指導を行った。家畜改良と農作物栽培実験を行うと同時に，乳製品工場，皮革工場，織物工場などを建設した。

このように満州国期には，役畜を使った犁の利用と堆肥施肥が普遍的になってきており，単位面積当たりの収量も比較的高かった。とくに満州当局は「農業試験場」などを通じて技術指導を行っていたことから，満州国期には，「満州式農耕」を中心とした耕種農業が，ホルチン左翼後旗に定着した。

すなわち，満州国期における農業は，定住放牧と「満州式農耕」の結合であり，「半農半牧畜業」の原型を形成したといえよう。

2.2 「満州式農耕」から「満州式+漢式農耕」への転換

1950年6月，中華人民共和国政府が「中華人民共和国土地改革法」を發布し，地主的土地所有を廃止し，「耕作者に耕地を与える（耕者有其田）」ことと，土地を「無産階級の貧困世帯」に均等に配分することを決定した。これを受けて哲里木盟政府は，1951年

¹² 1920年まで，ホルチン左翼後旗には食糧商店や市場がなく，1927年に「大虎山—鄭家屯」（鉄道）が開通したことにより，1935年までに食糧商店が40カ所できた。

8月、「各旗・県の旗・県長会議」を開き、耕地の等級を変更（「調整地級」）して、食糧徴収を高めようとした（科尔沁左翼後旗档案局，1951年8月31日，p.10）。食糧徴収は、1953年に「統一買付統一販売」制度に転換し、食糧生産農家は、食糧供出任務を課せられた（池上，2012，pp.33-34）。

このような食糧供出任務の下で、東部内モンゴルでは、中華人民共和国の一部になった後も、「満州式農耕」がモンゴル族に受け継がれ、「満州式農耕」を土台に改めて「漢式農耕」を取り入れた。このような農耕方式を本研究では、「満州式+漢式農耕」として用いる。「満州式+漢式農耕」は、現在の中華人民共和国東北三省の耕種農業とほぼ同じく、食糧¹³生産が中心である。ただし、東部内モンゴルの「満州式+漢式農耕」と東北三省の耕種農業の唯一の違いは、家畜の糞を大量に堆肥として使うかどうかにある。科尔沁左翼後旗档案局資料（1952年12月9日，pp.1-7）によれば、ホルチン左翼後旗における耕地の施肥面積は1952年に総耕地面積の40.4%を占め、1951年よりも9.1%拡大した。

「満州式+漢式農耕」は、人民公社という集団農業体制の下で行われたことを指摘しておく必要がある。科尔沁左翼後旗档案局（1952年11月5日，p.49）によれば、中華人民共和国政府は、1951年12月に「農業に互助・合作を実施することに関する決議（草案）」を打ち出した。1952年末になると、「農業互助組」に参加した労働力は全旗の61.6%を占め、参加した世帯数は総世帯数の61.8%を占めるようになった。

「農業互助組」とは、個人や1つの世帯が生産単位であった従来の生産方式を打ち破り、2つあるいは3つの世帯が1つの組となり、耕作や牧畜業を行うことを指す。1953年に、「初級合作社」（初級農業生産合作社）を実験的に作った。「初級合作社」とは、農家が土地や農具、役畜を出し、協力しあって農業生産を行うことを指す（科尔沁左翼後旗档案局，1952年12月9日，pp.1-7）。

1955年に中華人民共和国政府は、「農業合作化問題に関する決議」を出し、「農業互助組」と「初級合作社」が「高級合作社」（高級農業生産合作社）へと発展していった。

「高級合作社」とは、土地を集団所有として、集団で農業生産を行うことを指す。「高級合作社」段階では、農牧民の少量の自留地と自家所有の家畜を除き、家畜・車両などの生産手段を一律に、低価格で買い取り、「高級合作社」のものにした。

1956年になると、「高級合作社」に参加した農家数は3万2,018世帯になり、ホルチン左翼後旗の農牧世帯の91%を占めるようになった。1958年10月に、ホルチン左翼後旗は人民公社化を実現した。人民公社への参加世帯数は、ホルチン左翼後旗総農牧戸の91.4%を占め、土地と家畜、農業用具は人民公社に統一的に管理された（科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993，pp.90-91）。

¹³ 池上（2012，p.11）によれば、中国の食糧は穀物のほかに豆類およびイモ類（サツマイモとジャガイモのみ）を含む。

表4-1 1949～1980年の農業状況

| 単位: ha, t, t/ha, 頭 | | | | | | |
|--------------------|------------|-----------|------|---------|---------|---------|
| 耕種農業 | | | | 牧畜業 | | |
| 年 | 食糧 作付面積 | 食糧 生産量 | 単収 | 家畜頭数 | | |
| | | | | 大家畜 | 小家畜 | 合計 |
| 1949 | 93,980 | 40,820 | 0.43 | 89,128 | 5,320 | 94,448 |
| 1952 | 111,827 | 67,620 | 0.60 | 142,060 | 12,981 | 155,041 |
| 1956 | 150,202 | 65,120 | 0.43 | 200,520 | 49,276 | 249,796 |
| 1960 | 145,733 | 72,500 | 0.50 | 223,479 | 100,145 | 323,624 |
| 1965 | 138,680 | 145,040 | 1.05 | 346,303 | 212,980 | 559,283 |
| 1970 | 124,400 | 145,400 | 1.17 | 312,203 | 185,977 | 498,180 |
| 1975 | 105,133 | 143,090 | 1.36 | 389,131 | 264,121 | 653,252 |
| 1980 | 93,740 | 127,790 | 1.36 | 315,460 | 283,854 | 599,314 |

注1: 食糧は、トウモロコシ、大豆、雑穀、雑豆などである。

注2: 大家畜は、牛、馬、ロバ、ラバ、駱駝である。小家畜は、羊と山羊である。

出所: 科尔沁左翼後旗志編集委員会主編, 1993, pp.217-245より作成。

表 4-1 には、ホルチン左翼後旗の「改革・開放」前（1949～1980年）の農業状況を示した。

まず、耕種農業すなわち「満州式+漢式農耕」状況を見る。1949～1960年まで、食糧作付面積が増加しているにも関わらず、食糧生産は伸び悩んだ。その要因は、いうまでもなく単位面積当たりの収量が低かったことにある。では、なぜ「満州式+漢式農耕」の単位面積当たりの収量は上昇しなかったのか。

科尔沁左翼後旗档案局資料（1955年1月3日～9月19日, pp.32-33）によれば、「1955年7月17日、ホルチン左翼後旗の第八区委員会（吉尔嘎郎）から、ホルチン左翼後旗委員会へ報告が出された。報告には最近、我が区の大衆達が役畜や家畜を殺し、食糧として食べたことはかなりあり、統計によると7月以降、61頭が屠殺された。東新アイルで、わずか15日間に39頭の家畜が屠殺され、幹部らがそれを制限すると、大衆は食べるものがないから牛を食べたといっている。党员や幹部らもそうだった。A氏（党员）が役畜の牛を食べた。B氏が役畜の牛を殺す時、家族が泣き叫んでいた。ゲルマンハアイルのC氏は、10日間で2頭牛を殺して食べた。それ以外に、羊を食べた数が最も多く、ベシントアイルの公安委員であるD氏は、20頭あまりの羊を鄭家屯に売った。以上の状況からみると、我が区における食糧問題が一時的に緩和したが、一部の大衆が食糧の（「統一買付統一販売」）にともなう食糧供出任務に対して、非常に不満に思い、一部の幹部、党员らも不満である」。

上述した档案資料からわかるように、役畜を食料として食べる事が頻繁にあったと思われる。耕種農業生産に不可欠な役畜を食べてしまうということは、その農家が生産

手段を失うことを意味している。このような現象は人民公社化実現直前の「高級合作社」の段階で起こっており、農家の家畜・車両などの生産手段を一律に低価格で買い取っていた時期と重なっている。おそらく農家は、安い価格で役畜を買い取られるぐらいなら、食糧供出任務に従い、食糧を供出したから食べるものが足りないという口実で、食べてしまう方がましだと考えたのであろう。

また、上級政府に報告する食糧生産量は、実際の生産量より多く見積もられたので、食糧供出任務も増大した。例えば、1960年の報告生産量は15万トンとされ、結果として食糧供出任務は4万5,000トンとされた。この年の実際の生産量は7万2,500トン(表4-1参照)であったので、食糧供出任務は、生産量の62%に相当した。供出した残りの食糧2万7,500トンを当時の人口(約20万人、表3-4参照)で割ると、年間一人当たりの食糧は137.5^{キロ}となる。ただし、この場合の食糧は、「原糧」(脱穀後の籾付き状態)¹⁴である。このような無茶な報告と食糧供出任務は、食糧不足問題を生じさせ、餓死者¹⁵が出た。

さらに、食糧徴収のために、食糧生産に適さない荒地や劣等地を開墾し、耕地にしたことが原因であると思われる。従って、食糧作付面積が増大しているにもかかわらず、単位収量は上昇しなかったと思われる。

つまり、このような役畜の殺害や間違った経営判断、無理な土地開墾などの非常に非効率的なことが頻繁に起こっていたことから、「満州式+漢式農耕」の単位収量が上昇できないことは容易に想像できるだろう。その要因は、人民公社という集団農業体制、食糧の「統一買付統一販売」などの政策的な要因である。科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編(1989, p.434)よれば、1959~1961年、全旗は3年間連続で自然災害に遭い、食糧不足問題が発生したとされている。しかし、自然災害は少なからず食糧生産に影響をもたらしたかもしれないが、政策的、人為的な要因の方が大きかったように思われる。

以上のような失敗から、中国共産党は1962年に「農村人民公社工作条例修正案」を公布した。「半農半牧畜業」地域では緩和政策を開始し、人民公社の社員すなわち農家の少量の自留地、自留家畜および副業を許し、人民公社体制を安定させた。

単位収量が大きく上昇するのは1965年のことであり、1ヘクタール当たり1.05トンとなり、その後も徐々に上昇していった。単位収量上昇の要因としては、品種改良も考えられるが、1962年の「農村人民公社工作条例修正案」による緩和政策(農家の自留地と自留家畜を認めたこと)が関係していると思われる。また、1960年以降、食糧作付面積は減少していることから、食糧生産に適さない劣等地での栽培が減ったことの方が大

¹⁴ その「原糧」の内訳は、食用のほか、種子、家畜飼料などが含まれる。種子は絶対に残さなければならないことから、実際に食料にすることのできる「原糧」はもっと少なかった。家畜の飼料としてはほとんど使用されていないと思われる。また、次年度の生産に十分な種子が確保されなかった可能性もある。

¹⁵ 科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編(1993, p.434)によれば、三つの人民公社で餓死者が出た。

きいと思われる。

食糧作付面積は、1956年の15万202ヘクタールをピークに、その後減少傾向に転じ1980年には9万3,740ヘクタールとなったが、単位収量上昇にともない、生産量はむしろ増大した。

いずれにしろ、「満州式+漢式農耕」は、ホルチン左翼後旗が中華人民共和国の一部になった後、約20年間の時間を費やして、やっと軌道に乗ったといえよう。

次に、定住放牧による牧畜業の状況を見る。

1949～1965年まで、家畜頭数は大雑把に言えば、増加をみせている。増加要因は、まず、分業体制にあると思われる。「半農半牧畜業」地域の人民公社では、生産単位である生産隊は「耕種農業隊」と「牧畜業隊」に分かれ、「牧畜業隊」は食糧生産などのことに関わらなくても済むようになった。また、牧畜業を中心とする人民公社では食糧供出任務はなかった。もう1つの要因は、1962年以降、社員の自留家畜が認められたことである。例えば、1965年の家畜飼育頭数55万9,283頭のうち、約30%が社員の自留家畜であった。

以上の分析から、ホルチン左翼後旗における人民公社化と食糧供出任務は、「満州式+漢式農耕」の普及を促進することが期待されたが、1965年までに大きな成果を上げられなかったといえよう。すなわち、人民公社化と食糧供出任務は、土地利用方式の転換に大きな影響をもたらしているが、食糧増産、食糧徴収という意味では失敗している。

以下、第5章では、土地利用方式の転換や「半農半牧畜業」の補足として、土地所有の転換について分析を行う。

第5章

土地所有の転換

第1節 土地改革前の土地所有

清代におけるモンゴル王公は、小作料を目的に自分達が所有していた官地および私地を開墾させたのみならず、力づくにより共同利用の公地および一般モンゴル族の放牧地（表3-1参照）まで開墾させ、懐を豊かにした。漢族移民にとっては生活基盤を得られるようになるが、一般モンゴル族にとっては放牧地を失うことにほかならない。このようにして一般モンゴル族が土地を奪われ、貧困化していった。また、これだけの土地開墾が行われたということは、いうまでもなく土地利用において、放牧地が耕地されたことを意味している。

中華民国になった後、軍閥はモンゴル王公からまとまった土地を強制的に安い価格で買い取る、あるいは一般モンゴル族から無償で土地を取り上げ、土地を集約して所有権（小作料を取る権利）を握ることに努めた。そして、改めて漢族移民などに貸し付ける手段を取っていた。このような軍閥の動きは、「地商」¹⁶と呼ばれた。また、中華民国政府は、すでに開墾された土地において小作料を一律に大洋（一元銀貨）徴収と定め、モンゴル旗の土地から得られる小作料の四割を中華民国政府に納め、六割を「旗札薩克」に残すと決めた。

このようなモンゴル王公および軍閥の「私墾」を経て、土地所有権が軍閥、モンゴル王公、「地商」などに集中し、土地所有関係は複雑化していった。

額爾敦札布・薩日娜（2001, pp.33-34）によれば、モンゴル族の土地貸付には三つのパターンがある。第一に、モンゴル王公が直接漢族移民に貸すパターンである。永久と短期が含まれ、永久の場合は、土地の所有権と使用権が借りている農民の手に移る（事実上の売却）。短期の場合、所有権がモンゴル王公にあり、使用権のみが借りている農民の手に移る。第二に、モンゴル王公から「地商」がまとめて土地を借り、再び漢族農民に貸すパターンである。この場合の小作料は、第一のパターンより高いとされる。第三に、モンゴル王公以外に、一部の貧困モンゴル族も自分の放牧地を貸していた。彼らは緊急に現金が必要とされた場合、仕方なく土地を「地商」に貸し出す。貧困モンゴル族の土地の貸し出しは、「質」の性格を持っており、借りた現金を「地商」に返さない

¹⁶ 地商は、軍閥以外に、漢族商人や漢族地主を含む。彼らは、モンゴル王公からまとまった土地を安い価格で借りて、再び漢族農民に高い価格で貸し、利益を得る。地商は中華民国期に初めて出現したものではない。詳しくは、鉄山博（1999）参照。

限り、土地は戻ってこない。

満州国が成立した後、1934年に満州当局は、「旗札薩克」傘下の昌図県、康平県、遼源州（1913年に遼源県に昇格）に設置された、小作料を受け取る「地局」を取り消し、「東科後旗昌図県徴租局」、「東科後旗康平県徴租局」、「東科後旗遼源県徴租局」と改めた。

1938年に、満州国当局は「開放蒙地処理懇談会」を開いた。この会議において、モンゴル王公達の土地（「蒙地」）を開放し、国家に献納することを許可することが、溥儀によって提案された。満州国皇帝に献納された土地には、清末期、中華民国期、満州国期に開墾されたこれまでのすべての土地が含まれ、その面積は61万5,636ヘクタールであった（科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編、1993、p.212）。事実上、献納された土地は満州国当局に支配された。

1946年に「東モンゴル人民自治政府」¹⁷が成立した後、それまでの一切の税金を無くし、東部内モンゴルの経済回復と発展の初歩的な計画「経済建設総要」を制定した。「東モンゴル人民合作社」（満州国期の「興農合作社」が基礎である）を作り、製鉄、織物、車両製造・修理、食糧、皮加工産業を回復させた（興安盟党史資料徴集事務室、1988、p.260）。

まとめると、漢族移民および土地開墾は、土地の所有権（小作料を得られる権利）をモンゴル王公および軍閥、「地商」に集中させた。土地の所有権は、満州国期に満州当局に支配された。

第2節 土地改革と農業集団化

1947年3月に中国共産党は、「内蒙古自治問題的指示」を公布した。「内モンゴルは中華人民共和国版図に属すこと。内モンゴル人民革命党を組織しないこと。中国共産党の指導を受けること」を条件に1947年5月に内モンゴル自治政府が成立した（曹永年主編、2007、p.343）。

郝維民編（1992、pp.251-253）によれば、内モンゴル共産党委員会は「中華人民共和国土地法大綱」の公布を受け、1947年11月に内モンゴル解放区¹⁸農村土地改革政策を制定した。主な内容は、内モンゴル境内の土地はモンゴル族が公有する。農業を中心としている地域、すなわち漢族が集住している地域において、耕作者に耕地を与え、従来

¹⁷ 「内モンゴル人民革命党」によって、1946年2月26日に興安盟で設立された政府である。なお、「内モンゴル人民革命党」は、1925年10月13日に内モンゴルのモンゴル族青年学生達により設立された政党であり、1946年4月に中国共産党により解散させられた。反帝国主義、反軍閥統治、反王公札薩克制度、反民族圧迫、モンゴル民族の自決自治政府の設立などを目標にしていた。

¹⁸ 1947年時点では、内モンゴルの一部の地域では、中国共産党と国民党の内戦が終わっていないかった。

の封建地主および寺廟が所有していた土地をすべて公有とする。牧畜業を中心としている地域、すなわちモンゴル族が集住している地域において、民主改革を行うと制定した。内モンゴルの牧場をモンゴル族の公有とする。呼倫貝爾盟と錫林郭勒盟の大部分、哲里木盟の一部は天然牧草に頼る牧畜業が中心であったから、これらの地域で民主改革を行うと決めた。

民主改革の主な内容は以下の通りである。リンチン（2008, p.9）によれば、「牧場主に対しては、家畜配分をせず、階級区分をせず、階級闘争をせず、家畜主と牧畜労働者の両方の利益になる政策を実施することになった。この政策は、農業地域で土地改革を中心とする民主改革を行われた時期における、内モンゴル牧畜業地域での基本的政策であった。当時、一般農業地域の土地改革においては、地主・富農・中農・貧農・雇農という階級区分を行っただけで耕地分配が行われたことを考慮すると、こらが穏歩前進的な政策、措置であったことはあきらかである」。

ホルチン左翼後旗では、内モンゴル解放区農村土地改革政策の制定にともない、1947～1948年にかけて、土地改革が展開された。なお、土地改革の対象となったのは、耕地のみである。採草地と放牧地は、モンゴル族の公有であるとされていたことから、自由放牧が許された。

表 5-1 には、1947年の土地改革におけるホルチン左翼後旗の階級状況を示した。1947年のホルチン左翼後旗総世帯数は1万9,738戸であった。そのなかで、貧農が1万2,039戸で、全体の61.0%を占める。中農が4,114戸で、全体の20.8%を占める。富農が1,545戸で、全体の7.8%を占める。地主が1,201戸で、全体の6.1%を占める。その他が839戸で、全体の4.3%を占める。

土地改革によって富農（7.8%）と地主（6.1%）が闘争対象になり、耕地と財産を没収され、没収した耕地は貧農（61.0%）などに分け与えられた。土地改革を通じて得られた資財は前線に送られ、ホルチン左翼後旗は人民解放軍の後方支援基地¹⁹となった。

表5-1 土地改革における階級

| 階級 | 貧農 | 中農 | 富農 | 地主 | その他 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-----|
| 世帯数(戸) | 12,039 | 4,114 | 1,545 | 1,201 | 839 |
| 割合(%) | 61.0 | 20.8 | 7.8 | 6.1 | 4.3 |

注: 61.0%の貧農が全旗耕地面積の7.1%を占めていたとされ、13.9%の富農と地主が全旗耕地面積の61.8%を占めていたとされている。

出所: 科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編, 1993, p.162より作成。

¹⁹ 科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編（1993, p.433）によれば、1948年に中国共産党は、ホルチン左翼後旗の農村に「食糧徴収委員会」（徴糧委員会）を組織し、食糧徴収を行い、2万4,000トンの食糧が徴収された。しかし、実際には食糧生産が追い付かなかったため、約7,000頭の家畜（役畜を含む）が代わりに徴収された。このような食糧徴収は、1953年に後述する「統一買付統一販売」制度に転換する。

まとめると、土地改革を通じて、耕地所有は一旦農民的所有になり、採草地と放牧地は、共同利用された。しかしながら、中華人民共和国の一部になった後、1958年の人民公社化の実現を通じて、耕地および採草地と放牧地は、集団所有制となった。ただし、採草地と放牧地は、集団所有制となった後も、引き続き共同利用するとされた。このような土地の集団所有制と土地利用は、「各戸請負制」導入まで継続された。

以下では、「各戸請負制」導入にともなう土地所有の変化について、フィールド調査を行ったガチャーを事例に検討する。

第3節 「各戸請負制」導入による土地所有の変化

調査ガチャーでは、1981～1982年にかけて「各戸請負制」が導入された。「各戸請負制」導入にともない、耕地、草原（採草地、放牧地）の所有権は集団所有のまま、耕地請負経営権と草原請負経営権は、農家に与えられた。ここで、明確にしなければならないのは、草原の請負経営権である。草原には、採草地と放牧地が含まれるため、採草地は耕地と同様に請負経営権が農家に与えられたが、放牧地は引き続き共同利用するとされた。そのため、草原請負経営権は、採草地の請負経営権のみを指す。ただし、草原請負制度は、後述する1985年に公布された「中華人民共和国草原法」により正式に実施された。

耕地の請負経営権の請負期間は、1981～1996年²⁰まで15年間不変とし、これがいわゆる第1期請負である。調査ガチャーの第1期における請負耕地面積は、1人当たり5ムー（1ムー=1/15ヘクタール）とされた。その後、1996年をもって第1期の15年間が満期となり、引き続き第2期請負が実施された。第2期における請負期間は、1996～2026年まで30年間不変とし、「土地承包経営権証」（図5-1参照、内モンゴル自治区政府が作成し、ホルチン左翼後旗政府が発行した）が、各農家に配付された。第2期における請負耕地面積は1人当たり5.5ムーとされた。

採草地の請負期間は、耕地と同じように15年間不変とし、その期間は1983～1998年（採草地の第1期請負）であり、1998～2028年（30年不変）の期間は、第2期請負とされた。採草地の第1期請負面積は、農家単位で請負され、1世帯当たり約1.1ヘクタールの採草地の配分を受けた。採草地の第2期請負面積は、農家単位ではなく、1人当たり3ムーとされた。共同利用の放牧地は、草原の第2期請負の際に、採草地と同様に各農家に請負されることになり、1人当たり3ムーとされた。ただし、放牧地の請負は、政策上は各農家に請負されたことになったが、実際に引き続き共同利用されている。草原の請負は、耕地と同様に「草原承包経営権証」（図5-1）が、各農家に配付された。

²⁰ 厳密に言えば、地域によって1～2年の違いがある。

図 5-1 土地と草原における請負経営権証



出所：調査ガチャーのガチャー委員会資料より筆者撮影。

他方、耕地の請負は農業税を、採草地の請負は草原管理費を、放牧地の共同利用は家畜税を、それぞれガチャー委員会や蘇木政府に上納することを条件に請負された。すなわち、「各戸請負制」導入にともない、草原利用は有償となった。共同利用する放牧地の賦課金は農家の家畜飼育頭数単位で計算され、草原管理費は、採草地請負面積で計算された。そのため、草原管理費は家畜を飼育しなくても支払わなければならない賦課金である。このように、採草地と放牧地の使い分けから、牧畜業税には草原管理費と家畜税が含まれる。なお、農業税（家畜税を含む）や賦課金に関して、第6章で改めて分析を行う。

採草地と放牧地が存在することは、土地請負経営権においても、土地利用方式においても、内モンゴル特有（隣接する黒龍江省にも草原はあるが、面積はそれほど大きくない）のことであり、中華人民共和国の漢族地域の農村と異なる点である。また、2005年に廃止された草原管理費や家畜税などの賦課金徴収も特殊性を持っている。2005年に農業税と草原管理費や家畜税が廃止されたことから、現在、耕地および採草地と放牧地の請負と利用は、無償である。

一方、2014年には耕地の請負経営権において新たな動きがみられた。2014年に請負経営権が、請負権（集団の構成員のみが持つ権利である）と経営権（集団の構成員でな

くても地代を払えば、入手可能である)に分離されたことである(池上, 2013, p.31)。

なお、採草地や放牧地においては、「三権」が強調されていない。採草地や放牧地の場合、貸付が耕地と比べて、それほど多くないからであると考えられる。今後は草原が耕地化することにつれて、すなわち土地利用方式の転換にともない、草原における集団所有権と集団の構成員である農家の請負経営権という「二権」が集団所有権、集団の構成員である農家のみが有する権利である請負権、集団の構成員でない農家や企業でも手に入れることが可能な経営権という「三権」分離が強調されるようになるだろう。

2002年以降、中華人民共和国政府は、「退耕還林」や「退耕還草」政策を行い、草地開墾を厳しく禁止(「中華人民共和国草原法」第46条)しているが、ほとんど効果を上げていない。表2-13によれば、2002年のホルチン左翼後旗総耕地面積²¹は13万6,700ヘクタールであるが、表2-12によれば、2012年の総耕地面積は18万7,559ヘクタール(同年の総作付面積は18万7,000ヘクタール)に達した。10年間に増大した耕地面積は5万859ヘクタールである。いうまでもなく、草地が耕地化した結果によるものである。

ホルチン左翼後旗では「退耕還草」政策にともない、一部の耕地は草地に転換しているが、他方で草地開墾が後を絶たないということが併存している。耕地面積増大からみると、開墾された草地面積は、「退耕還草」にともない復元された草地面積をはるかに上回ることになる。もちろん、草地開墾が行われている場所と「退耕還草」が行われている場所は違っているが、同じ旗内の土地であることには変わりがない。すなわち、ホルチン左翼後旗全体では、多くの草地が耕地に転換し、その耕地の一部が再び草地に転換していることになる。

以下では、草原や草原請負経営権に関する国家法律についてみる。

第4節 草原に関する法律

上述したように、内モンゴルでは、1947～1949年にかけて行われた土地改革において、耕地の所有権が農民の手に移った。後に人民公社化を経て、集団所有制となった。しかしながら、土地改革のなかで、草原所有権に関して触れることはなかった。

1985年6月に「中華人民共和国草原法」が採択された。この法律における草原とは、天然の草原と人工の草地の両方を指す。また、この法律は、2002年12月に修正された。なお、「中華人民共和国草原法」は、1985年版と2002年版で内容が大きく異なる。例えば、後述する13条、14条、35条などに相当する記述は、1985年版にはない。

以下は、「中華人民共和国草原法」(2002年12月修正)のなかで定められた草原所有権に関する主な内容を整理する。

²¹ 2002年の総耕地面積の統計が取れないため、ここでの数字は総作付面積の数字であり、総作付面積を総耕地面積とみなした。表2-13参照。

第9条：草原は、法律が集団所有に属することを規定する場合を除き、国家の所有に属する。国家の所有する草原は、国務院が国家を代表して所有権を行使する。

第10条：国家が所有する草原は、法により全民所有制の機関、集団経済組織などの使用に供してよい。

第11条：集団所有の草原は、県級²²人民政府に登録し、人民政府が所有権証書を給付して草原所有権を確認する。

第13条：集団所有の草原もしくは法により集団経済組織の使用に供することが確定された国家の所有する草原は、本集団経済組織内の世帯または複数世帯が請負経営を行うことができる。草原の請負期間内において、請負経営者が使用する草原に対して調整（割り替え）を行ってはならない。集団所有の草原もしくは法により集団経済組織の使用に供することが確定された国家の所有する草原を、当集団経済組織以外の機関または個人が請負経営する場合は、当集団経済組織構成員による村（牧）民会議において3分の2以上の構成員または3分の2以上の村（牧）民代表の同意を経ることとし、かつ郷鎮人民政府に届け出て認可を受ける。

第14条：草原の請負経営権について、請負させる側と請負する側は書面契約書を締結しなければならない。草原請負契約書の内容は双方の権利および義務、請け負う草原の周り（四方）の境界、面積および等級、請負期間および開始と終了日、請け負う草原の用途と違約責任などを含まなければならない。請負期間が満了した場合、元の請負経営者は同等の条件下において優先請負権を有する。

第35条：国家は、農業区、半農半牧区²³および条件が備った牧畜区で家畜の囲い飼いを実行することを奨励する。草原の請負経営者は、飼育家畜の種類と数により、秣（まぐさ）や飼料を調整、備蓄し、サイレージおよび秣や飼料の加工などの新技術を採用して、天然草地での放牧に依頼するという生産方式を徐々に転換しなければならない。

第46条：草原の開墾を禁止する。土壌流出が深刻で、砂漠化の傾向がみられ、生態環境の改善が必要とされる開墾済みの草原については、計画的、段階的に退耕還草を実施しなければならない。砂漠化、アルカリ化、がみられる草原に対しては、期限を決めて整備しなければならない。

「各戸請負制」の導入と「中華人民共和国草原法」の制定にともない、草原の請負経営権は、耕地と同じように集団の構成員（農家）に与えられた。草原の所有権に関して、はっきりした政策が出されたのは、この法律が初めてである。上述したように、草原は採草地と放牧地に分けて使用されており、「各戸請負制」の導入にともない請負の対象となったのは、採草地のみである。放牧地は引き続き共同利用された。

²² 東部内モンゴルの場合旗級人民政府になる。

²³ 本研究では、半農半牧を「半農半牧畜業」と称している。

一方、1998年6月に「内蒙古自治区草原管理条例实施细则」が採択され、同年8月に内モンゴル自治区政府の「86号文件」として発行された。なお、「内蒙古自治区草原管理条例实施细则」は、2006年1月に修正され、2006年5月から施行された。新たに「内蒙古自治区草原管理条例实施细则」のなかには書き加えられたのは、草原請負経営権の流動化である。草原請負経営権の流動化に関する主な内容は、以下の通りである。

第10条：草原請負権の移動の方式は、「譲渡」、「交換」、「貸付」、「その他方式」などがある。草原請負経営権流動の主体は、請負者である。草原請負経営権を担保にしてならない。

第13条：草原請負経営権の移動は、草原請負者が譲渡また第三者に貸し付ける。ただし、請負される側と請負側の請負関係は変わらない。

第14条：草原を請負った者の間、生産や生活の便宜をはかり、同じ経済組織内で草原の請負経営権の交換を行ってよい。

第15条：草原を請負った者は、非農業就業また非農業による安定した収入がある場合、草原請負経営権の全部また一部を集団構成員に譲渡し、新たな請負関係を作ってよい。

第16条：請負側は牧畜業経済発展のためであれば、草原請負経営権をもって株式合作を作ってよい。

第17条：草原請負経営権の移動に関する譲渡費、レンタル代、譲渡にかかる費用は、請負側と再請負側で交渉を行い、収益は再請負側が享受する。その他のいかなる経済組織と個人はこの請負に参加してはならない。

第19条：以下の請負側は、草原請負経営権の流動化を行ってよい。①家畜を飼育していない農家また少ないもの②牧畜業生産に関わっていないもの③長期移住して当該地にいないもの、などである。

第21条：草原請負経営権の流動化は、法により流動した後、請負側と再請負側は書面契約書を締結しなければならない。また、旗県級人民政府の草原を主管する行政部門に届け出て認可を受け、監督および管理を受ける。

このように、草原の所有権に関しても、耕地と同じように政策的に流動化が進められている。ただし、草原の所有権に関する政策が出されたのは、耕地に比べて明らかに遅い。1985年に「中華人民共和国草原法」が出される前は、草原の所有権は曖昧であり、はっきりした政策がないまま集団所有になったと思われる。草原の請負状況を第6章で改めて分析する。

以下、遼遼市およびホルチン左翼後旗を事例に草原請負経営権がはっきりしない期間における土地利用方式の転換をみしてみる。

第5節 「移民政策」による土地利用方式の転換

土地利用方式の転換を促進したもう1つの要因は、中華人民共和国政府が1955年に打ち出した、「開墾するために移民させ、耕地面積を拡大し、食糧を増産する初歩的意見」である。同年8月18日に、哲里木盟政府は、中央政府の「意見」に対する、報告公文を出した。公文のタイトルは、「開墾するために移民させ、耕地面積を拡大し、食糧を増産する初歩的意見に関する報告」(科尔沁左翼後旗档案局, 1955, pp.2-6)である。

報告公文によれば、哲里木盟政府は、中央政府の「開墾するために移民させ、耕地面積を拡大し、食糧を増産する初歩的意見」を受けた内モンゴル政府から、それを執行せよという通知を受けた。このもとで、哲里木盟政府は「意見」について、討論と研究を行い、以下のような概要の報告を行った。すなわち、「意見」は、当面において、食糧問題を解決し、社会主義改造を保障し、人民の生活を改善する重要な措置であると認識した。しかし、我々は、全面的に調査や測量を行っていない。とくに、耕種農業、牧畜業、林業に関しては、全面的に長期にわたる計画がない。そのうえ、開墾可能地の統計も足りないため、移民や開墾、耕地を拡大し、食糧を増産することについて、具体的意見を出すのは、ある程度の困難がある。そのため、我々は、過去の資料と各旗、県の報告をもとにして、初歩的報告を出すことにした。

第一に、哲里木盟には、8つの旗、県、市がある。すなわち旗が5つ、県が2つ、市が1つ、913カ所の「屯＝ムラ」(そのうち「半農半牧畜業」と牧畜業の「屯＝ムラ」が316カ所)、世帯数は20万世帯(そのうち農業世帯が16万3,000世帯)で、総人口は103万人(1954年12月末の統計)である。

表5-2には、1955年の移民開墾前の哲里木盟における土地面積構成を示した。表5-2によれば、総面積が5万7,000平方^キ_ロ、そのうち1万100平方^キ_ロがすでに開墾されている。また、都市が4,100平方^キ_ロ、河流や湖が4,122平方^キ_ロ、放牧地が1万2,034平方^キ_ロ、砂漠が1万6,660平方^キ_ロ、山林が3,330平方^キ_ロ、鉄道、道路などが2,834平方^キ_ロ、アルカリ性放牧地が1,800平方^キ_ロである。当面の条件で未開墾地が2,020平方^キ_ロで、そのなかで1,454平方^キ_ロが開墾可能地である。

表5-2 1955年、移民開墾する前の哲里木盟における土地面積構成

単位:平方^キ_ロ

| 既開墾地 | 市街地 | 河流・湖 | 放牧地 | 砂漠 | 山林 | 鉄道・道路 | アルカリ性放牧地 | 未開墾地 | 総面積 |
|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|----------|-------|--------|
| 10,100 | 4,100 | 4,122 | 12,034 | 16,660 | 3,330 | 2,834 | 1,800 | 2,020 | 57,000 |

出所:科尔沁左翼後旗档案局資料, 1955「關於墾荒移民擴大耕地面積增產糧食初歩意見的報告」, pp.2-6より作成。

表5-3 哲里木盟における開墾可能地(14万5,400ha)の分布

| 旗・県 | 開墾可能地面積 (ha) | 地勢, 土質 | 1ha当たりの 予想食糧生産量 |
|---------|-----------------|---------------------------|--------------------|
| 扎魯特旗 | 84,900 | 主に平原/黒土/黒砂, アルカリ性土壌もある | 不明 |
| 科尔沁左翼中旗 | 37,500 | 主に平原/黒土, アルカリ性黄砂/混合土壌 | 800kg |
| 開魯県 | 7,000 | 主に平原/黒土 | 800kg |
| 奈曼旗 | 2,000 | 主に平原/黒土, 砂質/堆積した土砂 | 700kg |
| 通遼県 | 10,000 | 主に平原/黒土 | 1,200kg |
| 科尔沁左翼後旗 | 4,000 | 主に平原/黒土, 黄砂 | 800kg |

出所: 科尔沁左翼後旗档案局資料, 1955「關於墾荒移民拡大耕地面積増産糧食
初歩意見的報告」, pp.2-6より作成。

表 5-3 には, 1955 年当時, 移民政策が実施される前の哲里木盟における開墾可能地 1,454 平方^キの分布を示した。

第二に, 開墾可能地 1,454 平方^キは, 「分散した開墾可能地」と「まとまった開墾可能地」に分かれる。「分散した開墾可能地」が 7 万 4,400 ヘクタールある。そのなかの奈曼旗とホルチン左翼後旗の 6,000 ヘクタールに関しては, 移民させる必要がない。元々の農民によって, 開墾させ, 耕地を拡大させることができる。残りの 6 万 8,400 ヘクタールを地元や外地の農民の移民によって, 開墾させる。仮に 1 世帯当たり 3 ヘクタールと計算すれば, 2 万 2,700 余世帯の移民が必要となる。すなわち, ホルチン左翼中旗においては, 2 万 1,300 ヘクタールに対して 7,100 世帯を, 扎魯特旗においては, 3 万 100 ヘクタールに対して 1 万余世帯を, 通遼県においては, 1 万ヘクタールに対して 3,300 余世帯を, 開魯県においては, 7,000 ヘクタールに対して 2,300 余世帯をそれぞれ移民させることが可能である。「まとまった開墾可能地」に対して, 集団的に移民させ, 国营農場を建設する。集団的に開墾する土地 (500~2,000 ヘクタール) が 13 カ所で, 1 万 4,000 ヘクタールである。それに対して, 4,630 世帯 (1 世帯当たり 3 ヘクタール) の移民, 2,800 人の労働力が必要である。扎魯特旗において, 930 世帯を集団的に移民させ, 560 人の労働力による国营農場を 2 カ所設立する。ホルチン左翼中旗において, 3,700 世帯を集団的に移民させ, 2,240 人の労働力による国营農場を 11 カ所設立する。

第三に、開墾することに関して、農民の経済力が足りないため、上位機関からの貸付金によって目標を達成する。初歩的に、1ヘクタール当たりの必要労働力が20人/日で、30元(1.5元/日)と計算し、必要とする役畜(馬、牛、驢馬など)が40日で30元(0.75元/日)と計算し、あわせて1ヘクタール当たりの貸付金が60元になる。そうすると、14万5,400ヘクタールを開墾するなら、872万4,000元の投資が必要である。移民させるのに、家屋や木材を準備することが重要である。なぜならば、移民するには、必ず新家屋が必要であるが、我が盟においては、木材が不十分である(科尔沁左翼後旗档案局, 1955, pp.2-6)。

もちろん、哲里木盟において開墾しようとしている2,020平方^{キロ}の土地は、最も肥沃な土地(主に採草地にあたる)である。中華人民共和国政府の開墾の目的は、内モンゴル以外に住む漢族の職業と住居を確保することと、食糧増産と食糧徴収を高めることにある。

移民政策の実施にともない、中華人民共和国政府は直接投資して、国営農場を作り、漢族を集団的に移民させ、草原の耕地化に努めた。すなわち、土地利用方式の転換を促進した。扎魯特旗、通遼県、ホルチン左翼中旗などのモンゴル族の人口比率が高いところは、移民させる人数が多く、元々漢族が多い開魯県に対しては、比較的少なかった。通遼県の周辺は、この時期からモンゴル族の姿が少なくなった。

清、中華民国、満州国などの歴史における漢族のホルチン左翼後旗への移民は、個々の農民が個人で小作料を払って流入するのが一般的であった。そして、こうして流入した漢族移民が漢族集住地域を形成し、清および中華民国政府が漢族集住地域を哲里木盟から切り離して、県または州を作るパターンが中心であった。しかし、中華人民共和国政府の移民政策は、漢族の集団移民を奨励し、政府が直接投資してまで草地開墾を進め、国営農場と国営牧場を建設した点で、それまでの漢族移民と異なる。

ここでは、「まとまった開墾可能地」における集団移民、国営農場の建設状況を見る。哲里木盟農牧場管理局主編(1998, pp.61-344)によれば、通遼市境内に、前後して9カ所の国営農場、8カ所の国営牧場が設立された。これら国営農牧場の総面積は3,018平方^{キロ}であり、うち耕地面積は3万933ヘクタールで、残りの土地は共同利用の放牧地とされた。国営農牧場の人口(原住民と移民を含むが、移民の方が多い)は、1959年に1万4,064人、1964年に4万1,691人に達した。移民政策が実施され、前後してどれぐらいの漢族が移民してきたかの統計は取れないが、1982年の民族分布の統計が取れる。1982年の総人口7万8,536人のうち、漢族は5万4,292人であり、総人口の69.1%を占める。モンゴル族は2万2,616人であり、総人口の28.8%を占める。結果として、漢族人口が増加したことには間違いない。

以下、移民政策の実施状況をホルチン左翼後旗の事例からみてみよう。ホルチン左翼後旗では、移民政策が実施される前の1954年に国営農場(勝利農場)が、すでに1カ所設立されていた。勝利農場は、食糧増産および食糧徴収のために設立された国営農場

であり、ホルチン左翼後旗の東南に位置（農業区に位置する）し、設立における指導機関は内モンゴル公安庁労改局であり、設立当時の農業労働力は主に受刑者であった。1955年の移民政策実施にともない、勝利農場は漢族移民の受け皿となり、そのほか新たに2カ所の国営牧場が設立された。

表5-4には、3カ所の国営農牧場の状況を示した。これらの総面積を合わせると3万8,720ヘクタールに達した。公文では、「ホルチン左翼後旗の開墾可能地面積が4,000ヘクタールであり、移民させる必要がない、元々の農民によって、開墾させ、耕地を拡大させることができる」としている。それにも関わらず、開墾された土地（耕地面積）は合計5,340ヘクタールに達した。また、三農牧場の1959年の人口は3,510人となり、1964年には6,396人となった。

すなわち、ホルチン左翼後旗では、哲里木盟政府が開墾可能と考えた以上の土地が開墾されたのみならず、盟政府の意向に反して、大量の移民が行われたのである。

国営牧場における開墾面積は、国営農場における開墾面積と比べて少ないが、国営牧場が設立されたということは、ホルチン左翼後旗の総面積は減少しないが、そこに暮らしていたモンゴル族の利用できる土地、とくに放牧地がその分だけ狭くなるということの意味している。

まとめると、中華人民共和国建国後、草原の所有権がはっきりしていなかったことが、移民政策を実行し易くしたという面はあると考えられる。所有関係が不明確なので、地元のモンゴル族が反対したところで開墾を止めることは不可能であったと思われる。このようにして、中華人民共和国成立後の移民政策により、大量の草地が耕地化された。

以下、第6章では農業経営の展開について、分析を行う。

表5-4 移民政策により設立された国営農場、牧場

| 単位: ha, 人 | | | | | |
|-----------|------|------------|--------|-------|----------------|
| 名前 | 設立年 | 設立における指導機関 | 総面積 | 耕地面積 | 人口 (三農牧場合計) |
| 勝利農場 | 1954 | 内蒙古公安庁労改局 | 6,667 | 3,693 | |
| モンゲンダバ牧場 | 1957 | 科尔沁左翼後旗政府 | 11,533 | 667 | 1959年 3,510 |
| シャジンタイ牧場 | 1962 | 内蒙古公安庁労改局 | 20,520 | 980 | 1964年 6,396 |

出所: 哲里木盟農牧場管理局編, 1998, pp.63-341より作成。

第6章

「半農半牧畜業」の転換

第1節 「各戸請負制」導入前の農業概況

1.1 「各戸請負制」に関する政策

冒頭に明示しなければならないのは、「各戸請負制」とは、農家を単位とする生産責任制を指す。また、農家は人民公社期に社員と呼ばれ、「各戸請負制」導入後は農家と呼ばれるようになったことである。

1978年12月の中共11期3中全会は、鄧小平体制の確立を決定づけるものであったが、農政上においても、その後の農村改革の骨格が打ち出された重要な会議として位置づけられる（池上，2012，p.34）。

この会議で中共中央「農業発展を早める若干の問題についての決定（草案）」の採択と「農村人民公社工作条例（試行草案）」を各省、市、自治区に公布して論議および試行させることに同意した。「各戸請負制」に関する主な内容は以下の通りである。

- ①人民公社の各経済組織²⁴は、労働に応じた分配という社会主義原則を貫徹し、労働の質と量に基づいて報酬計算を行い、平均主義を克服する。
- ②生産隊を基礎とする三級所有制を実行し、人民公社、生産大隊、生産隊の所有権と自主権を国家の法律で保護する。
- ③社員の自留地、家庭副業および自由市場は社会主義経済を補完する。
- ④農業科学教育の強化、農業、林業、畜産業発展の地域計画の立案、現代化した農業、林業、畜産業、漁業基地の建設、人民公社、生産大隊の工業、副業の積極的発展などの重要問題を討論し、相応しい措置を取る。

座間（1981，PP.10-11）によれば、この会議で「農業生産責任制が労働に応じた分配原則貫徹による平均主義是正を具体化する措置としてあげられている。ここでは作業ノルマに応じた労働点数計算、労働者毎に基本点数を決定したうえで、労働時間に応じた労働点数計算、生産隊での統一的計算と分配を前提に作業班に生産量を請けおわせ、生産量と結びつけて労働点数を計算し、超過達成に対してはプレミアムを与え、不足に対

²⁴ 人民公社の各経済組織とは、人民公社－生産大隊－生産隊を指す。一般的には、「三級所有制」と呼ばれる。

して罰金を課す方法が並行して推奨されている。作業単位は特殊なものを除き、作業班を基本単位としている。生産の各戸請負いは①一部副業生産の特殊な必要がある場合、②辺鄙な山地、交通の不便な一軒家を除いて許されていない。1980年春耕時点では全国農村の80%以上の生産隊が労働管理面で生産責任制とノルマによる報酬計算制を実施するようになった。うち全国の約半数以上の生産隊は小区間の作業を組に分けて請けおわせ、ノルマに応じて報酬計算し、約4分の1が生産高と結びつけて報酬を計算するようになっている。」

杉野(1991, p.28)によれば、「農業生産責任制は、中国各地の農民がそれぞれの時と場所で必要に応じて造りだしたと思われ、具体的形態は多く、また同じ内容のものを違った名称で呼ぶこともあったようだ。大きく分類すれば、一つは、一定の作業を請負うが、生産量に連動・リンクしない生産責任制で〔包工制〕と称するものであり、今一つは、生産量に連動・リンクする責任制であり、この二つに分類できる。」

1980年に「農業生産責任制を一層強化・完備することに関する中共中央の文書」(「75号文件」)が公布され、生産責任制の整備・強化がはかられることになる。内モンゴル自治区政府は、「農業生産の発展を速める若干の問題について中共中央の決定」および「農業生産責任制を一層強化・完備することに関する中共中央の文書」の公布を受け、1981年2月に「農村牧区²⁵経済政策問題に関する若干の布告」(『中国農業年鑑 1982』pp.392-393)を出し、内モンゴルは、牧畜業を中心とし、農牧林が結合した多種経営を全面的に発展させるという方針を執行するとした。主な内容は、以下の通りである。

- ①木と草を植えることに力を入れ、土地開墾を禁止し、森林および草原を保護する。
- ②生産隊は、国家計画指導の下で、「因地制宜」²⁶を実行し、国家への統一買付任務を達成できることを前提に、農作物生産計画を手配し、生産責任制の形式を決定し、社員への配分を決める。
- ③中共の1980年「75号文件」の精神と我が自治区の実際の状況に応じて、「2定1奨」あるいは「3定1奨」などの農業生産責任制のどれかを実施し、集団経済の安定と発展を図り、生産隊幹部は農業生産責任制に関して、賞罰を受ける。
- ④農村牧区における採算単位は、必ず労働に応じた配分を行い、生産隊と社員の間で代金(年末に労働点数を現金に換える仕組み)を基本的にその年の年末に清算し、生産隊と社員の過去の収支状況を明らかにする。
- ⑤食糧および油糧作物の統一買付任務を継続させる。
- ⑥社員の自留地、自留林地、自留草地、自留畜を認める。

²⁵ 内モンゴル農業は、牧畜業と耕種農業を両立させているため、政策や政府文件のなかで、農村のことを農村牧区と称することが多い。この場合の「区」は行政的に意味を持つのではなく、単に地域を指す。

²⁶ その地域の状況に応じたやり方をする事。

- ⑦社員の副業を許し、副業により生産した農産物を自由に処分してよい。
- ⑧家畜税に関して 1980 年の「298 号文件」の規定に従い、1980 年から 3 年間は免除とする。
- ⑨自由市場（一般市場と定期市場）を活性化させ、社員は自ら生産した農業副産品および牧畜業副産物を自由に販売してよい²⁷。
- ⑩人民公社および生産隊は企業を効率よく経営しなければならない。

ホルチン左翼後旗では、内モンゴル自治区政府の「農村牧区経済政策問題に関する若干の布告」が公布される前に、中共 11 期 3 中全会（1978 年 12 月）の精神に基づき、社員の自留地は生産隊総耕地面積の 5～7% まで許された。また、自留地で生産した農産物を社員が自由に処分してよいとされた。また、社員の自留家畜の基準は、人口が 5 人の世帯は乳牛 1 頭、6 人以上の世帯は乳牛 2 頭まで、それに羊の飼育も 1～2 頭まで許可された。自留林地に関して、造林を行う世帯には 1 世帯当たり 5 ムーの土地を提供するとされた。

科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編（1993, p.64）によれば、1979 年 2 月にホルチン左翼後旗委員会は、中共中央および内モンゴル自治区委員会の指示に基づき、三級レベルの幹部会議を開き、この会議では「ホルチン左翼後旗全体は牧畜業を中心とし、農牧林が結合した複合経営を全面的に発展させる」という方針を打ち出した。1980 年 4 月に中共中央の精神に基づき、ホルチン左翼後旗では、「各戸請負制」を普遍的に遂行するという決定が打ち出された。

表 6-1 には、ホルチン左翼後旗における農牧林が結合した複合経営を全面的に発展させるという方針が執行された後の農家経営類型および農業状況を郷・鎮・蘇木レベルで示した。

表 6-1 によれば、3 つの郷（民族分布をみると漢族が集住している）のみが耕種農業を中心とする農牧林結合または複合経営であり、大部分の蘇木（民族分布をみるとモンゴル族が集住している。ただし、潮海蘇木は漢族人口が多い）や鎮（一部の鎮は漢族人口が多い）は、牧畜業を中心とする農牧林結合または複合経営である。ほかに牧畜業を中心とする蘇木 2 つと「半農半牧畜業」を中心とする蘇木 1 つがある。

²⁷ 調査ガチャーのガチャー委員会資料（1983 年 1 月 23 日「市場開放に関する通知」）によれば、農村経済流通および物資交流のために、人民公社管理委員会は定期市場を開設することを決定した。その項目は以下の通りである。我が公社の社員（職員を含む）であれば、自ら生産した農業副産物あるいは牧畜業副産物を市場に持って行って販売してよい。例えば、煙草、ラッカセイ、ヒマワリ、バター、チーズなどである。また、国家への供出任務に当てはまらない、大家畜（牛、羊、馬、駱駝）以外の自留家畜・家禽（ニワトリ、アヒル、ガチョウ、ウサギ、豚）を持って行って販売してよい。さらに、定期市場の場所は「購買販売協同組合」（現在の蘇木政府所在地）の入口であり、市の立つ日は毎月 5, 10, 15, 20, 25, 30 日とする。

表6-1 1985年のホルチン左翼後旗における郷・鎮・蘇木レベルの概況および農業状況

| 行政 | 名前 | 委員会 | | 「屯＝ムラ」 | 総面積 | 草地面積 | 林地面積 | 耕地面積 | 世帯数 | 人口 | モンゴル族 | 農家経営類型 | 家畜数 | 食糧生産 | | | | | | |
|------------|-------|-----|-----|--------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|-------------|-----------|---------|----------|-------------------|-------|---|---|---|------------------|
| | | 村 | 嘎查 | | | | | | | | | | | | 平方 ^キ 。 | ヘクタール | 戸 | 人 | 頭 | 万 ^キ 。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鎮 (5) | 甘旗卡 | 15 | 10 | 27 | 375.7 | 18,951 | 6,103 | 3,757 | 8,896 | 37,349 | 15,599 | 主牧, 農牧林結合 | 16,779 | 351.5 | | | | | | |
| | 吉尔嘎朗 | | 23 | 40 | 580.2 | 18,800 | 4,317 | 6,074 | 3,254 | 17,570 | 16,250 | 主牧, 農牧林結合 | 20,986 | 不明 | | | | | | |
| | 金宝屯 | 7 | 7 | 26 | 157.4 | 4,607 | 3,198 | 704 | 3,520 | 15,778 | 7,812 | 主牧, 農牧林結合 | 7,463 | 601.2 | | | | | | |
| | 伊胡塔 | | 23 | 26 | 461.2 | 35,094 | 不明 | 3,007 | 1,896 | 9,366 | 7,360 | 主牧, 農牧林結合 | 22,076 | 不明 | | | | | | |
| | 常勝 | 10 | | 23 | 154.8 | 6,153 | 401 | 2,729 | 1,661 | 9,097 | 1,865 | 主牧, 複合経営 | 7,282 | 275.8 | | | | | | |
| 郷 (3) | 向陽 | 13 | | 52 | 110.0 | 不明 | 549 | 5,023 | 4,089 | 20,213 | 2,505 | 主農, 農牧林結合 | 不明 | 2,016.3 | | | | | | |
| | 双勝 | 12 | | 47 | 84.0 | 不明 | 33 | 5,289 | 4,620 | 23,191 | 5,047 | 主農, 複合経営 | 5,699 | 1,296.5 | | | | | | |
| | 鉄牛 | 10 | | 25 | 172.5 | 1,753 | 3,212 | 2,798 | 1,945 | 9,771 | 1,802 | 主農, 複合経営 | 11,533 | 77.7 | | | | | | |
| 蘇木 (26) | 哈日烏蘇 | | 13 | 13 | 275.4 | 1,271 | 75 | 2,065 | 753 | 4,273 | ほぼモン ゴル族 | 主牧, 農牧林結合 | 12,183 | 161.8 | | | | | | |
| | 滿斗 | | 19 | 19 | 488.9 | 24,867 | 13 | 2,060 | 1,203 | 6,423 | | 主牧, 農牧林結合 | 14,003 | 206.1 | | | | | | |
| | 潮海 | | 9 | 16 | 184.0 | 5,479 | 1,363 | 1,671 | 934 | 4,705 | 1,218 | 主半農半牧, 副林 | 6,617 | 194.9 | | | | | | |
| | 散都 | 12 | | 15 | 209.2 | 16,133 | 2,386 | 2,295 | 1,524 | 7,963 | 4,698 | 主牧, 農牧林結合 | 6,657 | 341.3 | | | | | | |
| | 胡勒順淖尔 | | 10 | 15 | 303.0 | 6,967 | 245 | 2,812 | 1,638 | 8,326 | 4,863 | 主牧, 複合経営 | 9,029 | 292.3 | | | | | | |
| | 海斯改 | | 24 | 24 | 422.0 | 25,721 | 128 | 4,484 | 1,840 | 9,890 | 9,238 | 主牧, 農牧林結合 | 16,269 | 195.7 | | | | | | |
| | 公河来 | 3 | 7 | 22 | 286.0 | 6,127 | 3,402 | 3,174 | 1,789 | 10,084 | 5,973 | 主牧, 農牧林結合 | 7,758 | 965.2 | | | | | | |
| | 烏順艾勒 | | 15 | 17 | 244.7 | 2,000 | 228 | 3,173 | 1,622 | 8,459 | 6,721 | 牧 | 9,115 | 不明 | | | | | | |
| | 浩坦 | | 18 | 33 | 458.8 | 26,744 | 289 | 5,348 | 2,623 | 14,189 | 11,026 | 主牧, 農牧林結合 | 14,251 | 568.5 | | | | | | |
| | 巴雅斯古楞 | | 20 | 21 | 333.3 | 15,123 | 576 | 3,332 | 1,555 | 8,675 | ほぼモン ゴル族 | 主牧, 農牧林結合 | 14,366 | 233.6 | | | | | | |
| | 阿古拉 | | 19 | 28 | 531.3 | 28,179 | 19,267 | 3,821 | 1,730 | 9,466 | | 主牧, 農牧林結合 | 22,513 | 448.9 | | | | | | |
| | 巴彦茫哈 | | 11 | 17 | 192.0 | 3,922 | 164 | 1,880 | 1,032 | 5,555 | 5,547 | 主牧, 農牧林結合 | 6,440 | 132.0 | | | | | | |
| | 布敦哈日根 | | 21 | 32 | 400.0 | 2,267 | 103 | 3,411 | 1,890 | 10,350 | 10,032 | 主牧, 農牧林結合 | 12,903 | 208.3 | | | | | | |
| | 巴嘎塔拉 | | 13 | 19 | 415.0 | 25,781 | 280 | 2,206 | 940 | 5,296 | 5,181 | 主牧, 複合経営 | 17,293 | 144.3 | | | | | | |
| | 努古斯台 | | 17 | 17 | 440.3 | 32,787 | 131 | 1,723 | 951 | 5,118 | 4,790 | 主牧, 複合経営 | 15,329 | 144.0 | | | | | | |
| | 花灯 | | 9 | 9 | 240.0 | 22,478 | 39 | 1,562 | 1,016 | 5,077 | 4,705 | 主牧, 複合経営 | 9,097 | 345.5 | | | | | | |
| | 額莫勒 | | 19 | 22 | 484.0 | 31,290 | 195 | 3,973 | 1,890 | 10,769 | 10,501 | 主牧, 農牧林結合 | 16,542 | 46.9 | | | | | | |
| | 阿都沁 | | 23 | 23 | 402.0 | 3,635 | 244 | 1,022 | 1,316 | 7,403 | ほぼモン ゴル族 | 牧 | 15,517 | 146.7 | | | | | | |
| | 茂道吐 | 1 | 11 | 15 | 433.2 | 2,601 | 115 | 3,141 | 1,480 | 8,516 | 8,231 | 主牧, 農牧林結合 | 15,549 | 190.5 | | | | | | |
| | 烏蘭敖道 | | 8 | 16 | 497.4 | 27,000 | 108 | 4,500 | 946 | 5,102 | 4,849 | 主牧, 複合経営 | 15,366 | 1,533.0 | | | | | | |
| | 朝魯吐 | | 16 | 18 | 420.0 | 22,173 | 712 | 3,122 | 1,063 | 5,657 | 5,638 | 主牧, 農牧林結合 | 13,277 | 149.0 | | | | | | |
| | 沙日塔拉 | | 17 | 19 | 355.9 | 4,948 | 249 | 2,341 | 987 | 5,457 | ほぼモン ゴル族 | 主牧, 農牧林結合 | 12,648 | 141.0 | | | | | | |
| | 海魯吐 | | 18 | 22 | 281.0 | 19,069 | 377 | 3,376 | 1,376 | 7,827 | 7,552 | 主牧, 農牧林結合 | 9,749 | 212.0 | | | | | | |
| | 哈日額日格 | | 14 | 19 | 430.0 | 19,097 | 5,668 | 3,747 | 1,109 | 6,268 | 6,233 | 主牧, 農牧林結合 | 14,397 | 156.9 | | | | | | |
| | 巴彦毛都 | | 14 | 15 | 430.0 | 35,166 | 3,711 | 2,355 | 1,050 | 5,881 | ほぼモン ゴル族 | 主牧, 農牧林結合 | 14,279 | 149.0 | | | | | | |
| | 查日蘇 | | 10 | 18 | 216.7 | 29,507 | 1,083 | 3,563 | 2,168 | 11,340 | 8,019 | 主牧, 農牧林結合 | 7,462 | 413.2 | | | | | | |
| 合計 | 34 | 83 | 438 | 770 | 11,470 | 525,690 | 58,964 | 105,538 | 66,306 | 340,404 | 183,255 | | 420,427 | 12,339.1 | | | | | | |

注1: 牧は牧畜業, 農は耕種農業, 林は林業である。

注2: 人口は農村戸籍人口である。非農村戸籍者は甘旗卡(ガンチカ, 旗政府所在地)に集住している。

注3: 人口のうち, モンゴル族人口以外は, 主に漢族である。極一部がその他少数民族である。

注4: 草地面積には, 採草地と放牧地が含まれる。

出所: 哲里木盟地名委員会, 1990, pp.295-382より作成。

なお、ホルチン左翼後旗では1979年8月に大雨による水害が発生し、被害にあった耕地面積は約4万6,667ヘクタール、同じく草地面積は1万9,000ヘクタールに達した。翌年の1980年2月に大雪による自然災害が発生し、家畜飼育頭数の19%が死亡し、大きな損失が出た。

以下、上述したような「各戸請負制」に関する諸農業政策の実施状況を生産大隊および生産隊の事例を通じて分析する。

1.2 「包産到組・連産計酬」の段階

調査ガチャーは清末期に定住し、満州国期から本格的に耕種農業を始めたと考えられるが、中華人民共和国が成立した後、1950年に牧畜業を中心とするガチャーであるとされた。しかし、文化大革命期に調査ガチャー（この時は生産大隊）は、牧畜業を中心とするのか、耕種農業を中心とするのかがはっきりせず、食糧徴収任務が与えられた。1972年に再び牧畜業を中心とする生産大隊であるとされ、食糧徴収任務が免除されると同時に、食糧の計画配給を受けるようになった²⁸。1972年に1人当たりの食糧供給が1年間に225キロとされ、生産大隊レベルで自給できれば自給し、仮に自給が不可能な場合には食糧配給を受けられるとされた。

他方、食糧配給を受けるようになったが、牧畜業における家畜税は変わらなかった。ただし、生産隊所有家畜の家畜税は社員が納税するのではなく、生産隊が納税する。具体的には、羊が納税単位とされ、その比率は、馬1頭=羊10頭、牛1頭=羊6頭、山羊3頭=羊2頭、駱駝1頭=羊7頭とされた。納税方式は、家畜の現物と現金のどちらでもがよいとされ、家畜の現物の場合、納税時期の相場で価格が決定する。

1981年に調査生産大隊には、6つの生産隊が含まれた。ここでは第6生産隊を事例に取り上げる。第6生産隊は、中共中央「75号文件」の精神を宣伝し実施するにあたって、生産隊の自然条件、生産条件および人民生活などの実際の状況に応じて、生産大隊党支部の指導の下で、多くの社員と検討および討論を行い、農牧業生産責任制の実施の準備作業を行った。第6生産隊は、三級所有制および生産隊を基礎とする農業集団経済の保持を前提とし、生産隊を3つ（耕種農業組が2つ、牧畜業組が1つ）の作業組に分けて、農牧業生産責任制を実施した。

ガチャー委員会資料（1981年2月25日「第6生産隊契約書」）によれば、農牧業生産責任制は「包産到組・連産計酬」の形で実施され、具体的方式は以下の通りであった。耕種農業組における生産責任制は「5定3統1包1奨」と呼ばれた。すなわち、労働力、生産量、役畜、耕地、収入の「5定」、統一採算、統一管理、統一分配の「3統一」、生

²⁸ 東部内モンゴルは1969年（～1979年）に黒龍江省、吉林省、遼寧省に分割されることになった。同生産大隊は1969年に食糧主産地である吉林省に属したことが、食糧配給を受けた大きな要因であると考えられる。

産費用を生産隊が負担する「1包」、作業組の超過生産を奨励する「1奨」である。牧畜業組における生産責任制は「3統1奨」と呼ばれた。すなわち、統一採算、統一管理、統一分配の「3統一」と、家畜の生存、死亡、飼育比率に応じて作業組を奨励する「1奨」である。

すなわち、第6生産隊が実施した農牧業生産責任制は、生産量にリンクする責任制であり、作業を請負う生産単位は2つの耕種農業組と1つの牧畜業組である。生産隊と作業組の間で生産請負契約が結ばれ、契約内容を期限通りに履行する。この契約は、1981年から履行し、3年間変わらない。大きな自然災害などに遭遇した場合、生産大隊の社員会議で討論を行い、実際の生産状況、労働力、人口、役畜などに応じて必要な調整を行う。

作業請負生産単位は、基本的に上述した3つの作業組であることから、作業組に請負生産責任が生じる。それ以外に、生産大隊および生産隊の幹部にも請負生産責任が生じる。生産大隊の幹部への賞罰は、請負任務を達成できた場合、330元が奨励され、逆に任務を達成できなかった場合、650点が減点される。生産隊の幹部への賞罰は、請負任務を達成できた場合、130元が奨励され、任務を達成できなかった場合、100点が減点される。作業組への賞罰は、請負任務を達成できた場合、150点が加点され、逆に任務を達成できなくても罰則がない。

1981年の第6生産隊の総人口は135人である。総労働力は27.5²⁹人であり、うち牧畜業における労働力（家畜の放牧をする人であり、牛の放牧と羊の放牧が各1人である。以下、放牧人と称する）は2人、車夫（現在の運転手に相当するが、当時は馬車あるいは牛車である）は1人、生産大隊に属す労働力は2.5人、耕種農業における労働力は22人（うち役畜の放牧をする人は1人）である。また、作業組の実際の耕作面積が計画請負耕地面積を超過した場合、1ムー当たり食糧150^{キロ}の罰則が課せられ、超過耕地は無償で生産隊に没収される。自留家畜の超過飼育に関しても同様の罰則が課せられる。労働者は労働を1日サボることと、超過休暇1日につき、平均基準労働点数の50%が差し引かれる。

1981年の生産隊の計画では、生産隊の農業総収入は1万2,096元とされ、その収入の64%を請負作業組へ配分するとされた。農業総収入の内訳は、食糧作物収入が7,686元、経済作物（主にトウゴマ）収入が3,080元、牧畜業の収入が1,200元、その他収入が130元である。

耕種農業生産において、役畜は4頭、計画請負耕地面積は40.5ヘクタールとされた。計画請負耕地における、食糧作物の生産任務は生産量で、経済作物の生産任務は生産額で定められた。

²⁹ 生産隊によって労働力の基準は異なるが、第6生産隊では、女性および18歳未満と55歳以上の男性は、0.5人（半労働力）として扱われた。半労働力の一日に稼ぐ額は、労働力より少ない。

生産責任を請負った作業組は、生産隊と契約した任務をさらに労働力1人あたりに割り振った。耕種農業組全体の食糧作物生産任務は42.7トン、労働力1人あたりの生産任務は1.94トン（労働力は22人）であり、生産隊幹部³⁰と役畜の放牧を行う放牧人³¹の任務を差し引くと、労働力1人あたりの生産任務は2.3トン（労働力は18.5人）になる。食糧作物生産任務における労働力1人あたり2.3トンの提出に関して、収穫後1.5^{キロ}の提出に対して1点が加点される。超過生産の場合、超過生産した食糧が労働力毎に全部奨励され、点数計算を行わない。逆に食糧作物生産任務を達成できなかった場合、1.5^{キロ}あたり1点が減点される。

経済作物生産額任務は、労働力1人あたり140元であり、生産隊幹部と役畜の放牧を行う放牧人の任務を差し引くと、労働力1人あたり166元となる。経済作物生産額における労働力1人あたり166元の提出に関して、秋になると0.166元の提出に対して1点が加点され、超過生産額は全額奨励され、点数計算を行わない。逆に経済作物生産任務を達成できなかった場合、0.166元につき2点が減点される。

ここで注意しなければならないのは、労働力への賞罰である。生産隊と請負作業組の間に結ばれた契約内容には、作業組が請負任務を達成できた場合、150点が加点され、逆に任務を達成できなくても罰則がないとされている。しかし、作業組が労働力1人あたりに食糧の生産量および経済作物生産額を割り振る時に、罰則が取り組まれている。従って、作業組が生産隊から請負った生産量および生産額を提出する時に、任務が達成できないということは、まず存在しないのである。なぜなら、不足分を労働力の罰則から賄えるからである。また、労働力は罰則を受けないためにも、超過生産食糧や超過生産額を得るためにも、一所懸命働かなければならないことになる。

しかし、ガチャー委員会への聞き取り調査によれば、とくに経済作物生産額の任務を達成できなかった労働力が約7割とされる。もちろん、社員が支払う能力がないため（おそらく支払う能力があったとしても現金であるため、提出していないと思われる）、達成できなかった部分（社員の生産隊に対する借金として）は、帳簿上に記録された。1982年の「各戸請負制」導入の時に、社員と生産隊の間に結ばれた契約書のなかに、この部分は、社員の生産隊における過去の収支における借金（後述）として取り入れられた。

耕種農業組は、食糧作物と経済作物生産任務以外に、生産隊への牧草（干草）の供出任務も課せられ、労働力1人あたり1トンとされ、15^{キロ}の供出に対して1.2点が加点される。超過供出0.5^{キロ}あたり0.03元が奨励される。逆に任務を達成できなかった場合、0.5^{キロ}あたり0.03元の罰金が課せられる。同様に、アワの茎稈（家畜飼育において牧草

³⁰ 幹部には、生産隊隊長、会計係、保管係（生産隊の食糧倉庫や物資を管理する人）の3人が含まれる。

³¹ 役畜の放牧人は主に、午前中は役畜と犁の作業を担当し、午後は役畜の放牧を行うため、食糧生産任務の半分が免除された。すなわち、食糧生産任務を請負実際の労働力は18.5人（労働力22人－幹部3人－役畜放牧人0.5人＝18.5人）である。

と同様な扱い)も供出任務とされ、労働力1人当たり150キロとされ、5キロの提出に対して0.6点が加点される。逆に任務を達成できなかった場合、5キロ当たり0.6元の罰金が課せられる。また、堆肥(主に家畜の糞)集めも任務とされ、労働力1人当たり30車両とし、車両当たり3.5点が加点される。集めた堆肥を畑に運んだ場合、車両当たり1点が加点され、運んだ堆肥を畑に撒くと5点が加点される。逆に任務を達成できなかった場合、車両当たり3.5点が減点される。

それ以外に、労働力1人当たりに義務労働も課せられ、その内訳は社会義務労働(旗レベルの労働)が50点、社内義務労働(人民公社レベルの労働)は70点とされた。社会義務労働において、労働力1人当たり1日欠席した場合3.5元、大車両は1日欠席した場合18元の罰金が課せられる。社内義務労働において、労働力1人当たり1日欠席した場合2.5元、大車両は1日欠席した場合、15元の罰金が課せられる。

最後に、生産隊は生産費用を負担する(「1包」)のみならず、農具費用も負担するとされた。その内訳は、犁1つとスコップ6個は7.8元、鞭は1.5元、袋(繊維)は4.5元、その他農具は1元、合計14.8元である。

一方、牧畜業生産において、牛の死亡比率を飼育頭数の5%とし、死亡比率が5%を超えなければ放牧人に80元の奨励があり、逆に死亡比率が5%を超えれば牛(死亡する前の相場)に下取り価格をつけ、その価格の50%を放牧人が生産隊に支払う。小牛の生存比率を生まれた子牛の55%とし、その比率を超える生存した小牛1頭当たり、放牧人に20元の奨励があり、逆に生存比率が55%に達していなかった場合、死亡した小牛1頭当たり10元の罰金が課せられる。衰弱老化した牛の飼育比率を15%とし、その比率を超える牛の飼育1頭当たり、放牧人に毎日2点が加点され、毎日0.5キロの飼料(飼料といっても牧草である)が支給される。衰弱した小牛を飼育した場合1年間に50点が加点され、5キロの牧草が支給される。とくに役畜を故意に死亡させた場合、放牧人が全額を賠償する。それ以外に、盗難や事故などがなかった場合、放牧人に120元の奨励がある。生産隊保有の牛の飼育費用として、放牧人に1年に防水靴2足、3年にカップ1つを支給する。

羊の死亡比率を飼育頭数の7%とし、死亡比率が7%を超えなければ放牧人に16元の奨励があり、逆に死亡比率が7%を超えれば8元の罰金が課せられる。小羊の生存比率を生まれた子羊の80%とし、その比率を超える生存した小羊を放牧人に全部奨励する。逆に生存比率が80%に達していなかった場合、小羊1頭当たり4元の罰金が課せられる。衰弱老化した羊の飼育比率を20%とし、その比率を超える羊の飼育1頭当たり放牧人に1年間30点が加点され、1頭当たり0.25キロの飼料、2.5キロの牧草が支給される。生産隊は羊1頭当たり1年間に75~100キロの牧草を支給する。それ以外に盗難や事故などがなかった場合、放牧人に羊1頭の奨励がある。生産隊保有の羊の飼育費用として、放牧人に1年に防水靴2足(14元)、3年にカップ1つ(24元)支給する。それ以外に、灯油費(7.6元)、敷布団1つ(3.6元)、2年に搾乳用バケツ1つ(6元)、2年に洗面用

ボウル1つ (3.5 元), 1年に石鹼2つ (0.92 元), タオル2枚 (1.2 元), その他費用が10 元, 合計71 元となる。

放牧人は通年, 牛(馬と一緒に放牧する)が1人, 羊(山羊と一緒に放牧する)が2人である。ただし, 羊の分娩期や羊毛の刈り取り作業(牧畜業における農繁期)の時に, 耕種農業組の労働力がこれらの作業を手伝う。羊の搾乳作業, 羊の分娩手伝い, 羊舎の守衛(夜羊を舎に戻した後, 面倒をみる人)などは一律に1日当たり7.2点が加点される。羊毛の刈り取り作業は, 羊毛0.5キログラム当たり0.4点が加点される。牛の搾乳作業は1日当たり9.5点が加点される。

生産隊は, 労働力, 車両, 物資などの移動や調整を一律に行う権利を持つとされた。生産隊は秋になると収穫した食糧作物や経済作物, 小牛や子羊などの子家畜, 現金や物資などを処理する権利があり, 種子や飼料を入庫する。また, 生産隊は, 収穫した食糧作物や経済作物, 小牛や子羊などの子家畜, 羊毛, 牛乳などを, 責任を持って一律に販売, 処理する。さらに, 牧畜業労働力, 車夫, 役畜を放牧する人は, 秋になると耕種農業組と同じように配分と賞罰を受ける。

第2節 「各戸請負制」の導入

2.1 耕地や草地の請負, 家畜の買い取り

1982年6月末に, 調査生産大隊の総土地面積は2,890ヘクタールであり, そのうち, 林地面積は約102ヘクタールで, 草原面積は約2,300ヘクタールである。草原面積のうち, 採草地面積は166.7ヘクタールであり, 放牧可能地(劣等地や砂漠などを含む)面積は2133.3ヘクタールである。耕地面積は387.1ヘクタールであり, そのうち生産大隊の耕地面積は297.7ヘクタールであり, 総耕地面積の76.9%を占める。社員(現在の農家)の自留地は89.4ヘクタールであり, 総耕地面積の23.1%を占める。

表6-2には, 「各戸請負制」導入以前の各生産隊の概況および農業状況を示した。表6-2によれば, 調査生産大隊の総世帯数は153戸, 総人口は908人, 労働力は234人である。

他方, 生産大隊の大家畜所有数は122頭であり, 大家畜総数946頭の12.9%を占めるのみである。残りの87.1%の大家畜は社員の自留畜であった。生産大隊の小家畜所有数は223頭であり, 小家畜総数の33.7%を占める。残りの66.3%の小家畜は社員の自留畜であった。大小家畜や豚を問わず, 家畜飼育頭数(2,017頭)でみた場合, 生産大隊所有家畜は17.1%(345頭)に過ぎないのに対して, 社員所有家畜は82.9%(1,672頭)を占めている。

表6-2 「各戸請負制」導入直前(1982年6月末)の各生産隊の概況および農業状況

| | 世帯数 (戸) | 人口 (人) | 労働力 (人) | 耕地面積(ha) | | 家畜飼育数(頭) | | | | | 家禽 (羽) |
|------|------------|-----------|------------|----------|------|----------|------|------|------|-----|-----------|
| | | | | | | 大家畜 | | 小家畜 | | 豚 | |
| | | | | 生産隊 | 自留地 | 生産隊 | 自留畜 | 生産隊 | 自留畜 | | 自留畜 |
| 生産隊1 | 29 | 154 | 44 | 49.7 | 14.9 | 20 | 133 | 41 | 58 | 68 | 278 |
| 生産隊2 | 23 | 154 | 38 | 50.7 | 15.2 | 9 | 139 | 10 | 80 | 67 | 242 |
| 生産隊3 | 25 | 140 | 36 | 46.7 | 14.0 | 28 | 118 | 60 | 55 | 70 | 232 |
| 生産隊4 | 29 | 162 | 40 | 53.0 | 15.9 | 30 | 160 | 28 | 56 | 71 | 333 |
| 生産隊5 | 27 | 170 | 40 | 55.0 | 16.5 | 12 | 153 | 28 | 125 | 82 | 225 |
| 生産隊6 | 20 | 128 | 36 | 42.7 | 12.8 | 23 | 121 | 56 | 65 | 51 | 220 |
| 生産大隊 | 153 | 908 | 234 | 297.7 | 89.4 | 122 | 824 | 223 | 439 | 409 | 1,530 |
| (%) | | | | 76.9 | 23.1 | 12.9 | 87.1 | 33.7 | 66.3 | 100 | 100 |

注1: 自留地とは、社員の自作用の耕地である。自留畜とは、社員が所有する家畜である。

注2: 大家畜は牛、馬、ロバである。小家畜は、羊、山羊である。

注3: 豚はすべて自留畜である。なお、1982年の豚の飼育頭数は391頭であるが、生産隊ごとの統計が取れないため、1983年のものにした。

注4: 自留家禽には、ニワトリ、アヒル、ガチョウが含まれるが、9割以上がニワトリである。

出所: ガチャー委員会資料(1982年)より作成。

では、なぜ調査生産大隊は社員の自留畜の割合が高いのであろうか。その理由は以下のようなものである。上述したように1979年の冬に大雪による自然災害が発生したため、多くの家畜が凍死あるいは牧草不足で死んでしまった。そのため、家畜をいち早く社員に配分したことから、調査生産大隊では社員の自留畜の割合が高くなったのである。

一方、豚の飼育において、生産隊は豚を飼育しておらず、409頭の豚はすべて社員の自留畜であった。ガチャー委員会への聞き取り調査によれば、豚の飼育および販売は、文化大革命以降の社員達にとっては、唯一の現金収入の源であったとされる。調査生産大隊では、豚は草原に放牧され、飼育コストが安かったことと、豚の庭先販売価格が羊や山羊より高かったことも、社員達が豚の飼育を重視した理由であるとされる。

もちろん、社員達は自留家畜を販売するという手段もあるが、この地域では、牛は役畜(農耕用)あるいは緊急時に販売して現金収入を得るための資産(一種の貯蓄)として飼育され、羊と山羊も同様に資産として飼育されていた。なお、このような考え方は、現在も根強く残っている。馬は役畜(移手段)としての飼育が中心であった。また、ロバは「原糧」(脱穀後の籾付き状態)の籾殻を外す作業あるいは製粉に不可欠な家畜であった。1982年の統計では、ロバの飼育頭数は119頭であった。要するに、それぞれの家畜には、それぞれの役目があった。自留家禽の飼育は、社員の現金収入(鶏肉やタマゴの販売、ただし豚の販売収入と比べると微々たるものである)や自家消費のためであった。

上述したような耕地面積の割合と家畜飼育頭数の割合から、「各戸請負制」導入以前

の生産大隊では、耕種農業が主に生産隊によって行われ、牧畜業は主に社員によって行われていたという結論を導き出すことができる。

1982年8月に調査生産大隊では、「各戸請負制」が正式に導入された。「各戸請負制」導入にともない、生産隊と社員の間に契約が結ばれた。社員の生産隊における過去の収支状況を踏まえて、生産隊ごとに所属する人口や社員世帯数、耕地面積、所有する家畜（役畜を含む）は若干異なるが、それはともかくとして、社員が生産隊から配分されるものと社員が生産隊に供出するものに大別される。

表6-3には、1982年8月1日の「各戸請負制」導入の際の、生産隊と社員の契約状況を示した。なお、ここでは、人口が6人、労働力が2人、生産隊に借金がある、役畜を配分された社員の請負状況を事例に分析する。

まず、社員が生産隊から配分されるものには、耕地、役畜、農具が含まれる。

第一に、社員は生産隊から耕地を請負った。なお、請負耕地には、表6-3の生産隊の耕地と社員の自留地が含まれる。1人当たり5ムーの耕地が配分され、その内訳は、甸子地（一等地）と坨子地（二等地）に分かれ、その割合は1:1である。土地資源（耕地）にはばらつきがあるため、生産隊が社員に耕地を平等に分け与えるためには、社員が耕地を2カ所に分けて請け負わなければならなかった。耕地には、下取り価格が付けられなかったが、1ムー当たり毎年2.5元の賦課金を支払わなければならないとされた。

表6-3 1982年8月1日の「各戸請負制」導入における生産隊と社員の契約状況

| 人口が6人、労働力が2人、生産隊に借金がある、役畜を配分された社員の請負状況 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|-----|-------------|---------------|--------------------|--------|---------|--------|-----|------------------|----------------------|----------|--------------------|------|
| 社員が生産隊から配分されるもの | | | | 社員が生産隊に供出するもの | | | | | | 社員の生産隊における過去収支状況 | | 契約時の収支状況 | | |
| | | | | 賦課金(元) | | 食糧供出任務 | | 義務労働 | | | | | | |
| 単位 項目 | (ムー) | (頭) | 下取価格 (元) | 内訳 | 賦課金換算 (2.5元/ムー) | 内訳 | (キロ/ムー) | 内訳 | (日) | 代金換算 (元/日) | 内訳 | (元) | 生産隊に支払う 現金合計(元) | |
| 耕地 | | | | | | トウモロコシ | 4.05 | 社会義務労働 | 5 | 2 | 貯金 | 0 | 228 | |
| 甸子地 | 15 | | | 公積金 | 7.2 | コウリヤン | 4.05 | 造林義務労働 | 7 | 2.5 | 本年度 受取額 (100%) | 451.13 | 108 | |
| 坨子地 | 15 | | | 公益金 | 21.6 | アウ | | 社内義務労働 | 2 | 1.5 | | | 75 | |
| 役畜 | | | | 管理費 | 36.6 | 大豆 | | | | | 借金 | 451.13 | 45.1 | |
| 牛 | | 1 | 270 | その他費用 | 9.6 | キビ | 2 | | | | | | | |
| 馬 | | | | | | ソバ | 2 | | | | 本年度 返済額 (10%) | 45.11 | | |
| 農具 | | | | | | | | | | | | | | |
| 犁 | | | | | | | | | | | | | | |
| 車両 | | | | | | | | | | | | | 食糧供出(キロ) | 12.1 |
| 合計 | 30 | 1 | 270 | | 75 | | 12.1 | | 28 | 30.5 | | | | |

注1: 賦課金換算は、賦課金を耕地1ムーに換算した場合、30(ムー)×2.5(元)=75(元/ムー)である。

注2: 代金換算は、実際に義務労働に参加できなかった場合、代わりに現金を支払うことができる。

出所: ガチャー委員会資料, 1982年7月28日「包産到戸包干到戸農業合同書」『ガチャー委員会』。

第二に、役畜には、牛と馬があるが同様に扱われ、下取り価格が付けられた。表 6-3 の場合、役畜は牛であり、下取り価格が 270 元であった。なお、家畜には、表 6-3 の大家畜以外に、小家畜が含まれ、小家畜 10 頭=大家畜 1 頭として換算された。表 6-2 によれば、配分される家畜は、大家畜単位で $122+223\div 10=144.3$ 頭となる。そのため、契約書に小家畜は、大家畜として配分されたことになる。家畜の質にはばらつきがあり、ランクが付けられ、下取り価格がランクにより異なり、240 元、270 元、300 元とされた。従って、小家畜の下取り価格は、ランクにより一頭当たり 24 元、27 元、30 元ということになる。配分される家畜は 144.3 頭であり、配分を受ける社員世帯数は、153 戸であったことから、94.3%の社員は家畜の配分を受け、その代わりに家畜代金（下取り価格）を生産隊に支払わなければならなかった。

ただし、役畜代金は配分される時に一括払いするのではなく、下取り価格の 40%を支払えば、役畜が配分された。残りの金額は、当該年度を含み、3 年以内（2 年目と 3 年目は 30%）に生産隊に支払うとされた。表 6-3 の場合、役畜の下取り価格が 270 元であることから、1982 年 8 月の時点で社員が 108 元を生産隊に払えば、役畜が配分される。役畜を配分してもらえなかった 5.7%の社員は、農具を配分してもらった。主に車両や犁などの農具は役畜と同じように下取り価格が付けられた。農具における車両は、馬車あるいは牛車であり、250 元とされた。農具代金も配分される時に一括払いではなく、下取り価格の 40%を支払えば、配分された。

耕地は社員達に平等に配分されたが、役畜と農具の両方が配分されることはなかった。なぜなら、調査生産大隊は、牧畜業を中心としていたため、とくに農具の数が限られていた。また、役畜として配分された家畜のなかには、一般の大家畜（一般の大家畜を役畜として使うためには調教が必要である。ただし役畜より代金がやや安かったとされる）や小家畜も含まれていた。そのため、「各戸請負制」導入直後は、社員が 1 つの農家単位で耕種農業生産を行うのは、困難であった。役畜を配分してもらった社員は農具を持たず、農具を配分してもらった社員は役畜を持たなかったからである。そのため、少なくとも 4 戸の社員が 1 組となり、作業組をつくり、共同作業を行うのが一般的であった。その内訳は、2 戸の社員が各自役畜を 1 頭ずつ出し、1 戸の社員が車両を出し、1 戸の社員が犁やその他農具を出すパターンであった。

次に、社員が生産隊に供出するものには、社員が生産隊に支払う賦課金、社員が生産隊に供出する食糧、義務労働が含まれる。

1 つ目は、社員が生産隊に支払う賦課金である。賦課金（後の三提）には、公積金（公共投資資金）、公益金（社会福祉資金）、管理費（ガチャール委員会の幹部手当てと事務費）、その他費用が含まれる。賦課金は、請負耕地面積を単位に換算した場合、1 ムー当たり 2.5 元となり、表 6-3 の場合、請負耕地面積は 30 ムーであることから、賦課金合計は 75 元となる。一方、賦課金は 1 人当たりで換算した場合、公積金が 1.2 元、公益金が 3.6 元、管理費が 6.1 元、その他費用が 1.6 元となり、表 6-3 の場合、人口が 6 人であるこ

とから同様に、賦課金合計は 75 元となる。

ただし、賦課金の合計は、「各戸請負制」導入の際に、1人当たりで行うのか、耕地面積で行うのか、はっきりしていなかった。後に、1人当たりで行うようになり、この場合、低所得層の負担が重くなったと考えられる。この問題に関して、第7章で改めて分析を行う。

2つ目は、義務労働である。もちろん農家の無償労働の提供である。社会義務労働とは、社員が所属する人民公社を越えて、旗レベルで義務労働の提供をすることである。例えば、2つの人民公社の間の道の整備などがある。社内義務労働は、主に農家が所属する人民公社に義務労働を提供することである。例えば、2つの生産大隊の間の道の整備などがある。要するに、社会義務労働は旗レベルの義務労働であり、社内義務労働は人民公社レベルでの義務労働である。1年間における義務労働の合計は、労働力1人当たり7日間とされた。仮に義務労働を病気などの何かの理由で提供できなかった場合、労働の代わりに代金（現金換算）を支払えばよいとされた。社会義務労働は1日当たり2元、社内義務労働は1日当たり1.5元とされた。

造林義務労働は、主に農家が所属する生産大隊に木を植えるために義務労働を提供することである。1年間における造林義務労働は、労働力1人当たり7日間とされた。造林義務労働の現金換算も可能とされ、労働力1人が1日当たり2.5元とされた。1982年の調査生産大隊の造林面積は12.1ヘクタールであり、そのうち、経済林が8.1ヘクタールであり、防砂林が4ヘクタールである。経済林の主要な用途は、農家が家を建てる時、車両や犁などの農具を作る時に木材として使うことにある。防砂林は伐採してはならないとされた。

すなわち、義務労働は、労働力1人当たり社会義務労働と社内義務労働の合計が7日間、造林義務労働が7日間である。表6-3の場合、労働力は2人であるから、この農家の一年間の義務労働は、合計28日となる。

3つ目は、農家が生産隊に供出する食糧である。1982年当時、主に生産されていた食糧作物は、トウモロコシ、コウリヤン、アワ、大豆、キビ、ソバなどであった。「各戸請負制」導入後は、農家が何を植えるかは自由であったが、請負耕地1ムー当たり0.4^{キロ}の食糧供出任務が課された。表6-3の場合、請負耕地が30ムーであるから、食糧供出任務は12.1^{キロ}となる。供出食糧は、12.1^{キロ}に達していれば、大豆、アワなどもよいとされた。

最後に、社員の生産隊における過去収支状況である。

ガチャー委員会への聞き取り調査によれば、9割の農家は生産隊に借金していたそうである。借金の主な要因は、家庭レベルにおける労働力が少ないうえに、人口数が多かった（1982年の時点で一人っ子政策は実施されていなかった）からとされる。ただし、「各戸請負制」導入にともなう、借金の返済率は毎年10%とされた。表6-3の場合、借金額が451.13元であることから、45.11元を生産隊に支払えば、耕地および役畜あるい

は農具などが配分された。他方、1割の農家は、生産隊に貯金していた。「各戸請負制」導入にともない、貯金のある農家に対して、生産隊は100%支払った。慣例では、年末に生産隊が貯金を農家に支払うとされるが、1982年に限って8月に支払われたという。

まとめると、農家が生産隊から耕地および役畜あるいは農具の配分を受けるためには、すべての賦課金（三提とその他費用）、借金の10%の返済、役畜と農具の下取り価格の40%を支払う必要があった。また、食糧供出は任務とされ、1ムー当たり0.4^キを供出する約束であった。さらに、義務労働が課せられた。表6-3の場合、賦課金合計は75元、借金の10%の返済金は45.11元、役畜下取り価格の40%は108元であり、1982年に、農家が生産隊に支払う現金の合計は228.11元となり、食糧供出任務は12.1^キであった。

ただし、「各戸請負制」は、1982年8月に導入されたことから、農家が請け負った耕地は、すでに播種されていて、実際に配分されたのは苗揃いの畑であった。この生産隊の慣例では、畑作においてトウモロコシや大豆の種まきは5月1日～20日までの間に行われ、その他の雑穀や豆類の種まきは6月1日～20日までとなっている。

なお、表6-2に示したように、調査生産大隊には、1982年6月の時点で6つの生産隊があったが、8月に3つの生産隊に再編された。すなわち、従来の第1生産隊と第4生産隊が新たな第1生産隊に、第2生産隊と第5生産隊が新たな第2生産隊に、第3生産隊と第6生産隊が新たな第3生産隊に、それぞれ合併された。各生産隊は隊長1人、会計係1人をそれぞれ置いた（ガチャー委員会資料、1983年12月25日「大浩坦大隊における生産隊合併に関する返答」）。

2.2 林地の請負

調査人民公社は、1980年から1つの生産大隊において、林業における「各戸請負制」の導入を試験的に行い、3年間あまりの時間を経て具体的な方式を出すようになった。とくに哲里木盟公署の「中共45号緊急通知」の貫徹以降、人民公社党委員会は、林業における「各戸請負制」の導入計画を策定するために、生産大隊に工作組を派遣し、試験点を設立させた。生産大隊の試験点で得られた経験は、以下の通りであり、この経験を全生産大隊に広めた。

- ①成長した木の請負方法：現在、生産大隊には成長した森林が1,000本あり、1つの農家に請負させる。請負期間は5年間とし、木に関する手入れおよび収益の割合は、生産大隊：請負農家=9：1とする。農家が請負した後、木1本の紛失に関して請負農家に10元の罰金が課せられる。紛失がなければ1,000本の1%を請負農家に奨励する。5年間の請負契約が満期になった後、賞罰を含む割合により木の所有権が決定される。林地の所有権は生産大隊に属し、請負期間内に請負農家は林地内の空い

ている土地に間作してもよい。その収入は農家に属す。

- ②半ば成長した林の請負：現在，生産大隊には半ば成長した林が 2,100 本あり，1 つの農家に請負させる。請負期間を 10 年間とし，木に関する手入れおよび保全の割合は，生産大隊：請負農家=6：4 とする。請負農家は 1980 年から管理し始め，毎年 1 回生産大隊による検査を受ける。林木 1 本の紛失に関して請負農家に 5 元の罰金が課せられる。紛失がなければ 2,100 本の 2% を請負農家に奨励する。10 年間の請負契約が満期になった後，賞罰を含む割合により木の所有権が決定される。林地の所有権は生産大隊に属し，請負期間内に請負農家は空いている土地に間作してもよい。その収入は社員に属す。
- ③植林直後（1～3 年）林の請負：現在，生産大隊には植林直後の林が 10 ヘクタールあり，5 カ所（各 2 ヘクタール）に分かれており，5 つの農家に請負させる。請負期間を 10 年間とし，木に関する手入れおよび収益の割合は，生産大隊：請負農家=5：5 とする。10 年後の生産大隊保有を 8,000 本とし，残りの本は請負農家に属す。毎年 1 回生産大隊による検査を受け，林木 1 本（8,000 本を下回った場合）の紛失に関して請負農家に 1 元の罰金が課せられる。請負期間内に請負農家は空いている土地に間作してもよい。その収入は社員に属す。林地の所有権と林木の所有権は生産大隊に属し，請負農家には林木の請負経営権のみが与えられる。
- ④今後の生産大隊造林：毎年労働力 1 人当たり 1 年間に 10 日間の義務労働を供出し，生産大隊が労働力を組織し造林する。生産大隊が造林する土地を定め，生産大隊が苗を提供し，労働力が個別に苗を植える。必ず定められた期間内に完成させ，請負期間を多年とし，木に関する手入れおよび収益の割合は，生産大隊：請負農家=5：5 とする。
- ⑤育苗の請負：1983 年に育苗面積を 1.33 ヘクタールとし，1 つの農家に請け負わせる。0.067 ヘクタール当たりの投資金額を 30 元とし，木の苗を生産大隊が提供し，秋になった後 0.067 ヘクタール当たり 7,000 本を確実に生存させ，苗の長さは 1.3m でなければならない。年末に生産大隊に対して 14 万本を供出し，残りの本はすべて請負農家に属す。ただし，この場合，残りの本を生産大隊が全部買い取り，本現物ではなく現金に換算して支払う。0.067 ヘクタール当たり 7,000 本に達していなければ，1 本当たり 0.01 元の罰金が課せられる。その年に農家が萌条を全部植えつけば 300 元が奨励され，秋の審査に合格すれば同様に 300 元が奨励される。請負期間は 1983 年 1 月 1 日～1984 年 5 月 1 日の 1 年 4 カ月とする。
- ⑥封山育林：生産大隊南側の坨子地（二等地）に封山育林，育草を行い，2 年以内に木の苗を植える。固定かつ専門の保林員を 1 名配置し，保林員に馬 1 頭を与える。保林員の報酬に関して，1 年間の保全状況をみて総合的に判断する。
- ⑦自留林地の長期請負：生産大隊は 1982 年秋から耕地，草牧場，林地の状況に応じて，生産大隊南側の坨子地を農家に長期的に請負させ，造林地とする。1 人当たり

0.5 ヘクタールとし、農家 1 世帯当たりの平均面積を 2 ヘクタールとし、生産大隊の人口は 388 人であるから造林面積は 194 ヘクタールとなる。林地の所有権は生産大隊に属し、林材（間伐材）、牧草などの副産物は請負った農家に属す。ただし、請負った造林地では、耕作を行ってはならず、砂漠にしてはならない。植被率を 50% 以上にし、1985 年までに 1 世帯当たりの造林面積は 0.67 ヘクタール以上でなければならぬ。

生産大隊は全面的に林業における「各戸請負制」を導入する以外に、生産隊レベルで林地を守る規定を定めた。具体的には、封山育林、育草地において家畜の放牧を行ってはならず、もし放牧を行った場合、牧草 1 束当たり 1 元の罰金が課せられる。幼木を 1 本盗んだ場合 10 元、成長した木を 1 本盗んだ場合 20 元の罰金が、それぞれ課せられる。また、家畜（放牧人が責任を問われる）と人間を問わず、林地の周りの柵を壊した場合 2 元の罰金が課せられる。馬、牛、羊、ロバなどの家畜が木の皮を食べた場合 1 本当たり 3 元の罰金、放牧人が家畜の放牧中に家畜が林地および育草地を破壊した場合、2 元の罰金が課せられる。

第 3 節 独立した農家経営の始まり

3.1 農業生産における計画

1983 年の調査ガチャの概況は、表 6-4 に示した通りである。「各戸請負制」導入前と比べて、農家が所有する車両が急増したことがわかる。いうまでもなく、車両は農業生産および生活において不可欠な農具であった。

同年に、草原における採草地面積は、166.7 ヘクタールであり、第 5 章で述べたように、耕地の請負に 1 年遅れて（1983 年から）、農家単位で請負され、農家 1 世帯当たり約 1.1 ヘクタールの採草地の配分を受けた。採草地における第 1 期請負期間は耕地と同じように 15 年間とされ、放牧地は引き続き共同利用された。

表 6-4 1983 年の調査ガチャの概況

| 世帯数 (戸) | 総人口 (人) | 労働力 (人) | 車両 (台) | 家畜飼育頭数 (頭) | | 総面積 (ha) | 草原面積 (ha) | | 耕地面積 | 林地面積 |
|------------|------------|------------|-----------|---------------|-------|-------------|--------------|---------|-------|-------|
| | | | | 大家畜 | 小家畜 | | 採草地 | 放牧地 | | |
| | | | | | | | | | | |
| 153 | 909 | 234 | 117 | 974 | 1,079 | 2,800 | 166.7 | 2,133.3 | 309.9 | 114.1 |

注: 大家畜は、牛、馬、ロバである。小家畜は、羊、山羊、豚である。

出所: ガチャ委員会資料(1983年)により作成。

採草地の請負は、1998年をもって第1期請負が満期となり、1998年から第2期請負が始まり、請負期間は30年間とされた。ただし、採草地の第2期請負面積単位は、1人当たり3ムーとされた。同様に放牧地も1人当たり3ムーとされたが、引き続き共同利用されている。

他方、調査ガチャーの耕地面積は1982年に387.1ヘクタールであったが、1983年には309.9ヘクタールまで減少した。その要因は、「各戸請負制」導入にともない、農家が同時に牧畜業と耕種農業を両立せざるを得なくなり、労働力が不足したために、一部の耕地が耕作放棄されたことである。「各戸請負制」導入以前は、生産大隊のなかでは、「牧畜業隊」と「耕種農業」隊に分かれて農業生産を行っていたことから、一部の「牧畜業隊」の農家が耕種農業生産を行うことには、多少無理があったとされる。人民公社期に「牧畜業隊」の農家は、耕種農業生産にあまり関わっていなかったため、耕種農業生産技術が劣るからである。労働力のみならず、役畜や農具が不足したことも考えられる。

表6-5には、1983年の調査生産大隊の農作物生産状況を示した。農作物は人民公社期と同じように食糧作物と経済作物に大別される。食糧作物の中心となるのは、トウモロコシが55.3ヘクタール、コウリヤンが57.3ヘクタール、ソバが44.3ヘクタール、キビが45.1ヘクタールであった。そのほか、アワが11.5ヘクタール、イモ類が4.1ヘクタール、緑豆が10.3ヘクタール、大豆が21.6ヘクタール、その他雑穀が9.3ヘクタールであり、食糧作物の作付面積の合計は258.8ヘクタールであり、生産量の合計は387.7トンであった。

表6-5 1983年の調査生産大隊の農作物生産状況

単位: ha, kg, kg/ha

| 食糧作物 | 食糧作物 | | | 経済作物 | 経済作物 | | |
|--------|-------|-----------|---------|------|------|-----------|----------|
| | 作付面積 | 生産量 | 単収 | | 作付面積 | 生産量 | 単収 |
| トウモロコシ | 55.3 | 96,806.5 | 1,749.5 | トウゴマ | 30.0 | 23,857.5 | 795.3 |
| コウリヤン | 57.3 | 112,903.5 | 1,971.5 | 煙草 | 1.7 | 600.0 | 360.0 |
| ソバ | 44.3 | 38,704.0 | 873.0 | 瓜 | 13.0 | 3,606.0 | 277.4 |
| キビ | 45.1 | 62,564.0 | 1,388.3 | 野菜 | 6.5 | 222,500.0 | 34,407.2 |
| 大豆 | 21.6 | 25,928.0 | 1,200.4 | | | | |
| アワ | 11.5 | 29,635.0 | 2,584.4 | | | | |
| 緑豆 | 10.3 | 8,948.0 | 865.9 | | | | |
| イモ類 | 4.1 | 3,944.0 | 954.2 | | | | |
| その他雑穀 | 9.3 | 8,305.5 | 896.3 | | | | |
| 合計 | 258.8 | 387,738.5 | 1,498.2 | | 51.1 | 250,563.5 | 35,839.9 |

注1:イモ類は、実際の収量の1/5に換算している。

注2:経済作物とは、食糧作物以外の農作物を指す。

出所:ガチャー委員会資料,1983年より作成。

1983年の時点では、耕種農業はほとんど機械化されておらず、機械化率は0%であるとみてよい。化学肥料使用量は、120キロしかなく、追肥面積はわずか1.1ヘクタールであった。農薬使用量も25キロに止まっており、散布面積の統計は取れない。一方、家畜の糞などの堆肥は4,600トン程度施肥され、追肥面積は103ヘクタールに達し、総耕地面積の約33%に達した。そのため、食糧作物の単位面積当たりの収量は、主に地力や堆肥および労働力投入によって得られたと言っても過言ではない。

経済作物の中心となるのはトウゴマである。トウゴマは農作物のなかで販売価格が一番高く、農家にとってはとても大切な農作物であった。その次に瓜であり、瓜も販売されていた。野菜の作付面積は6.5ヘクタールであり、生産量は222.5トンに達した。しかし、ガチャー委員会への聞き取り調査によれば、野菜のほとんどは調査ガチャー内で消費され、煙草も同様であった。

表6-6には、1983年の調査ガチャーの家畜飼育状況を示した。

1983年当時、総世帯数153戸のうち、150戸が家畜の飼育を行っていた。「各戸請負制」導入後は家畜の放牧方法に3つのパターンが生まれた。

第一に、家畜飼育農家が自ら家畜の放牧を行わず、専門の放牧人に預けるパターンである。このパターンに当てはまるのは、家畜飼育頭数が10頭以下の世帯(86戸)と11頭以上20頭までの世帯(54戸)である。そして、家畜を預けた農家は主な労働力を耕種農業に充てる。家畜を預けた農家の大部分は、専門の放牧人に一頭当たり定額の現金を放牧費として支払う。ごく一部の農家は食糧の現物で支払う。専門の放牧人は、毎日家畜の放牧を仕事とするため、自らは耕作を行わないのが一般的であった。基本的に放牧人は1年に3日(正月)しか休みが取れず、相当厳しい仕事である。また、家畜の特性に応じて、1人の放牧人が放牧できる家畜頭数は、牛の場合は200頭、羊と山羊や馬の場合は100頭、豚の場合は50頭ぐらいが適切だといわれている。そのために、調査ガチャーには、何人かの専門の放牧人(人民公社期に「牧畜業隊」に属していた人が中心である)がいた。

表6-6 1983年の調査ガチャーの家畜飼育状況

| | | 単位:頭, 戸 | | | |
|-----|----|---------|------------------|-----------|------|
| 大家畜 | 馬 | 74 | 総世帯数 | 153 | 割合 |
| | 牛 | 781 | | うち家畜飼育世帯数 | |
| | ロバ | 119 | 10頭以下の飼育世帯数 | 86 | 57.3 |
| 小家畜 | 羊 | 609 | 11頭以上20頭までの飼育世帯数 | 54 | 36.0 |
| | 山羊 | 61 | 21頭以上30頭までの飼育世帯数 | 8 | 5.3 |
| | 豚 | 409 | 31頭以上50頭までの飼育世帯数 | 0 | 0.0 |
| 合計 | | 2,053 | 51頭以上70頭までの飼育世帯数 | 2 | 1.3 |

出所:ガチャー委員会資料(1983年)より作成。

第二に、家畜飼育農家が専門の放牧人に家畜を預けずに、何戸かの農家が交替で放牧を行うパターンである。このパターンに当てはまるのは、家畜飼育頭数が20頭以上30頭までの世帯（8戸）である。この場合、専門の放牧人に放牧費を支払わなくても済むが、定期的に自分で放牧をしなければならない。

第三に、農家が自分で放牧を行う、あるいは自分の家畜のみのために専門の放牧人を雇うパターンである。このパターンに当てはまるのは、50頭以上70頭までの世帯である。家畜の飼育頭数がこれだけ多くなると、農家が自分で放牧するのが一般的である。もちろん専門の放牧人に預ける方法もあるが、この場合は放牧費（この場合、放牧費は一頭単位ではなく、一群れが単位となる）が高くなってしまう。自分の家畜のみに専門の放牧人を雇う場合は、日雇いと長期契約などがある。

もちろん、以上の3つのパターンのどれにも属さないパターンもある。例えば、子供が学校に行かず、自分の家畜のみを放牧することもある。いずれせよ、農家が専門の放牧人に家畜を預けるパターンが中心であった。

「各戸請負制」が導入された後も、政府により農牧林生産計画および農畜産品買付計画の指示が出されていた。

まずは、1983年の計画をみってみる。

- ①この指示した計画は、ホルチン左翼後旗政府が我が蘇木に指示した国民経済計画であり、我が蘇木の各ガチャーの実際に状況に応じて、個別に各ガチャーに指示している計画である。蘇木とガチャー委員会資は、いかなる場合でも変更を行っておらず、この指示計画は命令である。
- ②食糧や大豆の生産量および油糧作物の生産量と油糧作物の買付任務は、「各戸請負制」導入と同様に各ガチャーは農家との1983の契約時に契約書に書き入れる。
- ③1985年までに安定・高生産量の耕地および草地を砂漠から保護する建設（造林）は、昨年に指示しており、1983年までにすでにできた保護林を補充かつ保護する。造林するに当たり、一律を求めず、耕地の面積に応じて徐々に造林していく。耕地周りの集団所有林地を、その耕地を請負った農家が責任を持って保護あるいは補栽する。
- ④育苗任務は命令であり、ガチャー委員会、村民小組、農家は必ず具体的に育苗しなければならないうえに、完成させなければならない。
- ⑤牧草を植える、サイレージを作る任務は、1982年の牧畜業会議ですでに指示したように実施し、超過面積に関して、罰則をする。
- ⑥牛乳の超過買付部分は国家の奨励を受ける。牛乳生産を請負った農家に対して「各戸請負制」導入の際に、牛乳供出任務として契約書に書き入れる。その他の肉豚、肉羊、タマゴ、肉牛、羊毛などの買付任務は、各農家の家畜飼育頭数に応じて決める。養殖専業戸の国家への供出任務に関して、ガチャー委員会が契約を結ぶ。

次に、表 6-7 には、1986 年の農牧林および総生産額執行計画を示した。

1986 年の農作物総作付面積は 282.3 ヘクタールである。そのうち食糧作付面積は 188 ヘクタールであり、トウモロコシが 65.8 ヘクタール、大豆が 15.3 ヘクタール、その他作物は 106.9 ヘクタールである。経済作物作付面積は 94.3 ヘクタールである。農業総生産額は 46 万 1,760 元であり、1 人当たりの粗収入は 460 元とされた。また、1986 年の政府の目標は、「各戸請負制」を完全なものにし、農民の土地所有を安定させ、牧畜業を中心とし、複合経営の方針を堅持する。食糧生産に力を入れ、耕種農業構造における食糧作物と経済作物の割合を 7:3 とする。農家のトウモロコシ生産を奨励し、大豆生産を増大させ、雑穀生産を縮小させる。経済作物はトウゴマとヒマワリを中心とする。農家は堆肥と化学肥料を利用し、単位面積当たりの収量増加に努める。耕地面積において 1 人当たり 5 ムーを堅持し、土地開墾を禁止する。それと同時に砂漠化を防止し、耕地の退化を防ぐことに力を入れる（ガチャー委員会資料、1986 年 1 月 25 日「額莫勒蘇木 1986 年工作計画」）。

しかし、このようなしっかりした計画があるのにも関わらず、1986 年までには食糧不足問題（表 6-8）を完全に解決できなかった。1986 年 11 月の時点での食糧保有量は約 102 トンであり、1987 年の不足する食糧は 59 トンとされた。

表6-7 1986年農牧林業および総生産額執行計画

| 耕種農業生産計画 | | | | | | 単位: ha, kg | | |
|----------|-------|---------|------|------|--------|------------|------|---------|
| 食糧作物 | | | 経済作物 | | | 人工牧草 | | 人工牧草 |
| | 作付面積 | 生産量 | | 作付面積 | 生産量 | | 作付面積 | 生産量 |
| トウモロコシ | 65.8 | 146,400 | 油糧作物 | 81.7 | 61,300 | サイレージ | 26.5 | 397,000 |
| 大豆 | 15.3 | 23,750 | その他 | 12.6 | | その他 | 8.8 | |
| その他 | 106.9 | 111,850 | | | | | | |
| 合計 | 188 | 282,000 | | 94.3 | | | 35.3 | |

| 牧畜業生産計画 | | | | | | | 単位: 頭, kg |
|-------------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 1985年年末 大小家畜 飼育頭数 | 1986年計画飼育頭数 | | | | | | 1986年牛乳販売量 |
| | 大小家畜 | 大家畜 | うち牛 | 小家畜 | うち羊 | 豚 | |
| 1,006 | 1,075 | 827 | 678 | 248 | 226 | 673 | |
| 1986年計画 販売頭数 | 132 | 84 | 77 | 48 | 48 | 366 | 14,737.5 |

| 生産額および林業生産計画 | | | | | 単位: 元, ha |
|--------------|------------|------|------|--------|-----------|
| 総生産額 | 1人当たり平均粗収入 | 造林面積 | 育苗面積 | 幼林保全面積 | |
| 461,760 | 460 | 50.3 | 2 | 27.0 | |

注: サイレージは、青刈りトウモロコシである。

出所: 1986年元月「額莫勒蘇木1986年工作計画」, 『額莫勒蘇木人民政府文件』より作成。

表6-8 農家が現在保有している財産(1986年11月)

| 人口 | 労働力 | 世帯数 | 家産 | | | | 現在保有 食糧 | 保有家畜 | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|------------|------|----|----|-----|
| | | | テレビ | 洗濯機 | 自転車 | シン | | 馬 | 牛 | ロバ | 羊 |
| 人 | | 戸 | 台 | | | | kg | 頭 | | | |
| 820 | 158 | 149 | 18 | 1 | 18 | 72 | 101,615.5 | 523 | 96 | 23 | 118 |

不足する食糧(単位:kg)

| 不足する 食糧 | 1986年 | | 1987年 | | | | | | | | |
|------------|-------|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 59,087 | | | 235.0 | 1,061.0 | 1,790.0 | 3,345.0 | 5,317.5 | 8,344.5 | 11,634.0 | 13,423.5 | 13,836.5 |

出所:ガチャー委員会資料, 1986年11月14日「大浩坦嘎查訂銷補明細表」『ガチャー委員会』。

表 6-8 には、不足する食糧を含む農家の 1986 年現在の保有している財産を示した。

家産をみると、テレビと自転車の保有台数は各 18 台であり、全体の 12%の世帯が保有していることになる。シンは生活必需品であるにも関わらず保有台数は 72 台であり、全体の 48%の世帯が保有しているにすぎない。洗濯機は、1986 年の時点では全ガチャーで 1 台のみである。

表 6-9 には、政府による 1987 年の農牧林業および総生産額執行計画を示した。

耕地に関して、今年は 1 人当たり 5 ムーの耕地を配分し、5 ムーを超えてはならない。耕地面積において超過耕作者を「布告」に従って処分する。1987 年の農牧業生産計画を請負った各農家に指示する。

1987 年の農牧林業および総生産額執行計画のなかで、新しく取り入れられたのは、人工牧草とサイレージ生産である。人牧工草に関して、大小家畜 1 頭当たり 0.4 ムーの耕地を配分する。そのうち、0.2 ムーでサイレージ用の青刈りトウモロコシを生産し、0.2 ムーで牧草を生産する。大家畜を羊単位に換算し、必要な耕地を配分するが、面積において超過耕作をしてはならない。サイレージ用地には必ずトウモロコシを生産し、トウモロコシを生産しなかった場合、超過生産と同様に処分する。サイレージ用トウモロコシを必ず 5 月 10 日までに播種しなければならないうえに、1 ムー当たりの本数が 3,000 本に達しなければならない。9 月 20 日までサイレージ用のトウモロコシをサイレージにしなければならず、できなかった場合超過生産と同様に処分する。

1987 年の計画食糧作付面積は、1986 年のそれと比べて、65 ヘクタール増加している。この増加は、1987 年の計画食糧作付面積は 1986 年の実績を踏まえて作成されたはずであるため、1986 年の実績食糧作付面積が下達された計画を超過したことを示している。これとは逆に、この時期の家畜頭数は計画を下回っている。つまり、政府の意図に反し、農民が耕種農業を強化していったことを示している。

表6-9 1987年農牧林業および総生産額執行計画

| 食糧作物 | 生産量 | | | 経済作物 | 生産量 | | | 人口牧草 | | |
|--------|-------|---------|---------|------|------|--------|--------|-------|------|---------|
| | 作付面積 | 生産量 | 販売金額 | | 作付面積 | 生産量 | 販売金額 | 作付面積 | 生産量 | |
| トウモロコシ | 126.5 | 332,150 | 99,645 | トウゴマ | 56.6 | 70,500 | 66,560 | サイレージ | 19.1 | 200,000 |
| 大豆 | 19.3 | 19,830 | 16,657 | ヒマワリ | 6.7 | 866.7 | 5200 | 牧草 | 11.4 | 4360.5 |
| 雑穀 | 107.2 | 136,000 | 48,960 | | | | | | | |
| 合計 | 253 | 487,980 | 165,262 | | 63.6 | 71,367 | 71,760 | | 30.5 | 204,361 |

| 1986年年末飼育頭数 | 1987年計画飼育頭数 | | | | | | その他牧畜業生産物販売量 | | 牧畜業総粗収益 |
|-------------|-------------|--------|--------|-------|-----|--------|--------------|----------|---------|
| | 大小家畜 | 大家畜 | うち牛 | 小家畜 | うち羊 | 豚 | 羊毛 | 牛乳 | |
| 866 | 914 | 730 | 608 | 184 | 160 | 397 | | | |
| 1987年計画販売頭数 | 116 | 84 | 65 | 32 | | 208 | 590.0 | 11,000.0 | |
| 販売金額 | | 34,050 | 27,400 | 2,100 | | 31,200 | 3,540 | 6,600 | 77,490 |

| 林業作付面積および収入 単位: ha, 元 | | | | | 郷鎮企業種類および収入 単位: 元 | | | | | |
|--|------|------|------|-------|--|--------|-------|-------|--------|--------|
| 造林面積 | 育苗面積 | 封沙育林 | 育林保全 | 林業収入 | 食糧加工 | 商店 | タマゴ | 野菜 | 運送 | 合計 |
| 46.7 | 1 | 66.7 | 20 | 2,250 | 5,000 | 10,000 | 3,000 | 3,000 | 14,000 | 35,000 |

| 総人口 | うち漢族 | 1人あたり粗収入 | 粗収入合計 | 耕種農業 | 牧畜業 | 郷鎮企業 | 林業 | その他 |
|--------------------|------|----------|---------|---------|--------|--------|-------|--------|
| 949 | 25 | 401.2 | 381,181 | 237,022 | 77,490 | 35,000 | 2,250 | 29,419 |
| 粗収入に占める各業の割合(100%) | | | | 62.2 | 20.3 | 9.2 | 0.6 | 7.7 |

注: サイレージは、青刈トウモロコシである。

出所: ガチャー委員会資料, 1987年2月「額莫勒蘇木1987年工作計画」『額莫勒蘇木人民政府文件』。

1987年の牧畜業において、大小家畜の飼育頭数は914頭とされ、そのうち販売頭数116頭とされた。羊毛は590キロ、乳牛は1万1,000キロとされた。これらの畜産物販売と家畜販売を合わせれば、牧畜業の総粗収益は7万7,490元とされた。林業から得られる粗収入は2,250元であり、郷鎮企業から得られる粗収入は3万5,000元であった。これらの粗収入に耕種農業から得られる粗収入を加えれば、農牧林業から得られる粗収入は38万1,181元となる。1987年の人口は949人であることから、1987年の1人当たりの粗収入は401.2元となる。

表6-10には、2000年6月末から2001年6月末までの家畜飼育状況を示した。一年を通じて総家畜頭数は284頭増加しており、それがほぼ小家畜の増加によるものである。牛の繁殖数と買入の合計は161頭であったが、販売数はそれを超えて184頭であった。馬の繁殖数と買入の合計は24頭であったが、販売されていない。結果として、大家畜

の期内の飼育頭数は10頭の減少に止まっている。小家畜の繁殖数は359頭であるが、買入がなく、販売数は49頭に止まり、26頭が自給用に屠殺された。豚の飼育頭数に大きな変化はなかったが、繁殖数は340頭である。期内減少の内訳は、63頭が死亡しており、156頭が自給用に屠殺され、111頭が販売された。

このガチャーでは、大家畜が自給用に回されることは、ほとんど存在しない。自給用に回された小家畜と豚の合計は182頭であり、うち豚が156頭であり、全体の85.7%を占めている。このような数字から、このガチャーのモンゴル族は、従来の羊肉よりも豚肉を食べていることがわかる。2001年のガチャーの総世帯数は204戸であることから、少なくとも22世帯は自給用の小家畜と豚がいないことになる。小家畜と豚を飼育しているにも関わらず、自給用に回せないのは、その農家が貧困農家であることを意味しており、販売して現金収入を得ることが優先されているのである。もちろん肉を買って食べるという方法はあるが、そもそも肉を買うための現金があるとは限らない。

役畜の頭数は370頭であり、ガチャーでは2頭の役畜が1つの犁を引くため、185個の犁が存在していると考えられる。すなわち、204戸のうち185世帯の農家は役畜による農耕を行っていることになる。実際に、2002年のガチャーの農業用トラクター台数は、19台（車船税は一年：60元/1台である）であり、残りの農家数と一致する（ガチャー委員会資料、2002年10月25日「2002年各嘎查車船税落實表」）。

表6-10 2001年の家畜飼育状況

単位:頭

| 総家畜頭数 | 期初数 | 期末数 | 増減 | 期内増加 | | 期内減少 | | | 期末数における特殊家畜 | | |
|--------|-------|-------|-----|------|----|------|-----|-----|-------------|-----|----|
| | | | | 繁殖数 | 買入 | 死亡 | 自給用 | 販売 | 母畜 | 役畜 | 種畜 |
| | 2,083 | 2,367 | 284 | 828 | 56 | 72 | 182 | 346 | 586 | 370 | 28 |
| 大小家畜合計 | 1,536 | 1,810 | 274 | 488 | 56 | 9 | 26 | 235 | 308 | 370 | 23 |
| 大家畜 | 903 | 893 | -10 | 129 | 56 | 9 | 0 | 186 | 164 | 370 | 3 |
| 牛 | 627 | 595 | -32 | 113 | 48 | 9 | 0 | 184 | 138 | 88 | 0 |
| 馬 | 262 | 286 | 24 | 16 | 8 | 0 | 0 | 0 | 26 | 270 | 3 |
| ロバ | 9 | 7 | -2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 7 | 0 |
| ラバ | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 |
| 小家畜 | 633 | 917 | 284 | 359 | 0 | 0 | 26 | 49 | 359 | × | 20 |
| 羊 | 325 | 456 | 131 | 144 | 0 | 0 | 13 | 0 | 144 | × | 10 |
| 山羊 | 308 | 461 | 153 | 215 | 0 | 0 | 13 | 49 | 215 | × | 10 |
| 豚 | 547 | 557 | 10 | 340 | 0 | 63 | 156 | 111 | 63 | × | 5 |

注1: 期初数は、2000年6月末の数字である。期末数は2001年6月末の数字である。

注2: 牛の繁殖は、種牛ではなく、人工授精である。

出所: ガチャー委員会資料、2001年6月25日「牲畜頭数表」『ガチャー委員会』。

表6-11 2001年の耕種農業生産状況

単位:ha, トン/ha, トン, %

| 項目 | 穀物 | | | | | | 豆類 | | 薯類 | トウゴマ | その他 | 合計 |
|------|-----|--------|------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|---------|
| | 春小麦 | トウモロコシ | アワ | コウリヤン | キビ | ソバ | 大豆 | 緑豆 | | | | |
| 作付面積 | 6.7 | 240.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 26.7 | 13.3 | 26.7 | 13.3 | 26.7 | 40.0 | 453.3 |
| (割合) | 1.5 | 52.9 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 5.9 | 2.9 | 5.9 | 2.9 | 5.9 | 8.8 | (100.0) |
| 単収 | 0.8 | 3.3 | 0.8 | 1.1 | 0.6 | 0.6 | 0.8 | 0.4 | n.a. | n.a. | n.a. | 1.9 |
| 生産量 | 5 | 792 | 15 | 22.5 | 11.25 | 15 | 10 | 10 | n.a. | n.a. | n.a. | 880.75 |
| (割合) | 0.6 | 89.9 | 1.7 | 2.6 | 1.3 | 1.7 | 1.1 | 1.1 | n.a. | n.a. | n.a. | (100.0) |

出所:ガチャー委員会資料, 2001年12月20日「農業主要生産品生産状況」『ガチャー委員会』。

2001年の総人口は859人であり、うち労働力は187人である。総世帯数は204戸であり、うち家畜大小家畜を飼育している世帯は、194戸であった。大小家畜の飼育頭数規模は、1～50頭の世帯は189戸であり、51～100頭の世帯は3戸であり、101～150頭の世帯は2戸である。一方、204世帯はすべて豚を飼育しており、飼育規模が1～5頭の世帯は179戸であり、6～10頭の世帯は25戸である（ガチャー委員会資料、2001年6月25日「牲畜頭数表」）。

表6-11には、2001年の耕種農業生産状況を示した。2001年には、農作物作付面積は453.3ヘクタールまで増加しており、食糧作物作付面積と経済作物作付面積の割合は、8.5:1.5となった。とくにトウモロコシの作付面積は240ヘクタールとなり、総作付面積に占める割合が52.9%となった。トウモロコシの単位面積当たりの収量は、他の雑穀や豆類、薯類と比べて、圧倒的に高く、1ヘクタール当たり3.3トンとなった。

生産量において、2001年の食糧作物生産量は880.75トンに達した。うちトウモロコシの生産量は792トンであり、食糧作物生産量に占める割合は89.9%となった。このような数字から、調査ガチャーでは2000年代初頭からトウモロコシの単作が進んだといえよう。

3.2 化学肥料の導入

調査ガチャーで化学肥料と優良品種が初めて導入されたのは1987年のことである。化学肥料と優良品種を蘇木政府が中心となって農業生産における計画に基づいて仕入れ、各ガチャーに配分した。調査ガチャーの1987年の化学肥料投入は4,275キロとされた。一方、優良品種はトウモロコシ、コウリヤン、大豆に限られた。トウモロコシ種子は3,125キロ、コウリヤン種子は300キロ、大豆種子400キロとされた（1986年「化学肥料、種子、ヒマワリ予約買付手付金分配表」）。

1989年の化学肥料は1万750キロとされた(1989年3月30日「第一回分配化学肥料」)。この年から春の種まき時期に化学肥料の一部を配分し、6月に追肥として残りの化学肥料を配分するとされた。化学肥料の追肥に関して、蘇木政府は1989年6月6日にホルチン左翼後旗政府の通知の精神に基づき、議論した結果、各ガチャーが6月10日までに化学肥料の買付金(金額6万4,700元)を支払わないと、化学肥料を引き渡すことはできないとされた。1989年の化学肥料追肥計画面積は、総耕地面積の40%とされた。また、1989年の食糧の契約買付(「合同定購」)任務は高粱が5,000キロとされ、1キロ当たりの買付価格は1元とされた。(1989年「關於下達1989年糧油合同定購任務的通知」)。

1991年の調査ガチャーの化学肥料は3トンとされた。蘇木政府と信用合作社が先にお金を支払い、化学肥料を購入してくる。さらにガチャー委員会に分配する仕組みである。1992年の化学肥料は8,500キロとされ、トウモロコシ種子は3,000キロとされた(1992年4月8日「關於分配玉米種子, 化学肥料的通知」)。また、同年6月に農家が化学肥料を買える資金があれば、6,000キロ追加配分するとされた(1992年7月5日「關於分配追肥指標的通知」)。

1996年の化学肥料は8,000キロとされた(1996年4月25日「關於分配化学肥料指標的通知」)。同年に水害による自然災害が発生しているため、化学肥料の仕入も大幅に縮小したと考えられる。そのため、この年に食糧の計画配給を受け、トウモロコシ(18%の水分)が1,750キロ配給され、1キロ当たりの配給価格は0.9元であった(1996年5月13日「關於分配返銷糧的通知」)。

1997年から化学肥料に関して、蘇木政府と信用合作社が介入することがなくなり、農家が直接買うようになった。しかし、農家の手元の資金が不足していたため、付けで買うことが多かった。調査ガチャーの一部の資金に余裕がある農家は、手元にある資金で大量に化学肥料を仕入れ、貧困農家に付けで売った。ガチャー農家への聞き取り調査によれば、その利息が年利10%前後に達したそうである。

第4節 農民負担問題

4.1 各種賦課金

「各戸請負制」導入時にガチャー委員会と農家との間で結ばれた契約は、1986年に改められた。請負耕地や採草地面積が変わらなかったが、表6-3に掲げた賦課金以外に牧畜業税が課せられるようになった。表6-12に賦課金を含む税金の種類を示した。

なお、1980年「298号文件」の規定に従い、家畜税は1980年から、3年間免除されていた。家畜税は家畜を飼育している農家が、放牧地を共同利用するために発生する賦課金であり、羊単位でガチャー委員会に支払う税金である。

表6-12 契約書付属表

| 項目 | 対象 | | 数量 | 基準(元) | 金額 | 注 |
|--------------------|-------|------------|---------|-------|-----|--------|
| 公積金 | 人口 | | 8人 | 5 | 40 | |
| 三提 | | | | 8 | 64 | |
| 代金 | 労働力 | | 1人 | 10 | 20 | 社内義務労働 |
| | 車両 | | 1台 | 6 | 6 | |
| 牧業税 | 家畜税 | 大家畜 小家畜 | | | 3 | |
| | 草原管理費 | 羊単位 | 35元 | 0.4 | 14 | |
| 農家のガチャー委員会に対する未払い金 | | | 479.71元 | 20% | 95 | |
| 家畜代金 | | | 80元 | 20% | 16 | |
| 合計 | | | | | 258 | |

出所:ガチャー委員会資料,1986年12月31日「公証書」『科尔沁左翼後旗公証所』。

従って、家畜を飼育していない農家は免除となる。一方、草原管理費は、家畜を飼育しているかどうかを問わず、一律にガチャー委員会に支払わなければならない。というのは、草原管理費は、採草地を請負ったことから発生する賦課金であり、上述したように、採草地は農家単位で請負されているからである。草原管理費と家畜税を合わせて牧畜業税をいう。表6-12の場合、この農家は、家畜を飼育していないため、家畜税が免除された。草原管理費は、採草地請負面積で計算され35元となる。

表6-12の「農家のガチャー委員会に対する未払金」は、農家が人民公社時代の借金を含むガチャー委員会に返済しなければならない今までの借金の合計である。三提は、公積金（公共投資資金）、公益金（社会福祉資金）、管理費（ガチャー委員会の幹部手当てと事務費）の合計である。「代金」は「各戸請負制」にともない下取り価格がつけられた車両や義務労働の現金換算の合計である。「家畜代金」は家畜の下取り価格価格である。それに草原管理費と家畜税の牧畜業税などを含む項目が契約書に書き入れられ、契約が交わされた。契約内容は、ホルチン左翼後旗公証所から公証され公証書が発行された。

1986年12月にガチャー委員会と農家の間に交わされた契約書の主な契約内容は表6-12を含み、以下の通りである。

1986年農業契約書

この公証書は、ホルチン左翼後旗額莫勒蘇木大浩坦ガチャー代表人（村長の名前）および本ガチャー牧民（請負者の名前）は、1986年12月1日に契約した公積金、三提、草原管理費、代金、家畜税、家畜代金を必ず5年間で分割して返済しなければならない。

- ①本契約の執行期間は、1987年1月1日から1991年末とし、5年間変わらない。
- ②本契約の目標は、公積金、三提、代金、未払金、家畜税、家畜代金、草原管理費を「古い借金」とみなす。「古い借金」は1,000元以上の場合、5%の利息で返済してもらう。1,000元以下500元以上の場合、10%の利息で返済してもらう。500元以下の場合、20%の利息で返済してもらう。
- ③ガチャー委員会は農家に向けて1人当たり5ムーの耕地、青刈り作物地、飼料地、草牧場（採草地と放牧地）を提供する。ガチャー委員会は農家に契約通りに耕地、青刈り作物地、飼料地、草牧場を提供しなかった場合、農家は公積金、未払金、三提、草原管理費、家畜税、代金、家畜代金などの「古い借金」の支払いを拒否できる。
- ④ガチャー委員会は農家に1人当たり5元の公積金を徴収できる。三提は一人当たり13元を超えてはならない。農家はガチャー委員会に対して毎年11月25日までに公積金、三提、代金、牧畜業税、未払金、家畜代金、草原管理費などの「古い借金」を支払わなければならない。家畜税は1986年6月末の家畜飼育頭数を基準とする。
- ⑤農家は契約通りにガチャー委員会に対して公積金、三提、代金、家畜税、未払金、家畜代金、草原管理費などの「古い借金」を支払わなかった場合（人の力ではどうにもならない災害を除く）、ガチャー委員会は耕地、青刈り作物地、飼料地、草牧場と家畜を回収する権利がある。ガチャー委員会は「古い借金」を期限までに支払わなかった農家のその名簿を蘇木政府や交通局に提出する。農家は支払い期限が過ぎた場合、信用社規定利息をガチャー委員会に支払う。

甲方（ガチャー）代表人
乙方（牧民）世帯主

1986年12月1日

この契約書のなかで、注目に値するのは⑤である。つまり、農家が契約通りにガチャー委員会に対して公積金、三提、代金、未払金、家畜税、家畜代金、草原管理費などの「古い借金」を支払わなかった場合、ガチャー委員会は耕地、青刈り作物地、飼料地、草牧場と家畜を回収する権利があるということは、ガチャー委員会は農家に請負させた土地を没収する権利があることを意味する。しかも、この契約書はホルチン左翼後旗公証所により公証されていることから、法的執行力がある。表 6-12 の項目は、ガチャー委員会の収入でもある。

ガチャー委員会資料（1986 年契約計画表）によれば、ガチャー委員会の支出は以下の通りである。

幹部は 3 人おり、その手当は 1 人当たり 665 元/年であり、合計 1,995 元となる。幹部手当は「三提」のなかの管理費から支払われる。同様にガチャー委員会の事務費や守衛手当（450 元/年）、電気工手当（600 元/年）も管理費のなかから支払われる。無職者手当は年間に 200 元であり、無職が 7 人であるため、合計 1,400 元となる。軍人家族手当は 600 元である。軍人家族手当は後に、蘇木政府に納める「五統」に含まれる軍人家族や遺族に対する優待慰問経費となる。調査ガチャーには、民辦教師（公務員の資格を持たない教師）が 4 人おり、年間の手当は 1 人当たり 500 元であり、合計 2,000 元となる。その他費用は年間に 1,500 元とされ、1 年間のガチャー委員会の支出は 8,545 元となる。1986 年のガチャーの総人口は 950 人であることから、1 人当たりには負担は約 9 元となる。

なお、「五統」とは、農民が蘇木政府に納める賦課金である①軍人家族や遺族に対する優待慰問経費②蘇木およびガチャーレベルの学校運営費③計画出産の費用④民兵を訓練する費用⑤農村の道路建設と橋梁架設の費用である。

一方、農村の学校や義務教育に関して、1986 年 4 月に中華人民共和国第 6 期全国人民代表大会第 4 回会議によって採択された「中華人民共和国義務教育法」の第 10 条には、「国家は義務教育を受ける学生に対して学費を免除する。国家は奨学金を設立し、貧困学生の就学を援助する。」とされたが、結果として学校運営や義務教育は完全に蘇木政府やガチャー委員会に丸投げされた。最終的には、農民からその費用を徴収することとなった。

1989 年の調査ガチャーにおける民辦教師は 5 人となり、1 人当たりの報酬は 658.8 元とされた。ガチャー全体で負担する教育費は合計 3,294 元となった（ガチャー委員会資料、1989 年 12 月 5 日「關於兌現 1989 年民辦教師工資的通知」）。

ホルチン左翼後旗政府は、1992 年に国务院の「農村学校を經營する経費徴収に関する通知」、内モンゴル自治区人民政府の関連する文件の精神、「地方負債、分級辦学、分級管理」と「人民教育は人民がやる」の体制、「中華人民共和国義務教育法」第 26 条などにに基づき、全蘇木で教育基金制度を設立すると決定した（1992 年 5 月 3 日「關於建立人民教育基金制度的通知」）。

この決定に従い、蘇木政府は、農牧民1人当たりから教育基金を5元徴収するとした（ガチャー委員会資料，1992年「關於籌措農村学校办学經費的通知」）。1992年の調査ガチャーの人口は985人であるから、教育基金徴収額は4,925元となる。また、学生を保有する世帯から、個別に教育基金を徴収するとされた。個別教育基金は高校生一学期15元、中学生は一学期10元、小学生は一学期5元とされた。教育基金の運営機関は欧里営業所（信用社）であるとされた。

上述したような賦課金以外に、義務労働も継続された。1987年の義務労働に関して、蘇木内義務労働は男性労働力が7日、女性労働力が5日とされ、1日の賃金を現金換算で1.5元とされた。幹部などの手当の対象とならない一般のガチャー民（村民）が村民代表会議および民兵訓練などに参加した場合、義務労働として扱い、その分だけ義務労働の負担を減らすことができる。義務労働の超過分は、次期に繰り越しにできる。造林義務労働は、労働力当たり5日とされた。

手当を受ける人員は、主にガチャー委員会の幹部であり、合計5人とされた。ガチャー委員会幹部は3人であり、1日当たりの手当は3.5元、村民小組幹部は2人であり、1日当たりの手当は2.7元とされた。

義務労働は、1988年から現金支払いになり、労働力1人当たり10元とされた。それが「建勤工徴収代金」と呼ばれた。1988年のガチャーの労働力は176人であったので、「建勤工徴収代金」の合計が1,760元となる。ある意味では、「建勤工徴収代金」は、労働力に関する人頭税である。労働力のみならず、車両も代金を徴収された。車両1台当たり6元とされ、1988年のガチャー農家の保有車両台数は137台であったことから、車両代金の合計は822元となる。もちろん、車両を保有していない農家は徴収対象にはならなかった（ガチャー委員会資料，1988年11月1日「1988年建勤工徴収代金計算核定任務表」）。

1990年の「建勤工徴収代金」は、労働力186人×10元=1,860元であった。車両125台×6元=750元であった（ガチャー委員会資料，1990年4月24日「1990年建勤工徴収代金計算核定任務表」）。

「建勤工徴収代金」は、1995年から労働力1人当たり20元となった。同様に畜力大車は12元から24元となり、畜力小車は6元から12元となった。乗用車は128～256元とされ、農業用トラクターは馬力の違いにより100～200元とされ、小四輪車は24元、小三輪車は12元とされた。この規定は1995年1月1日から施行された（1995年2月27日「關於調整建勤民工代金徴収標準及管理方法的決定」）。

1995年に調査ガチャーから蘇木政府まで電話を敷設するため、電話敷設費として2,090元が徴収された（1995年12月2日「關於程控電話籌資的緊急通知」）。1996年に同様に電話敷設費として2,000元徴収された（1996年6月10日「關於按裝対講機籌資的通知」）。

1995年から上述した「五統」が正式に「五統」として登場した。「五統」は農民が蘇

木政府に支払う賦課金の合計である。それは人頭税であり、種類と徴収基準は以下の通りである（1995年12月5日「關於五項統籌資金的落實通知」）。

- ① 郷村二級辦校費（蘇木およびガチャーレベルの学校運営費），1人当たり2元である。
- ② 計画出産費（計画出産の費用），1人当たり1元である。
- ③ 軍人家族手当と敬老費（軍人家族や遺族に対する優待慰問経費と敬老院運営費），1人当たり2元であり，うち敬老院経費が0.5元である。
- ④ 民兵訓練費（民兵を訓練する費用），1人当たり0.5元である。
- ⑤ 郷村二級道路建設費（農村の道路建設と橋梁架設の費用），当面徴収しない。

賦課金の徴収にあたり，ガチャー委員会の幹部にノルマが与えられた。例えば，1999年に以下のような政策が蘇木政府によって出された。1999年12月25日以降の税金未納に関して，滞納金を10%上乘せする。ガチャー委員会の幹部達は税金関係の仕事を最優先にし，それが終わらなければ，ほかの仕事をしてはいけない（ガチャー委員会資料，1999年「關於催交農牧業税的有關決定」）。それに，遅くとも2000年6月10日までに各種税金を支払い終わらないとガチャー委員会の党書記，ガチャーダ（村長），会計係を免職にするとされた（2000年11月4日「關於下達2000年財稅任務的通知」）。

4.2 ガチャー財政における1991年の事例

1991年の税金徴収および税金運営状況をガチャー委員会資料（1991年2月1日「關於下達嘎查村財務管理制度的通知」）に基づき説明する。

まず，現金管理に関して，ガチャー集団所有の現金（三提，土地承包費，口糧田徴収費，家畜代金，物資代金を含む）は，一律に信用合作社に入金しなければならない。勝手に使用してはならない。資金を動かす時に必ずガチャー委員会の協議を経て，さらに蘇木政府の許可を得なければならない。勝手に使用した場合，規定に従って処罰する。

資金の使用許可基準は以下の通りである。50元以下ならガチャーダ（村長）の許可でよい。50元以上500元以下は，ガチャー委員会の許可でよい。ただし，ガチャーダがサインしなければならない。500元以上の場合，蘇木政府の許可を得なければならない。

今後は，ガチャー資金を外部に貸してはならない。資金管理に関して，三角関係を生み出してはならない。とくにガチャー内の農家の「冠婚葬祭」に資金を貸してはならない。過去に貸した資金を，期限を決めて返してもらわなければならない。軍人家族，五保（食糧の保障，衣類の保障，住居の保障，医療の保障，葬儀の保障）戸，貧困戸への優遇は，必ず上級機関の規定に従い，規定を超えた優遇を与えてはならない。

次に，物資管理に関して，集団所有の物資に対して，厳格な管理を行い，管理人請負

制を実施する。損失および浪費に関して管理人に責任を取ってもらう。物資の販売および買付は、必ずガチャー委員会で討論と研究を行い、価格をつけなければならない。過去に価格をつけずに個人の手に移した物資を必ず価格をつけて、その代金を徴収しなければならない。それが不可能であれば、物資を集団所有に戻さなければならない。物資帳簿を作り、すべての物資を帳簿に記録しなければならない。勝手に貸してはならず、貸す時に指導する立場にある者がサインしなければならない。

さらに、帳簿管理に関して、各ガチャーは1人の会計係、1人の現金出納員を配置し、1人のみに現金管理をさせてはならない。経費をおろす時は、必ず主管員がサインしなければならない。それが不可能であれば、清算を行ってはならない。来客があった時に、必要な接待を行ってもよいが、浪費してはならない。帳簿は半年ごとに、ガチャー全体の党员、幹部向けに公布しなければならない。年末にガチャー大衆向けに帳簿を公開しなければならない。問題が発覚した場合、厳格に処理する。

なお、1991年のガチャー委員会の財政状況は、農家の家畜代金の未払金が7,617元であり、人民公社時代における借金が7万3,772.5元であった。つまり、ガチャー委員会が農家から徴収できていない未払金の合計は8万1,389.5元となる。それに、集団固定資産として20万元相当の林地があった。

住宅に関する税金は以下の通りである。国務院、内モンゴル土地法、ホルチン左翼後旗土地管理局の規定および指示に従い、農村人民の住宅地面積は26.4×5mとし、超過面積に関して1ムー当たり40元の罰金を課す。住宅に関して、2間は5元、3間は7.5元、4間は10元徴収する。1990年の新築は120元徴収する（1991年3月1日「關於土地交納稅收的通告」）。

一方、ガチャー委員会は以下の項目の資金を契約に入れて徴収しなければならないとされた。敬老院経費は1人当たり0.5元、治安費（招警経費）は1人当たり0.6元、学校経営費は1人当たり3元、育林費は1人当たり1元、飼料費（会議参加者の馬の飼料）は各ガチャー100元、草原管理費の50%を蘇木政府に提出しなければならない。ガチャー委員会に残した50%の草原管理費のなかから、蘇木獣医ステーションに家畜1頭当たり1.5元の防疫費を支払うとされた。さらに、蘇木政府は、公益金として1人当たり1元を徴収する。徴収する人口は4月1日の数を基準とし、家畜は6月末の数を基準とする（ガチャー委員会資料、1991年4月9日「關於抽集敬老院經費籌項資金的通告」）。

その他の賦課金に関して、1991年から文体経費を徴収する。文体経費とは、党の文芸政策を農牧民に伝えるための費用である。徴収標準は1人当たり1元とし、公益金から支出する（1991年8月16日「關於籌集文体經費的通告」）。また、電気工報酬として1世帯当たり7元を徴収し、ガチャー委員会から専用道具費を80元支払わなければならない。電気1度当たり0.3元（電気代）とし、電線の修理費は、ガチャー委員会が負担する（1991年「關於印發1991年供電工作管理規定」）。

最後に、募金活動に関して蘇木政府が出した命令をみてみよう。

我が旗の部分的な地区は深刻な洪水被害に遭っており、被災面積は約2万ヘクタールに達した。被災地の人民の生産と生活を支援するため、ホルチン左翼後旗党委員会、ホルチン左翼後旗政府は被災地向けに募金および支援物資を集めようとしている。これに対して、蘇木党委員会および蘇木政府は研究を行い以下のようなことを決定した。全蘇木内で募金および支援物資を集める活動を行い、国家公務員は1人当たり5元、農村党員は1人当たり2元、農村大衆は1人当たり1元の募金を、7月29日以前に蘇木民政助理に提出しなければならない。同時に各級幹部および大衆を動員し、自由意志の募金および支援物資の提供を呼びかけ、さらなる被災地の支援を行わなければならない。これは、各幹部、各党員、各公民、各農民の義務であり、各級幹部はこの問題を高度に重視し、この工作を真面目にやらなければならない（1991年7月26日「關於動員各級幹部群衆向災區捐贈捐物的通知」）。

4.3 両田分離実施方案

1990年に額莫勒蘇木人民政府は、ホルチン左翼後旗党委員会とホルチン左翼後旗政府の指示に従い、集団経済の拡大、農民負担の軽減、土地資源の合理的利用、経済収益の向上などを目的に、蘇木共産党委員会の研究を経て、「額莫勒蘇木両田分離実施方案」を制定した（ガチャー委員会資料、1990年11月29日「額莫勒蘇木両田分離実施方案」）。具体的な措置は以下の通りである。

①農業請負方面

我が蘇木に農村戸籍を持つ人は、一律に「口糧田」2ムーの請負経営権が与えられる。蘇木財政所から給与が支給されている人は、農村戸籍を持たなくても、農村戸籍の人と同様に2ムーの「口糧田」の請負経営権が与えられる。1人当たり2ムーの「口糧田」以外の耕地を「機動田」（流動可能耕地を指す）とみなし、これを「承包田」として、再び請負させる。

なお、農村戸籍を持たない人口に関する政策は1999年に再び強化された。ガチャー委員会資料（1999年3月25日「關於職工幹部家族種地一定多年不變的通知」）によれば、土地請負の多年不變政策に基づき、幹部職員の生活困難を解決し、彼らが仕事に集中できるようにするため、蘇木政府は以下の内容を決定する。

幹部職員に關係するガチャーは、彼ら（非農業戸籍者）に土地を与えなければならない。土地を与えた後、多年不變政策を実施する。彼らに与える土地の等級は中等以上にし、農業税と「承包費」のみを徴収してよい。1人当たりの面積は5ムーとする。「承包費」と農業税以外の各種費用（義務労働を含む）は一切徴収してはならない。この決定を1999年4月1日から実施する。

蘇木に戸籍があり土地の請負経営権を持っている人が「承包田」を請け負うための条件は、ガチャー委員会に対する未払金を必ず支払っていることである。そして、改めて「承包金」を支払ってから「承包田」を請負う。困難がある貧困農家は、ガチャー党支部³²の許可があるものに限って、条件を緩和してもよい。軍人の家族にも緩和政策を適用する。それ以外のものは、必ず先に「承包費」を支払ってから請負う。

「口糧田」は農業税以外に、1 ムー当たり 5 元徴収し、長期不変とする。「承包田」の請負期間は 3 年間である。ただし、国家幹部、教師（民辦教師を含む）、蘇木財政から給与が支給されている人は「承包田」を請け負うことができない。ガチャー幹部および教師の給与家族は請負できる。この場合は、ガチャー党支部の許可が必要で 1 人当たり 3 ムーまでとし、それ以上は認めない。

「承包田」の「承包費」徴収基準は、土地の質に応じて等級分けする。ガチャー党支部は等級分けを担い、徴収金額が決まり次第公布し、請負人に請負わせる。一等地 1 ムー当たり 25 元、二等地 1 ムー当たり 20 元、三等地 1 ムー当たり 15 元である。農家の自留地は基準（26.4×5m、ただし、木を植えていけば問題ない。その場合、1 ムー当たり木が 44 本以上あることが必須条件である）を超えた場合、その超過部分を「口糧田」とみなし、それが 2 ムーを超えたら残りの耕地を「承包田」とみなす。

水田の場合も 2 ムーを「口糧田」とし、残りの水田を全部「承包田」とみなす。ただし、水田である「口糧田」は 1 ムー当たり 5 元の徴収を 3 年間免除する。坨子地を請け負い、木を植え、基準（6×1m で柵を作り、砂漠化を防止する）に達していれば、「承包費」を徴収しない。

農村戸があれば、家庭内に男性労働力がいなくても、能力に応じて「承包田」を請負うことができる。

表6-13 牧畜業税の徴収基準

単位：元/1頭

| 小家畜 | | | | 大家畜 | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|------|
| 羊 | | 山羊 | | 牛 | | 馬, ラバ, ロバ | |
| 50頭以下 | 50頭以上 | 15頭以下 | 15頭以上 | 20頭以下 | 20頭以上 | 6頭以下 | 6頭以上 |
| 2 | 4 | 4 | 8 | 5 | 10 | 10 | 20 |

出所：ガチャー委員会資料，1990年11月29日「額莫勒蘇木両田分離实施方案」。

³² 党支部は、共産党員のみから成り立つ組織である。ガチャー委員会は、共産党員ではなくても、選挙によって選出された人は委員になれる。ただし、基本的に共産党員が選ばれることが多い。いずれにしろ、党支部はガチャー委員会よりも力を持っていると理解してよい。

②草原管理費方面

牧畜業税には、家畜税と草原管理費が含まれる。表 6-13 には、牧畜業税のうち家畜税の徴収基準を示した。家畜の飼育頭数は 6 月を基準とする。牧畜業税の 50%は蘇木政府に上納する。

③林地請負方面

以前に請負った林地に関して、「承包費」を支払った人のみが引き続き請負できる。「承包費」を支払わない、林地請負者には、「承包費」を払ってもらうか、「承包費」を支払う能力のある他人に請負ってもらうかとする。この場合、どちらの請け負いに関しても、木の生存率を 80%以上とする。林地に関して、伐採を行った者には賠償金を支払ってもらう。

④その他の項目

結婚して他出し 1 年以上経った者は、戸籍が我が蘇木に残っていても「口糧田」を与えない。また、「承包田」を請負う権利もない。

長期蘇木外滞在外者、1 年以上商業活動を行っている者には、「口糧田」のみを与えるが、「承包田」を与えない。それに、「口糧田」の賦課金を通常の 2 倍徴収する。事前に結婚登記を行わずに結婚して入って来た者に対して、結婚登記を行うまで土地の請負経営権が与えられない。また、「承包田」を請負う権利もない。「承包田」を請負った者が請負期間内に死亡した場合、「承包田」はガチャー委員会に返還される。

現役軍人の 5 ムーの耕地に関して賦課金を徴収するが、「口糧田」の 2 ムーの賦課金は免除する。契約買付食糧の任務に関して、「口糧田」と「承包田」を問わず、請負っている耕地面積に基づき、任務を与える。

賦課金の支払い期間を春の播種前までとする。ガチャー幹部、民辦教師、現役軍人、国家および蘇木内義務労働、公積金などの一切の費用を「承包費」のなかから支出する。

⑤その他の費用

家畜代金と古い借金は 1986 年の公証書の割合に基づき徴収する。代金は労働力当たり 20 元とする。契約買付食糧は、ホルチン左翼後旗政府の規定に基づき、現金徴収とする。小車両は 6 元を徴収する。三項経費は、敬老院は 1 人当たり 0.5 元、治安費は 1 人当たり 0.6 元、育林費は 1 人当たり 1 元徴収する。

第7章

「改革・開放」後の土地利用方式の転換

第1節 ガチャーを事例としての土地利用方式の転換

1.1 調査ガチャーの概況

第6章で述べたように、1978年の「改革・開放」にともない、東部内モンゴルも「各戸請負制」を導入し、1980年代前半に食糧増産に成功し、農村改革前の慢性的な食糧不足問題を解決した。しかし、この食糧増産が1990年代後半に農産物過剰に転化し、農産物の価格低迷を招いた。さらに、1994年に「分税制」が実施されることにより、農民負担問題は一層深刻化し、農民所得は伸び悩んだ。

他方、2000年代以降、農業保護政策が本格的に始まった。主要なものとして、農家に対する直接補助金支払い政策（2004年）、トウモロコシの臨時買付保管政策（2007年）、内モンゴルにおける農業税（牧畜業税を含む）廃止（2005年）などがあげられる。

近年のトウモロコシ価格の高騰により、東部内モンゴルでは草地や放牧地の耕地化によるトウモロコシ栽培の増大がみられ、砂漠化などの問題を抱えながらも、中華人民共和国の重要な食糧主産地として位置付けられるようになった。この地域の農業生産の持続的発展の可能性は、当該地域の社会や経済だけではなく、中華人民共和国全体の食糧供給を考えるうえでも、大きな課題である。

本章は、以上のような問題意識から、「改革・開放」後の主要農業政策と市場動向の下で、東部内モンゴルの土地利用がどのように変化したのかを、同地域を代表する農業旗の1つである通遼市ホルチン左翼後旗の事例に基づいて考察する。具体的には、ホルチン左翼後旗の農牧混交地域にある1つのガチャーを調査対象村として選び、同ガチャー委員会およびガチャー農家からのヒアリング調査を行った。そして、「各戸請負制」導入直後の1985年から2010年までのガチャーの土地利用、農業生産、家畜飼養等の変化の動向を、中央政府の「分税制」および後旗政府の「両田制」政策動向と結びつけて分析した。

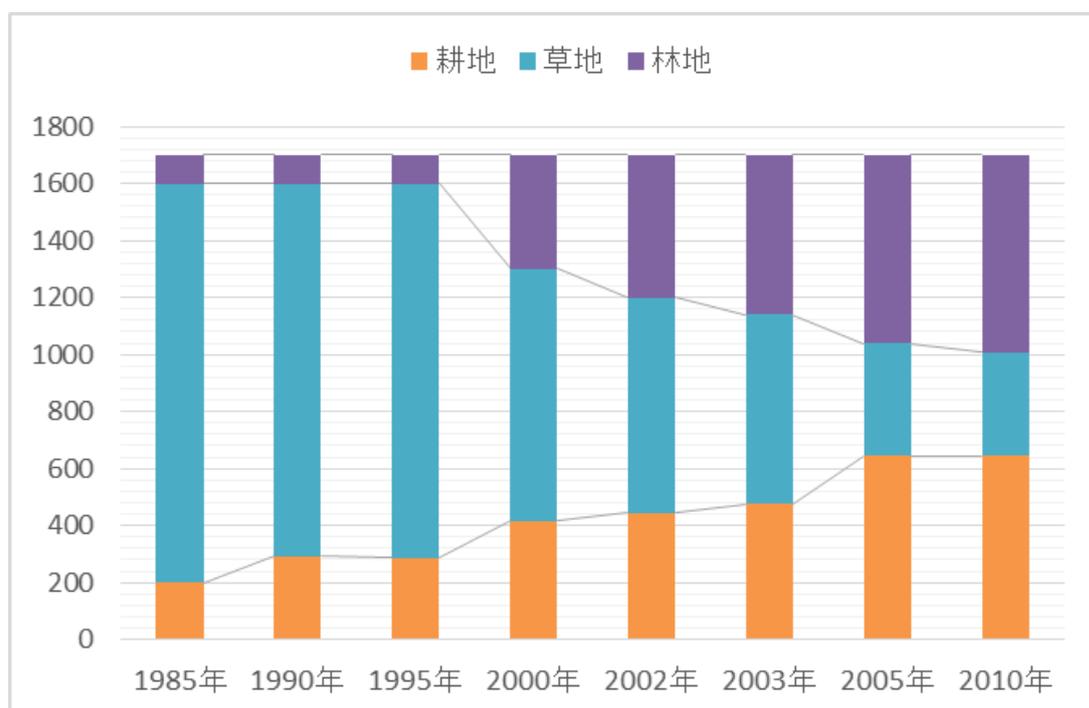
ホルチン左翼後旗の伝統的な土地利用の特徴は、単に耕地（耕種農業）だけではなく、草地と放牧地および家畜（放牧業）が結びついていることにある。すなわち、この地域の伝統的なモンゴル族農業の特徴は、「半農半牧畜業」にあった。ところが、このホルチン左翼後旗において、近年草地の減少と耕地の増大が顕著である。ホルチン左翼後旗における土地利用方式の転換を明らかにすることは、東部内モンゴルに居住するモンゴ

ル族の、農業経営構造の変化、すなわち、「半農半牧畜業」の実態を明らかにすることにほかならない。

調査ガチャーは、ホルチン左翼後旗の北部に位置しており、常住人口は約1,000人で、すべてモンゴル族である。「改革・開放」当時、草地が1,391ヘクタール、耕地が199ヘクタール、林地が101ヘクタールで、その他は砂漠、放牧可能地、荒地などが混在する土地であった。ガチャーの総土地面積は2万8,000ヘクタールである。

調査ガチャーの耕地は、1985～1990年にかけて199ヘクタールから292ヘクタールまで増加しており、その分だけ草地が減少している。この開墾は、調査ガチャーにおける、「改革・開放」後、一回目の草地開墾である。聞き取り調査によれば、この開墾は慢性的な食糧不足問題を解決するために、ガチャー委員会主導で行われた。1994年に大雨による水害が発生し、耕地の一部が水没したために、1995年に耕地面積が一時的に減少したものの、その後2010年に至るまでに、草地の大半が耕地または林地に転換した(図7-1参照)。なお、調査ガチャーにおいては、非農業用途への転用はほとんど存在しない。

図7-1 草地の耕地および林地への転換 (単位：ヘクタール)



注：図中の草地は耕地化・林地化が可能な優等地。こうした草地と耕地、林地を合わせた面積は1980年から現在までほとんど一定である。図中の草地のほかに放牧可能地(劣等地)はあるが、放牧可能地は荒地に近く、耕地化・林地化することは困難である。

出所：ガチャー委員会からの聞き取り調査により作成。

1.2 草地から耕地への転換

第6章で述べたように、「各戸請負制」の導入にともない、調査ガチャーの農家は耕地と草地の請負経営権（使用権）と家畜の所有権を配分され、独立した経営権を手に入れた。なお、放牧地の請負経営権は各農家に配分されず、引き続き共同で利用された。

他方、池上（2009, pp.44-61）によれば、人民公社の廃止により郷鎮政府が独立した財政をもつことになった。郷鎮政府やその下の村民委員会が、直接農民からさまざまな税金や「三提五統」³³などの賦課金を徴収するという農民負担問題が発生した。さらに、1994年に中央政府が導入した「分税制」³⁴により、税収が中央政府に集中的に流れ、地方政府の財政収入が減少した。一方、地方政府の支出は肥大化した。ホルチン左翼後旗政府と末端のガチャー委員会も同じように、これらの問題に直面し、そこで、ホルチン左翼後旗政府は独自の地方政策を打ち出した。

科尔沁左翼後旗誌編集委員会（1989～2007, pp.234-236）によれば、ホルチン左翼後旗政府は1996年に、耕地請負期間を30年に延長するとともに、「両田制」を実行した。また、耕地請負権の流動化を奨励し、ガチャー委員会の外部への耕地請負をも許した。

「両田制」とは、耕地を「口糧田」と「承包田」に分けることである。「口糧田」は日本の最低生活保障とよく似ている。「承包費」（「三提五統」など）を払えなくても、「口糧田」の請負経営権が農家に与えられる。ただし、「承包費」を払えない農家の「承包田」をガチャー委員会が没収し、経営に余裕がある農家³⁵や外部の企業などに貸し出して、「口糧田」分の「承包費」が上乗せされた借地料を徴収して、ガチャー委員会の支出に充てた。

「承包費」の大部分を占める「三提五統」は、人口割りの人頭税なので、豊かな農家にとっての負担は重いものではなく、貧困になるほど相対的に負担が重くなる。そのため、調査ガチャーでは、「承包費」を払えない貧困農家が、毎年1/2～2/3程度存在した。貧困農家の「承包費」の未払いにより、調査ガチャー委員会の財政は、収入（「三提」）の一部が未収となるのみならず、貧困農家が蘇木政府に納めるべき税金や賦課金（「五

³³ 「三提」は所属するガチャー委員会に払う賦課金で、共積金、共益金、管理費がある。「五統」は蘇木政府に納める賦課金で、教育費、計画出産の費用、民兵を訓練する費用、郷鎮の道路建設と橋梁架設の費用、村の高齢者の面倒をみる費用がある。ホルチン左翼後旗では「人頭税」ともいう。

³⁴ 池上（2009, p.45）によれば、「分税制」とは、中華人民共和国政府が1994年に打ち出した財政制度の抜本的な改革であり、①中央政府と地方政府の業務権限に基づいて、中央財政支出と地方財政支出の範囲を定める、②税収を中央税、地方税および中央地方共有税に区分する、③中央財政から地方財政への地方交付金制度を確立するなどの内容を含む。

³⁵ ガチャー委員会幹部および共産党員の家族、その親戚が中心である。農業の他に商業・サービス業を自営している農家なども含まれる。

統)の肩代わりをしなければならなかった。

「両田制」の下では、借地料さえ払えば、いくらでも「承包田」を借り入れることができたので、豊かな農家にとっては一層の所得上昇につながった。「両田制」は、貧困農家からの強い反発を受けたうえに、ガチャー内の経済格差を生み出したことから、1998年に廃止された。後に、没収した「承包田」は貧困農家に返還された。

「両田制」による「承包田」請負で利益を得た豊かな農家は、次にガチャーの共同利用放牧地を無秩序に開墾して耕地に転換し、ガチャー委員会にこれを「承包田」として認めさせた。財政収入確保に苦勞していたガチャー委員会は、その開墾を黙認し、開墾された耕地を「承包田」として認定した。この開墾は、調査ガチャーにおける、「改革・開放」後、二回目の草地開墾である。

ガチャー委員会にとっては、「承包田」が増えることにより、財政収入を確保できる。開墾した農家にとっては、「承包田」を請け負うことにより、所得が上昇する。貧困農家にとっては、ガチャー委員会が代わりに税金や賦課金を払ってくれることになる。結果として、草地開墾に反対する農家がいなくなり、開墾面積は300ヘクタール以上に達した。要するに、調査ガチャーは草地を犠牲にして、中央政府の「分税制」とホルチン左翼後旗政府の「両田制」に対応したといえる。

すなわち、中央政府の「分税制」が（蘇木政府の税収を減らすことで、結果的に蘇木政府がガチャー委員会に課する賦課金を重くしたという意味で）「間接的」に、ホルチン左翼後旗政府の「両田制」が（草地開墾による「承包田」増加の誘因となったという意味で）「直接的」に、草地の耕地化に影響を及ぼしたといえる。

1.3 草地から林地への転換

科尔沁左翼後旗誌編集委員会（2008, pp.234-236）によれば、20世紀初頭頃のホルチン左翼後旗は、ホルチン草原と呼ばれる草原地帯であった。しかし、気候変化および人口増加、過放牧と無秩序な開墾などにより、砂漠化が急速に進行した。これが、いわゆるホルチン砂漠である。ホルチン左翼後旗全体の砂漠面積は、中華人民共和国成立直後には2万ヘクタールであったが、2007年には26万7,000ヘクタールに増えた。荒地と合わせると88万ヘクタールとなり、ホルチン左翼後旗全体の面積の76.0%を占めるまでになった。ホルチン左翼後旗政府は、このような背景と中央政府の「三北防護林建設」³⁶事業の影響で、1990年代後半以降「荒地造林」に力を入れた。すなわち、耕地として利用されていない荒地を農家に請け負わせて、造林しようとしたのである。

前述したように、調査ガチャーでは1990年代後半に草地の耕地化が進んだ。草地の減少にともない、家畜放牧密度が高くなり、過放牧による砂漠化が進んだ。調査ガチャ

³⁶ 1978年から実施された中央政府のプロジェクト。「三北」とは、華北、東北、西北地域を指す。生態環境改善を目的とし、生態林建設が中心である。

一は、「改革・開放」当初から 1999 年まで、林地は約 100 ヘクタールを維持していた。この林地は人民公社時代に砂漠化防止のために植えられ、所有権がガチャー委員会にあり、草地と既存の耕地を飛砂（砂漠移動）から守る大事な役割を果たしていた。しかし、この林地は、砂漠化がエスカレートしているにも関わらず 1999 年に全部伐採され、同じようにガチャー委員会の財政支出に充てられた。これは、調査ガチャーにおける砂漠化が進んだ、もう 1 つの要因である。

もちろん、この林地は「荒地造林」に力を入れていたホルチン左翼後旗政府の許可がないと伐採してはいけないはずであるが、黙認されていた。このことから、ホルチン左翼後旗政府が砂漠化防止よりも財政収入の確保を優先していることが読み取れるであろう。

2000 年から試験的に始まった「退耕還林」政策の下で、調査ガチャーは、元の草地を開墾した「承包田」である 137 ヘクタール余りの耕地に植林した。ガチャーの農家が 100%参加し、一人当たりの「退耕還林」面積は約 0.14 ヘクタールとなった。すなわち、この農地は草地から耕地、そして林地になったのである。

それでは、現在の林地面積 692 ヘクタールのうち、「退耕還林」面積 137 ヘクタールを除く残りの 555 ヘクタールは、どのような経緯で林地になったのであろうか。

ガチャー委員会は財政収入を確保するために草地を開墾してきたが、2002 年に頭打ちになった。その年からガチャー委員会は、同ガチャーの 3 戸の豊かな農家から高利で資金を借りるようになった³⁷。しかし、2005 年の農業税廃止（農民負担の全廃）にともない財政収入がなくなったガチャー委員会は、借金を返済する財力がなく、2005～2006 年にかけて共同利用放牧地（一部草地を含む）約 160 ヘクタールと政府の補助金による苗木などを 3 戸に贈与して、借金の返済に充てた。

草地や放牧地と苗木を手に入れた 3 戸は、160 ヘクタールの草地に木を植えた。これがホルチン左翼後旗政府の「荒地造林」とうまく重なり、荒地請負の形で「林権証」³⁸が発行された。「荒地造林」の本来の目的は、荒地を造林することであるが、調査ガチャーでは草地や放牧地に造林したことになる。この結果、共同利用の放牧地が林地に転換し、「林権証」が一部の農家に集中した。

555 ヘクタールのうち、残りの約 395 ヘクタールの林地も元々放牧地や草地であったが、同じようにガチャー委員会の財政収入確保のために、2000 年に遼寧省に本部のある「万里大造林会社」に売却され、徐々に木が植えられ、後に「林権証」が発行された。

もちろん、これらの林地は砂漠化防止に大事な役割を果たしているが、「林権証」が一部の農家および外部企業に握られるようになったのである。将来的に木材から得られ

³⁷ 注 35 と同じ性格の農家である。

³⁸ 「林権証」には、林地請負経営権（使用权）と木材所有権という 2 つの権利が含まれる。「退耕還林」・「退耕還草」政策にともない、草地開墾が禁止され、草地に木を植えることは違法であったが、何らかの方法で結果的に「林権証」が発行された。

る利益を享受できるのは、「林権証」を手に入れた農家や企業のみであり、ガチャー内経済格差の拡大につながることになりかねない。調査ガチャーでは、このようにして草地が林地へと転換した。

第2節 「半農半牧畜業」の転換

2.1 雑穀生産からトウモロコシ単作への転換

調査ガチャーでは、「改革・開放」初期には自給自足的な農業生産が行われていた。雑穀は主に農家が自給用に生産し、販売に回すことがなく、その茎稈などが家畜の飼料となっていた。トウモロコシとトウゴマ（ヒマシ油）を除いて、ほとんどの農作物は販売実績が確認できなかった。

表 7-1 に示したように、1990 年代以降、徐々にトウモロコシの生産が増加したが、2000 年代前半まで大きな変化はなかった。1994 年に大きな水害があったため、その影響を受けて翌年の 1995 年にはトウゴマの生産が行われなかった。2000 年には、トウゴマの生産が回復し、販売収入も得られたが、この時点でトウモロコシ収入の方がはるかに大きく、その後トウゴマは生産されなくなった。2005 年には、自給用の雑穀生産が完全にストップし、すべての耕地がトウモロコシ生産にシフトした。その背景として、雑穀の単位収量が低いことと、トウモロコシ市場価格の高騰（表 7-2 参照）が、大きな影響を与えたと考えられる。

表 7-2 によれば、1985 年のガチャー農家全体の農作物販売収入は 6 万 6,566 元しかなかったと推計されるが、ガチャー委員会に納めるべき「承包費」は 3 万元であり、収入の半分近くに相当した。

その後、草地開墾による耕地の増大、自給用の雑穀生産から販売用のトウモロコシ生産への転作、高収量品種の普及と化学肥料の増投（1995 年以降、生産費は増加傾向にある）などによるトウモロコシ単位収量の上昇から、食糧余剰は大幅に増大した。

農作物販売収入の劇的な増大が起こるのは、2000 年代後半のことである。とくに、2005 年の粗収益が激増しており、2003 年の 58 万 3,264 元の約 4.2 倍の 245 万 2,542 元となった。聞き取り調査によれば、この年からようやく農業経営が黒字経営に転じたようである。さらに、2010 年には、所得が 458 万 4,661 元まで上昇している。

農業経営が黒字に転じた要因は以下の通りである。第一に、トウモロコシの作付面積の増大と単位収量の上昇である。第二に、2005 年以降のトウモロコシ市場価格の高騰である。第三に、2005 年における農業税（「承包費」）の廃止である。ただし、第三の要因は金額的にさほど大きなものではない。いずれにせよ、調査ガチャーの農業経営が黒字に転じたのは、「各戸請負制」が導入されてから約 20 年後のことであった。

表7-1 農作物の生産動向

| | 各年の上段は作付面積(ha), 下段は単位収量(kg/ha) | | | | | | | | | 農作物作付面積(ha) |
|-------|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|------|-------------|
| | トウモロコシ | 春小麦 | 粟 | コウリヤン | 大豆 | 蕎麦 | キビ | その他 | トウゴマ | |
| 1985年 | 67 | 5 | 14 | 20 | 32 | 17 | 17 | 芋 10 | 27 | 199 |
| | 2,250 | 900 | 1,125 | 1,050 | 1,125 | 750 | 750 | 7,500 | 450 | |
| 1990年 | 91 | 10 | 23 | 20 | 34 | 17 | 17 | 芋 20 | 80 | 292 |
| | 3,000 | 1,125 | 1,125 | 1,125 | 1,125 | 750 | 750 | 7,500 | 450 | |
| 1995年 | 200 | 0 | 15 | 15 | 15 | 34 | 7 | 緑豆 6.7 | 0 | 286 |
| | 3,750 | 0 | 1,500 | 1,500 | 1,125 | 1,125 | 1,125 | 2,250 | 0 | |
| 2000年 | 254 | 7 | 20 | 20 | 40 | 27 | 20 | 芋 14 | 27 | 415 |
| | 2,250 | 1,500 | 1,500 | 2,250 | 1,125 | 1,125 | 1,125 | 7,500 | 450 | |
| 2002年 | 280 | 15 | 30 | 40 | 40 | 0 | 40 | 緑豆 15 | 0 | 445 |
| | 3,375 | 1,350 | 1,605 | 2,250 | 1,200 | 0 | 1,125 | 2,400 | 0 | |
| 2003年 | 300 | 0 | 20 | 30 | 60 | 50 | 15 | 緑豆 18 | 0 | 475 |
| | 4,395 | 0 | 1,575 | 2,325 | 1,275 | 1,200 | 1,125 | 2,625 | 0 | |
| 2005年 | 645 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 645 |
| | 5,250 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 2010年 | 645 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 645 |
| | 6,750 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

注1: 芋はジャガイモ。ジャガイモの収量は実際の収量の1/5に換算している。

注2: 調査ガチャーでは、トウゴマは主に販売用の商品作物として生産されていた。トウゴマの種子(40~60%の油分を含む)から搾ったヒマシ油は、電気が普及するまで灯りとして用いられていた。

注3: 表示した以外の農作物は、庭先で自給用の野菜を少量生産しているだけである。

注4: 2003~2005年の間に、元の主食であった雑穀の生産は完全にストップした。トウモロコシ販売に伴い現金収入が増えたことから、主食として米と小麦粉を購入するようになった。

出所: ガチャー委員会資料より作成。

表7-2 農作物販売収入と所得

| | 食糧総生産量(t) | 食糧余剰(t) | トウモロコシ販売価格(元/t) | 食糧販売収入(元) | トウゴマ販売収入(元) | 農作物販売収入(元) | 承包費(元) | 生産費(元/ha) | 粗収益(元) |
|-------|-----------|---------|-----------------|-----------|-------------|------------|---------|-----------|-----------|
| 1985年 | 329 | 110 | 310.6 | 34,166 | 32,400 | 66,566 | 30,000 | 0 | 36,566 |
| 1990年 | 546 | 327 | 397.6 | 130,015 | 97,200 | 227,215 | 76,000 | 0 | 151,215 |
| 1995年 | 873 | 654 | 987.6 | 645,890 | 0 | 645,890 | 160,000 | 110,000 | 375,890 |
| 2000年 | 860 | 641 | 801.4 | 513,697 | 32,400 | 546,097 | 173,000 | 174,300 | 198,797 |
| 2002年 | 1,232 | 1,013 | 836.4 | 847,273 | 0 | 847,273 | 181,000 | 350,600 | 315,673 |
| 2003年 | 1,620 | 1,401 | 943.8 | 1,322,264 | 0 | 1,322,264 | 189,000 | 550,000 | 583,264 |
| 2005年 | 3,386 | 3,167 | 1,026.0 | 3,249,342 | 0 | 3,249,342 | 0 | 796,800 | 2,452,542 |
| 2010年 | 4,354 | 4,135 | 1,773.6 | 7,333,836 | 0 | 7,333,836 | 0 | 2,749,175 | 4,584,661 |

注1: ガチャー委員会での聞き取りによれば、調査ガチャーの1人1日当たり食糧消費は600g。これを1年間に直すと219kg。ガチャーの常住人口は約1,000人であるから、ガチャーの1年間の食糧消費は約219t。毎年の食糧生産量から219tを引いた残りを食糧余剰と見なした(調査ガチャーでは穀物そのものを家畜の飼料にすることはほとんどない)。調査ガチャーの販売食糧はトウモロコシのみであるから、余剰量にトウモロコシ価格をかければ食糧販売収入を得られる。

注2: トウモロコシの販売価格は、国家発展改革委員会価格司編(1953~2003年)による。1985年以外は調査ガチャーが近接する吉林省の価格を利用。1985年のみ全国平均価格。

注3: 1990年のトウゴマの販売価格は1t当たり2,700元。この価格を1985年および2000年の価格にも適用。

注4: 所得には、労働報酬が含まれる。支出は「承包費」と生産費である。生産費は物財費の合計であり、種子代、化学肥料代、農薬代などが含まれる。各戸請負制が導入されてから1990年代半ばまで、調査ガチャーの農業は、在来品種と堆肥に頼る生産が中心であったため、1985年と1990年において、生産費(物財費)はかからないとみなした。

出所: ガチャー委員会資料、聞き取り調査および国家発展改革委員会価格司編(1953~2003年)より作成。

2.2 家畜の飼育方式の変化

1985年頃は、1,391ヘクタールの草地に大家畜が約900頭、小家畜が約400頭放牧されていた。各農家が4～5頭の大家畜（役畜を含む）と2頭の家畜を飼育するのが一般的であった。農家の現金収入が少なく貯蓄もほとんどなかったことから、牛は緊急時に販売して現金収入を得るための資産（一種の貯蓄）としての飼育が中心であった。また、農業の機械化が進んでいなかったことから、馬は役畜（農耕および移動手段）としての飼育が中心であった。表7-3から明らかのように、1995年以降草地が減少しているにも関わらず、家畜飼育頭数は徐々に増加している。

上述したように、1990年代後半に、狭い草地で放牧を繰り返した結果、砂漠化が進み、環境がさらに悪化した。このような状況を踏まえ、ホルチン左翼後旗政府は2002年に「禁牧政策」³⁹を打ち出した。この政策によって、通年放牧が不可能になった結果、一部の農家は家畜の飼育を放棄した。

他方、一部の農家は規模拡大に力を入れており、従来の放牧ではなく、舎飼いによる大規模化が進みつつある。そのため、牛の飼育頭数は減少していない。とくに2004年以降、トウモロコシ市場価格の高騰と肉牛価格の上昇にともない、労働力に余裕のある農家はトウモロコシ生産と家畜飼育を複合的に行い、労働力の少ない農家はトウモロコシの生産に特化する傾向が強い。

なお、トラクターやオートバイなどの普及により、役畜としての馬は姿を消した。要するに、「禁牧政策」とトウモロコシ増産により、従来の草地放牧と雑穀の茎などの給餌が、トウモロコシの茎稈やサイレージの給餌に代替されることで、飼育方式が放牧から舎飼いへと変化している。

表7-3 家畜の飼育頭数の変化(単位:頭)

| | 牛 | 馬 | 羊 | 山羊 |
|-------|-----|-----|------|-----|
| 1985年 | 761 | 166 | 243 | 159 |
| 1990年 | 771 | 171 | 291 | 106 |
| 1995年 | 597 | 237 | 304 | 321 |
| 2000年 | 661 | 282 | 335 | 270 |
| 2002年 | 670 | 280 | 350 | 280 |
| 2003年 | 700 | 279 | 900 | 450 |
| 2005年 | 741 | 275 | 1098 | 500 |
| 2007年 | 789 | 50 | 900 | 400 |
| 2010年 | 800 | 0 | 800 | 200 |

出所:ガチャー委員会資料により作成。

³⁹ 通年放牧を禁止し、半年放牧を可能とし、畜舎で飼育すること。

第3節 農家経営構造と規模

上述したように、ホルチン左翼後旗の農牧民の生計は農業と牧畜業から成り立っている。すなわち、農業に従事しながら家畜を飼育することである。統計上、一人当たりの耕地面積は平均で約0.54（第2期請負の耕地面積は5.5ムーである）ヘクタールであるが、政府機関への聞き取り調査によれば、実際には一人当たりの耕地面積が0.6ヘクタール⁴⁰に達している。等級として一等地、二等地、三等地に分かれる。集団（ガチャー委員会あるいは村民委員会）によって、所有する耕地面積の等級ごとの割合は異なるが、平均的に一等地：二等地：三等地＝2:3:1の割合になる。つまり、耕地を平等に分けるためには、この地域の農家は少なくとも耕地を三ヶ所に分けて持たないといけない。

実際にこのようなケースがほとんどであり、耕地の等級分けが農家の耕地を分散化したといえる。一方、家畜を飼育する農家が8割を超えており、農業経営規模、労働力の違いによって飼育頭数が変わってくる。草地または放牧可能地が集団所有であり、昼間は家畜を草地と放牧可能地に放牧し、夜間は雑穀とトウモロコシなどの茎稈を食べさせ、舎飼いする。

例えば、家族数が4人、労働力が2人と仮定すると、耕地面積が $0.6 \times 4 = 2.4$ ヘクタールになり、家畜飼育頭数は牛⁴¹の場合10～15頭までが平均である。15頭を超えると農繁期に労働力が不足することになる。

このような背景において、農家がトウモロコシの作付を増やし、雑穀や豆類の作付が増えない（必ずしも減っている訳ではないが）理由は何であろうか。聞き取り調査によれば、農家がトウモロコシ生産を好む理由は以下のようなことである。

- ①トウモロコシの市場価格高騰である。とくに2007年に中央政府が出したトウモロコシの「臨時買付保管政策」により、トウモロコシの価格情報が農家にとって透明になり、なおかつ安定的に上昇している。
- ②トウモロコシ生産は機械化され、労働集約的生産ではなくなりつつある。近い将来に完全に機械化されるだろう。一方、雑穀や豆類の場合は、種まきだけを機械でできるが、基本的な農作業である収穫、乾燥、調整などが機械化されにくく、すべて手作業でやらないといけない。なお、一般の農家は除草には農薬（除草剤）を使用する。
- ③草地と放牧地が耕地化するにつれて、天然や人工の牧草の不足などが原因で家畜飼育が危機的状況に直面していた。それがトウモロコシ生産増加にともない、トウモロコシの茎稈などが飼料として使えるため、家畜を飼育している農家にとって絶対的優位

⁴⁰ 2002年以降の「退耕還林」・「退耕還草」政策の実施にともない、草地開墾は禁止されるようになる。しかし、実際には、農家がこっそりと開墾して耕地にするケースが少なくない。このような耕地面積が統計には入らないため、実際の耕地面積が統計上の耕地面積を上回る。

⁴¹ 農家は家畜飼育において、牛1頭＝羊4匹と考えることが多い。

性をもつ。近年では、トウモロコシ栽培に適さない三等地に、青刈り用のトウモロコシを植えるケースもみられる。

- ④雑穀や豆類の場合、価格が不安定であり、単位面積当たりの収量もトウモロコシほど多くない。収穫の時期が遅れると豆の皮が爆発し、損失が大きい。

調査ガチャーの、耕種農業におけるトウモロコシと小豆、牧畜業における牛と羊の支出および収入の比較状況を表 7-4 で示した。

小豆は 2000 年に、1 ヘクタール当たりの生産量が低く 1,125 ㎏であり、費用が 150 元であり、収益が 2,100 元であった。一方、トウモロコシは、1 ヘクタール当たりの生産量が 5,250 ㎏であり、価格は 0.8 元/㎏で小豆の 2 元/㎏より低いものの、生産量が多いため、収益が 3,645 元になっている。

常識的に考えれば、この時点で小豆とトウモロコシに費やされる労働時間が同じ 1,500 時間であるため、小豆生産がトウモロコシ生産に完全にシフトするはずである。しかし、実際にはそのシフトが起きていないのは、興味深いところである。では、なぜ小豆生産がトウモロコシ生産にシフトしないのか。

表 7-4 農作物と家畜の収益の比較

| 生産量 (kg/ha) | 庭先販売 価格 (元/kg) | 費用 (元/ha) | 労働時間 (時間 /ha) | 収益 (元/ha) | | 庭先販売 価格 (元/頭) | 費用 (元/頭) | 労働時間 (時間/ 頭) | 収益 (元/頭) |
|----------------|----------------------|--------------|---------------------|--------------|-------|---------------------|-------------|--------------------|-------------|
| 小豆 | | | | | | 羊 | | | |
| 1,125 | 2.00 | 150 | 1,500 | 2,100 | 2000年 | 400 | 250 | 400 | 150 |
| 1,275 | 5.00 | 375 | 1,350 | 6,000 | 2005年 | 700 | 376 | 400 | 324 |
| 1,500 | 4.20 | 525 | 1,050 | 5,775 | 2010年 | 1,200 | 600 | 400 | 600 |
| トウモロコシ | | | | | | 牛 | | | |
| 5,250 | 0.80 | 555 | 1,500 | 3,645 | 2000年 | 2,500 | 1,168 | 480 | 1,332 |
| 6,750 | 1.03 | 1,920 | 1,200 | 5,033 | 2005年 | 4,000 | 1,500 | 480 | 2,500 |
| 9,000 | 1.77 | 6,495 | 900 | 9,435 | 2010年 | 6,000 | 2,585 | 480 | 3,415 |

注1: 収益には、労働報酬が含まれる。

注2: 小豆とトウモロコシの費用は、物財費のみである。種子代、化学肥料代、農薬代などの合計である。

注3: 牛の販売は2.5～4.5歳の間であるが、3歳と仮定した。子牛は自家の母牛が産むと想定している。羊の販売は2～3歳の間であるが、2.5歳と仮定した。子羊も同じように自家で生産していると想定している。

注4: 家畜に対する労働時間とは、年間に必要とされる最低限の投入労働時間である。例えば、牛を3歳で売る場合、労働時間が1,440時間になる。羊を2.5歳で売る場合、労働時間が1,000時間になる。一方、小豆とトウモロコシの労働時間は、1年間のうちに生産に費やした労働時間の合計である。

注5: 牛と羊の費用は飼料代のみであり、生まれてから販売されるまでに食べさせた飼料代の合計である。

注6: 生産量について、トウモロコシは一等地での生産量、小豆は二等地での生産量である。

出所: 現地調査にもとづき作成。

第一に、それは調査ガチャーの土地資源に深く関係している。調査ガチャーはホルチン左翼後旗中部北部沙漠区に位置しており、「各戸請負制」の導入にともない農家は耕地請負経営権を与えられたものの、その耕地の質にばらつきがある。これらを調査ガチャーの事例から分析する。地域によってガチャー委員会（集団）が所有する耕地面積と草地面積、分配方法は異なるが、ここで、一番典型的な例を紹介する。

「改革・開放」当時調査ガチャーの耕地面積は約 200 ヘクタールであり、草地面積は約 1,400 ヘクタールであった。そのほかに沙漠、放牧可能地、荒地などが混在する土地であった。戸籍人口が約 1,000 人で、一人当たり約 0.2 ヘクタールの耕地を分配してもらった。この 200 ヘクタールの耕地は一等地である。後に、草地および放牧可能地が徐々に開墾され、耕地に転換していった。草地開墾から耕地になった土地が一等地に相当し、放牧可能地開墾から耕地になったのが二等地である。緑豆・小豆が生産されている土地が三等地（劣等地）である。

調査ガチャーの 2012 年の総耕地面積が約 700 ヘクタールである。そのうち一等地が 250 ヘクタール、二等地が 300 ヘクタール、三等地が 150 ヘクタールであり、その比率は 2.5:3:1.5 である。従って、一人当たりの分配耕地面積も同じ比率になる。すなわち、一人当たりの一等地が 0.25 ヘクタールで、二等地が 0.3 ヘクタール、三等地が 0.15 ヘクタールになり、合わせると 0.7 ヘクタールになる。

調査ガチャーにおける一等地というのは、トウモロコシを基準に 1 ヘクタール当たりの平均生産量が 7,500~9,000 ㎏の土地である。二等地というのは、1 ヘクタール当たりの平均生産量が 6,000~7,500 ㎏の土地である。三等地はそれ以下の土地であるが、1 ヘクタール当たりの平均生産量が 4,000 ㎏以下になると農家は雑穀や豆類を選択する。

第二に、自然条件が関係している。先述したように農家におけるトウモロコシ生産選択は絶対的であるが、種まきの時期に雨量が少なかったら雑穀や豆類に変えざるを得なくなる。この時の選択対象耕地は二等地であり、一等地には必ずトウモロコシを植える。一等地の場合、地質がいろいろえに、前年の冬にかけて降った雪などで耕地の水分が残ることが多い。トウモロコシの種まき時期は大体 5 月上旬で、この時に必ずしも雨が降るとは限らない。5 月の平均雨量は 35.3 ミリであるが、この雨が降るのが 5 月下旬から 6 月上旬にずれ込むと、確実に雑穀や豆類を選択する。雑穀と豆類の選択に関して、昨年度の販売価格によって決まる。近年は緑豆、小豆を選択する農家の増加傾向がみられる。これは緑豆や小豆の庭先販売価格の上昇が原因であると考えられる。

第三に、この地域のモンゴル族がほとんど出稼ぎに行かないことが関係している。一部の大学や高校などに進学した若者を除けば、基本的に、出稼ぎに行かない。すなわち、この地域はモンゴル族が集中的に住んでいる地域で、日常的にモンゴル語を使って生活をしている。中国語を話せないモンゴル族農牧民が数多くいるので、出稼ぎに出たところで職がみつからない。地元で農業に従事するか、あるいは家畜を飼育してそれを販売して所得を得るしかない。このことは、この地域には農業に従事する労働力がまだ十分

にあることを意味している。

まとめると、この地域は自然条件、土地資源、農業に従事する十分な労働力があるから、耕種農業の生産が盛んであるといえよう。

2005年の状況をみると、小豆とトウモロコシの収量は共に増加している。小豆は2000年の1ヘクタール当たり1,125キロから2005年には1,275キロに、トウモロコシは同じく5,250キロから6,750キロに増加している。価格もそれぞれ2元から5元、0.8元から1.03元に上昇している。費用もそれぞれ150元から375元に、555元から1,920元に増加している。

他方、労働時間が減少しているのがわかる。それは、種まきが、それまでの役畜に変わって機械化されたからである。役畜で耕す場合、少なくとも二人の労働力が必要である。機械の場合は一人の労働力で種まきが可能である。いうまでもないが、機械の方が処理能力は高い。また、除草において農薬が導入されたから、労働時間が減る一方、費用が増加している。一番興味深いのは、労働時間を考えなければ、小豆収益がトウモロコシ収益を約1,000元上回っていることである。それは、2005年の小豆の価格が高騰したことが原因であると考えられる。

2010年には、小豆、トウモロコシの単位面積当たりの収量はともに増加しているが、トウモロコシの増加率の方がはるかに大きい。また、価格においては、小豆の価格が2005年の5元から2010年の4.2元に低下する一方、トウモロコシの価格は1.03元から1.77元まで大幅に上昇している。従って、収益もトウモロコシの方が小豆の5,775元より3,660元も多い9,435元となっている。他方、労働時間においては、小豆の1,050時間よりトウモロコシの方が150時間少ない900時間となっている。これだけの収益差があり、労働時間も短くなれば、農家がトウモロコシ生産を好むのは当たり前である。

他方、家畜の羊と牛において、労働時間は変わらないが、庭作販売価格は不安定ながら上昇している。牧草とトウモロコシの茎稈を食べさせるだけでは、肉つきが悪く、いい価格で売れないうえに寒い冬を乗り越えられない。そのためにトウモロコシなどの飼料を与える。飼料といっても、自家生産のトウモロコシを販売に回さず、それを粉にしているだけである。一年間に食べさせたトウモロコシの量をトウモロコシ価格でかけた数字が家畜飼育における生産費用である。長く飼育すればするほど、費用と労働時間が増加する。

トウモロコシと小豆などの農作物は大体その年の年末までに販売するが、家畜の場合は異なる。ほとんどの農家が資産として母牛を持っており、毎年子牛が生まれてくる。子牛が生まれてきたら飼育し、2.5～4歳の間に価格がいい時期に販売する。大体、牛なら10頭を基準に飼育と販売を繰り返す。羊なら30～40頭を基準に飼育と販売を繰り返す。農家の好みで牛を飼育するか、羊を飼育するかが異なり、基本的にどちらか一方を飼育している。両方を飼育する農家もいることはいるが、牛舎や羊小屋の施設、飼育方法などが多少違うので、両方を飼育する農家は少ないのである。

もちろん家畜を飼育していない農家もいるし、農作物を作付していない農家もいる。すなわち、家畜を飼育していない農家は、耕地を借りて、規模拡大するケースも存在する。逆に、家畜飼育農家も、家畜の飼育頭数を増やして規模拡大するケースがある。この場合、耕地を家畜飼育していない農家に貸し出し、借地料あるいは家畜の飼料としてトウモロコシ現物をそのままもらう農家もいる。また、飼料用に少量の農作物を作付する農家もいる。一部の農家では、耕種農業と牧畜業の分業化が進んでいる。しかし、多くの農家は家畜の飼育と農作物の作付けを両立させている。

いずれにしても、東部内モンゴルの農家経営構造は耕種農業と牧畜業から成り立っていると見える。通遼市はもちろん、赤峰市、興安盟、呼倫貝爾市の農家経営構造もほとんど同じであるといえよう。

まとめると、ホルチン左翼後旗の事例分析に基づき、「改革・開放」後の主要農業政策と市場動向が、東部内モンゴルの土地利用に及ぼした影響について考察した。

「各戸請負制」導入にともない、農家は独立し経営権を手に入れ食糧増産に成功し、慢性的な食糧不足問題を解決できたことは評価すべきであろう。

しかし、1994年の「分税制」実施にともない、税収が中央政府に集中的に流れ、地方政府の財政収入が激減したことで、ホルチン左翼後旗では財政収入確保のための草地開墾が進んだ。すなわち、中央政府の「分税制」が「間接的」に、ホルチン左翼後旗政府の「両田制」が「直接的」に、草地の耕地化に影響を及ぼしたといえよう。

草地が耕地化されていくにつれて、家畜の放牧密度が高くなり、砂漠化がエスカレートした。それにも関わらず、財政収入の確保が優先されて、既存の林地まで伐採されたのである。従って、「分税制」は、砂漠化や環境悪化とすら関係がないとは言い難い。

さらに、砂漠化や環境悪化にともない、「荒地造林」、「退耕還林」などの政策が実施されたが、「退耕還林」部分の「林権証」が各農家に平等に与えられた一方、「荒地造林」の「林権証」は一部の農家等に集中した。これらは今後、ガチャー内経済格差を生み出す要因になりかねない。しかも、「荒地造林」の本来の目的は荒地に植林することであったが、この地域では草地に植えたのである。

他方、近年の農業保護政策とトウモロコシ市場価格の高騰により、この地域は短期間に雑穀生産からトウモロコシ単作に転換し、農家所得は上昇している。また、トウモロコシ増産による自給飼料資源の増大にともない、今まで草地減少で危機的状況にあった家畜飼育にも回復、発展の動きがみられる。

この地域の農業経営規模は比較的大きいものの、灌漑施設が十分に整備されていないうえに、砂漠化の問題もあり、自然災害への抵抗力が弱い。トウモロコシの単作や化学肥料への依存などによる地力低下の問題も顕在化しつつある。このような状況のなかで、今後の展望として耕種農業と畜産業を両立させた持続可能、循環型の新しい農業発展モデルの形成が必要であると考えられる。

第8章

結論と今後の展望

第1節 結論

本研究では、ホルチン左翼後旗の事例分析から、近現代東部内モンゴルにおける、次の2つを課題とした。第1は、近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換をもたらした要因の解明である。第2は、近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換がもたらした影響の考察である。

第1に、近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換をもたらした要因の解明である。土地開墾主体は、大きく漢族移民による開墾とモンゴル族自身による開墾に分けられる。漢族移民による開墾は、清中期から「改革・開放」までに行われた。モンゴル族自身による開墾は、「改革・開放」後から現在に至るまで行われている。

1つ目は、漢族による草地開墾である。東部内モンゴルにおいて、清中期から「改革・開放」までにかけて漢族入植および開墾が進んだ。その要因は、清中期から満州国期までの社会経済、政策転換、国内外情勢、モンゴル王公および軍閥の利害の4つに加えて、中華人民共和国初期における、中国共産党の「移民政策」に整理できる。

①社会経済的要因とは、長城以南の人口圧により貧困化した漢族移民が、東部内モンゴルへ流入するようになり、その勢いが激しかったことである。

②政策転換とは、「封禁政策」が「借地養民」政策、さらには「移民実辺」政策に転換したことである。

③国内外の情勢として、アヘン戦争、太平天国の反乱、日清戦争、義和団事件などによる混乱を指摘できる。

④モンゴル王公および軍閥の利害が関係している。とくに、モンゴル王公は「私墾」を通じて小作料を得られることから、漢族の移民および開墾を積極的に受け入れたのである。

⑤1955年に中華人民共和国政府が食糧増産のために行った「移民政策」による土地開墾である。

2つ目は、モンゴル族自身による草地開墾である。

①「改革・開放」後の「各戸請負制」導入にともない食糧不足問題を解決するために1980年代後半に行った草地開墾である。

②1994年の中央政府の「分税制」と地方政府の「両田制」にともなう草地開墾である。

③2004年以降のトウモロコシ市場価格高騰にともなう草地開墾である。

第2に、近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換がもたらした影響の考察である。

1つ目は、「半農半牧畜業」の形成である。

①モンゴル族の定住化である。清朝における漢族移民と草地開墾にともない東部内モンゴルに漢族人口が増加し、モンゴル族が利用できる放牧地が大幅に縮小した。その結果、清末期までにモンゴル族の定住化が進んだ。

②東部内モンゴルのモンゴル族の定住化にともない、牧畜業は、遊牧が不可能となり、定住放牧に転換した。

③東部内モンゴルのモンゴル族の定住化にともない、耕種農業が浸透した。モンゴル族は従来、遊牧の特性に応じて畝（うね）を作らない「モンゴル式農耕」を行っていた。東部内モンゴルが満州国に取り込まれたことがきっかけで「満州式農耕」が普及した。満州国期の東部内モンゴルの農業は、定住放牧と「満州式農耕」の結合であり、すなわち満州国期に「半農半牧畜業」が形成された。ただし、東部内モンゴルが中華人民共和国の一部になった後、耕種農業が「満州式+漢式農耕」に転換したが、「改革・開放」まで、満州国期の「半農半牧畜業」には、大きな変化がみられなかった。

2つ目は、「半農半牧畜業」の転換である。

①「改革・開放」後、定住放牧は継続されたが、近年では放牧（近年では草地のみならず劣等地に近い放牧地まで開墾が進んでいる）および天然牧草に頼る家畜の飼育方式がトウモロコシの茎稈やサイレージに代替されており、舎飼いによる畜産業へと発展しつつある。

②「改革・開放」後、耕種農業において、「満州式+漢式農耕」が継続されたが、近年では雑穀生産がトウモロコシ単作にシフトした。

③草地減少により、牧畜業は危機的状況に陥っていたが、それがトウモロコシ栽培増大にともない、飼料資源が確保し易くなり、農家の家畜飼育頭数が増加している。

東部内モンゴルの農業（「広義」）における牧畜業と耕種農業は、時代により異なる意味を持つ。清朝における農業は、遊牧による牧畜業を中心とし、「モンゴル式農耕」を補助的に行っていた。中華民国期における農業は、定住放牧を中心とし、耕種農業は「モンゴル式農耕」から「漢式農耕」に転換する前段であった。満州国期における農業は、定住放牧と「満州式農耕」の結合であり、すなわち、満州国期に「半農半牧畜業」の原型が形成された。

「改革・開放」前における農業は、定住放牧と「満州式+漢式農耕」の結合であるが、満州国期の農業と大きく変わりはない。「改革・開放」後における農業は、定住放牧（舎飼いがかなり進んでいることから畜産業に近い）と「満州式+漢式農耕」（堆肥や化学肥

料の増投が特徴)を両立させている。

近現代東部内モンゴルにおける土地利用方式の転換および「半農半牧畜業」の形成過程と、その後の転換を明らかにすることは、現在の内モンゴル自治区の土地利用状況および農業状況を理解するうえできわめて重要な意義を持つのみならず、内モンゴル自治区におけるモンゴル族の生活スタイルの変化を知るうえでも不可欠な作業であるといえよう。

この作業は、土地利用方式における草地から耕地への転換過程を明らかにする作業にほかならない。

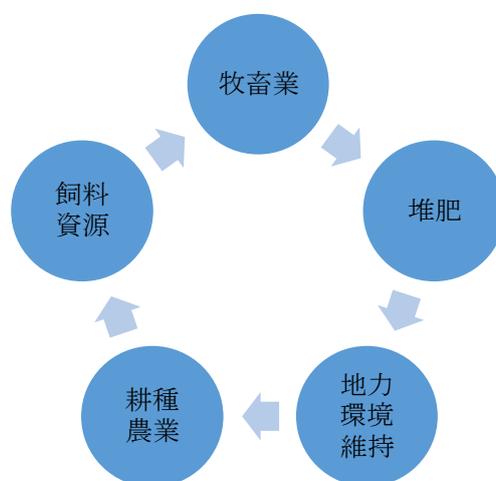
第2節 今後の展望

近年の農業保護政策とトウモロコシ市場価格の高騰により、東部内モンゴルの草地のほとんどが開墾され耕地化した。そのみならず東部内モンゴルでは短期間に雑穀生産からトウモロコシ単作に転換し、農家所得は上昇している。また、トウモロコシ増産による自給飼料資源の増大にともない、今まで草地減少で危機的状況にあった家畜飼育にも回復、発展の動きがみられる。

この地域の農業経営規模は比較的大きいものの、灌漑施設が十分に整備されていないうえに、砂漠化の問題もあり、自然災害への抵抗力が弱い。トウモロコシの単作や化学肥料への依存などによる地力低下の問題も顕在化しつつある。また、土地資源も限られている。

このような状況のなかで、今後の展望として耕種農業と畜産業を両立させた持続可能、循環型の新しい農業発展モデル(図8-1参照)の形成が必要であると考えられる。

図8-1 持続可能・循環型の新しい農業発展モデル



出所：筆者作成。

あとがき

(1) 本論文を執筆するにあたってお世話になった各位をここに記す。

指導教員の池上彰英先生から、ありとあらゆるご指導をいただいた。

論文の審査委員を務めていただいた廣政幸生先生と小田切徳美先生からは個別にご指導および情熱的な応援をいただいた。

農業経済学専攻の先生方、すなわち田畑保先生、大内雅利先生、竹本田持先生、坪田邦夫先生、市田知子先生、大江徹男先生、石月義訓先生、橋口卓也先生、作山巧先生、本所靖博先生、岡通太郎先生、中嶋晋作先生、佐藤真弓先生から貴重なご指摘をいただいたのみならず、励ましの言葉もいただいた。

元東京大学社会学研究所の田島俊雄（現大阪産業大学）先生から、ご指導をいただいた。

尼崎国際日本語学校の小畑泰子先生には大変お世話になった。

同じ部屋の大学院生や国際開発論研究室の在学生にはお世話になった。

学生生活を支持してくれた家族および親戚に感謝をしたい。

(2) 学生生活を経済的に支援してくださった各団体をここに記す。

公益財団法人平和中島財団（2008年4月～2010年3月）

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会（2011年4月～2012年4月）

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）（2012年4月～2013年3月）

明治大学大学院研究奨励奨学金（2012年4月～2013年3月）

日本政府（文部科学省）国費（2014年4月～2015年3月）

2015年2月23日（月）

暁剛（シャオガン）

参考・引用文献および資料

統計年鑑と地方誌

- ・中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑 2012』, 中国統計出版社, 2012 年。
- ・中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑 2014』, 中国統計出版社, 2014 年。
- ・中国農業年鑑編纂委員会編『中国農業年鑑 1982』, 農業出版社, 1983 年。
- ・中国農業年鑑編纂委員会編『中国農業年鑑 2013』, 農業出版社, 2014 年。
- ・中華人民共和国農業部編『中国農業統計資料』, 1998～2011 年の各年版。
- ・内蒙古自治区統計局編『内蒙古統計年鑑 2012』, 中国統計出版社, 2012 年。
- ・内蒙古自治区統計局編『内蒙古統計年鑑 2013』, 中国統計出版社, 2013 年。
- ・国家統計局内蒙古調査総隊編『内蒙古経済社会調査年鑑 2012』, 中国統計出版社, 2012 年。
- ・国家統計局内蒙古調査総隊編『内蒙古経済社会調査年鑑 2013』, 中国統計出版社, 2013 年。
- ・内蒙古自治区地方誌編纂委員会編『内蒙古年鑑 2011』, 内蒙古出版集团, 遠方出版社, 2012 年。
- ・内蒙古自治区地方誌編纂委員会編『内蒙古年鑑 2012』, 内蒙古出版集团, 遠方出版社, 2013 年。
- ・内蒙古自治区地方誌編纂委員会編『内蒙古年鑑 2013』, 内蒙古出版集团, 内蒙古人民出版社, 2013 年。
- ・内蒙古自治区誌・糧食誌編纂委員会編『内蒙古自治区誌・糧食誌』, 内蒙古人民出版社, 1997 年。
- ・内蒙古自治区第六次全国人口普查領導小組弁公室・内蒙古自治区統計局編『内蒙古自治区 2010 年人口普查資料 1』, 中国統計出版社, 2012 年。
- ・哲里木盟農牧場管理局編『哲里木盟農墾誌』, 内蒙古赤峰印刷集团, 1998 年。
- ・哲里木盟地名委員会編『哲里木盟地名誌』, 出版社不明, 1990 年。
- ・科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編『科尔沁左翼後旗誌 (1989 年)』, 内蒙古人民出版社 (呼和浩特), 1993 年。
- ・科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編『科尔沁左翼後旗誌 (1989～2007 年)』, 内蒙古人民出版社 (海拉尔), 2008 年。
- ・国家發展改革委員会価格司編『建国以来全国主要農産品成本収益資料彙編 1953～1997』, 中国物価出版社, 2003 年。
- ・家發展改革委員会価格司編『全国農産品成本収益資料彙編 2002～2014』, 中国統計出版社, 2004～2012 年。

・遼寧府県誌編「宣統康平県誌」『中国地方誌集成』，鳳凰出版社・上海出版社・巴蜀書社，1910年。

・遼寧府県誌編「宣統昌図府誌」『中国地方誌集成』，鳳凰出版社・上海出版社・巴蜀書社，1910年。

日本語

・池上彰英「農業問題の転換と農業保護政策の展開」池上彰英・寶劔久俊編『中国農村改革と農業産業化』アジア経済研究所，2009年。

・池上彰英『中国の食糧流通システム』，御茶の水書房，2012年。

・池上彰英「中国の食糧需給と農業政策」農村と都市をむすぶ編集部『農村と都市をむすぶ』第673巻10号，2013年。

・澤田裕之「中国内モンゴル北東部ホルチン（科爾沁）沙地における農牧業の変化」『地球環境研究』第6号，pp.61-69，2004年。

・ボルジギン・ブレンサイン『近現代におけるモンゴル族農耕村落社会の形成』，風間書房，2003年。

・鈴木仁麗『満州国と内モンゴル』，明石書店，2012年。

・暁剛「内モンゴル東部地域における農業政策が農地利用に及ぼした影響」『農村経済研究』第32巻第1号，pp.74-80，2014年。

・暁剛「内モンゴルにおける緑豆・小豆の生産・流通・加工」田島俊雄・張馨元編著『中国雑豆研究報告：全国・東北篇』，東京大学社会科学研究所，pp.59-80，2013年。

・暁剛「内モンゴル自治区東部の農業について」『タマリスク 2014年3月号』，特定非営利活動法人地球緑化センター，pp.8-9，2014年。

・暁剛・池上彰英「近現代における内モンゴル東部地域の農業変遷」『明治大学農学部研究報告』第64巻第3号，明治大学農学部，pp.67-86，2015年。

・吉田純一 a 「近現代内モンゴル東部とその地域文化」モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』，雄山閣，pp.3-20，2007年。

・吉田純一 b 「内モンゴル東部における伝統農耕と漢式農耕の受容」モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』，雄山閣，pp.272-294，2007年。

・鉄山博『清代農業経済史研究』，御茶の水書房，1999年。

・渡邊得司郎『満蒙農業論』，出版社と年次不明。

・杉野明夫「中国農村改革と人民公社の終結」『立命館経済学』第44巻第6号，1991年。

・座間紘一「中国農業における「生産責任制」について」『東亜経済研究』第48巻第1・2号，1981年。

・リンチン「内モンゴルの牧畜業の社会主義的改造の再検討」『アジア経済』XLIX-12，2008年。

モンゴル語

- ・額尔敦札布・薩日娜『蒙古族土地所有制特徵研究』，遼寧民族出版社，2001年。
- ・劉金鎖編著『蒙古史概要』，內蒙古人民出版社，1985年。
- ・蒙古学百科全書編集委員会編『蒙古学百科全書』經濟卷，內蒙古人民出版社，2009年。
- ・鉄柱・黒龍主編『新編蒙古族簡史』，內蒙古人民出版社，1999年。

中国語

- ・曹永年主編『內蒙古通史』第4卷，內蒙古大学出版社，2007年。
- ・郝維民編『內蒙古近代簡史』，內蒙古大学出版社，1992年。
- ・興安盟党史資料徵集事務室編『興安革命史話』第2集，內蒙古新聞出版局，1988年。
- ・周清澎主編『內蒙古歷史地理』，內蒙古大学出版社，1993年。

档案資料

- ・科尔沁左翼後旗档案局，1951年8月31日「為發去各旗県長會議總結」『政府档案（永久）』63卷。
- ・科尔沁左翼後旗档案局，1952年11月5日「中共內蒙東部区委，盟地委，旗委，工作組，關於愛国生産運動，生産記要，重農輕牧，互助組長訓練班等問題的通報，總結報告」『旗委档案（永久）』53卷。
- ・科尔沁左翼後旗档案局，1952年12月9日「1952年愛国増産競賽運動初歩總結—中共科左後旗委員会」『旗委档案（永久）』53卷。
- ・科尔沁左翼後旗档案局，1955年1月3日～1955年9月19日「旗政府：基本数字的五種表格1，6，8，9，10，11，12区呈報土地調查，農業生産方面的五種調查表格」『政府档案（永久）』62卷。
- ・科尔沁左翼後旗档案局，1955年1月3日～1955年9月19日「中共後旗委，旗盟工作組關於互助・合作運動中三位一体的階級政策，社員投資，農業社争分等工作報告，意見等」『旗委档案（永久）』108卷。
- ・科尔沁左翼後旗档案局，1955「合作部之牧畜増減，農社互助組基本情況有關数字，建設計画，農業分類，政治情況，社代信情況表格」『政府档案（永久）』125卷。
- ・科尔沁左翼後旗档案局，1955「關於墾荒移民擴大耕地面積増産糧食初歩意見的報告」『政府档案（長期）』57卷。

ガチャー委員会資料

- ・ 1983 年 1 月 23 日「市場開放に関する通知」『欧里公社管理委員会文件』6 号。
- ・ 2001 年 6 月 25 日「牲畜頭数表」『ガチャー委員会』。
- ・ 2001 年 12 月 20 日「農業主要生産品情況」『ガチャー委員会』。
- ・ 1986 年 3 月「關於制定民辦教師工資的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』9 号。
- ・ 1986 年 1 月 25 日「額莫勒蘇木 1986 年工作計画」『額莫勒蘇木人民政府文件』。
- ・ 1987 年 2 月「額莫勒蘇木 1987 年工作計画」『額莫勒蘇木人民政府文件』。
- ・ 1989 年 7 月 26 日「關於下達 1989 年糧油合同定購任務的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』16 号。
- ・ 1989 年 12 月 5 日「關於兌現 1989 年民辦教師工資的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』。
- ・ 1995 年 6 月 12 日「關於民辦補助調整的決定」『額莫勒蘇木人民政府・党委』。
- ・ 1995 年 12 月 2 日「關於程控電話籌資的緊急通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』41 号。
- ・ 1996 年 6 月 10 日「關於按裝対講機籌資的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』。
- ・ 2003 年 1 月 28 日「關於發放兌現嘎查村幹部工資的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』1 号。
- ・ 2002 年 10 月 25 日「2002 年各嘎查車船稅落實表」『額莫勒蘇木地稅所』。
- ・ 1983 年 12 月 25 日「大浩坦大隊における生産隊合弁に関する返答」『欧里公社管理委員会文件』21 号。
- ・ 1981 年 2 月 25 日「第 6 生産隊合同書」『ガチャー委員会』。
- ・ 1986 年「1986 年契約計画面表」『額莫勒蘇木人民政府文件』9 号。
- ・ 1988 年 11 月 1 日「1988 年建勤工徵收代金計算核定任務表」『ガチャー委員会』。
- ・ 1990 年 4 月 24 日「1990 年建勤工徵收代金計算核定任務表」『ガチャー委員会』。
- ・ 1995 年 2 月 27 日「關於調整建勤民工代金徵收標準及管理方法的決定」『額莫勒蘇木人民政府文件』4 号。
- ・ 1992 年「關於籌措農村学校辦學經費的通知」『科尔沁左翼後旗人民政府文件』。
- ・ 1990 年 11 月 29 日「額莫勒蘇木兩田分離實施方案」『額莫勒蘇木人民政府文件』。
- ・ 1986 年「化学肥料，種子，ヒマワリ予約買付手付金分配表」『額莫勒蘇木人民政府文件』。
- ・ 1989 年 3 月 30 日「第一回分配化学肥料」『額莫勒蘇木人民政府文件』。
- ・ 1996 年 4 月 25 日「關於分配化学肥料指標的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』。
- ・ 1996 年 5 月 13 日「關於分配返銷糧的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』12 号。
- ・ 1992 年 4 月 8 日「關於分配玉米種子，化学肥料的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』8 号。
- ・ 1992 年 7 月 5 日「關於分配追肥指標的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』19 号。
- ・ 1992 年 5 月 3 日「關於建立人民教育基金制度的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』1

号。

・1999年3月25日「關於職工幹部家族種地一定多年不變的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』1号。

・1995年12月5日「關於五項統籌資金的落實通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』44号。

・1999年「關於催交農牧業稅的有關決定」『額莫勒蘇木人民政府文件』（1999）45号。

・2000年11月4日「關於下達2000年財稅任務的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』20号。

・1991年2月1日「關於下達嘎查村財務管理制度的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』4号。

・1991年3月1日「關於土地交納稅收的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』14号。

・1991年4月9日「關於抽集敬老院經費籌項資金的的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』16号。

・1991年8月16日「關於籌集文体經費的通知」『額莫勒蘇木人民政府文件』39号。

・1991年「關於印發1991年供電工作管理規定」『額莫勒蘇木人民政府文件』13号。

・1991年7月26日「關於動員各級幹部大眾向災區捐增捐物的通知」『中共額莫勒蘇木委員會（91）18号・額莫勒蘇木人民政府文件』34号。

・1986年元月「額莫勒蘇木1986年工作計畫」，『額莫勒蘇木人民政府文件』。

・1986年11月14日「大浩坦嘎查訂銷補明細表」『ガチャー委員会』。

・1986年12月31日「公証書」『科尔沁左翼後旗公証所』。

・1982年7月28日「包產到戶包干到戶農業合同書」『ガチャー委員会』。